

神栖市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

神栖市

目 次

第1章 計画策定の背景と目的	1
1 背景.....	1
2 目的.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画期間	2
5 計画の対象範囲.....	3
第2章 公共施設等の現況および将来の見通し	4
1 公共施設等の現況.....	4
2 人口推移と将来人口推計	13
3 財政.....	14
4 公共施設等の将来更新等費用及び財源の見込	19
5 現状と課題に関する基本認識.....	30
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針.....	32
1 基本目標	32
2 管理の実施方針.....	35
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	38
1 建築物系公共施設.....	38
2 インフラ系公共施設	77
第5章 フォローアップ実施体制.....	79
1 全庁的な取り組み体制の構築.....	79
2 情報の一元管理と共有のあり方	80
3 フォローアップの実施方針.....	81

第1章 計画策定の背景と目的

1 背景

本市では、昭和 30 年代後半に始まった鹿島開発によって昭和 42 年（1967 年）の工業団地造成開始や、昭和 44 年（1969 年）の鹿島港開港など、大規模開発が進められ、以来、石油化学を中心とした重化学コンビナートのまちとして発展しています。それに歩調を合わせるように、行政需要の拡大や市民ニーズの多様化にこたえる形で、様々な公共施設の建設や整備を行ってきました。

特に、学校教育系施設や公営住宅、市民文化系施設・社会教育系施設、行政系施設などの建築物の多くは、昭和 40 年代初めから昭和 60 年代初めにかけて集中的に整備されてきました。その結果、近い将来、一斉に大規模修繕や建替えの時期を迎えることになります。

加えて、道路、橋りょう、上下水道等のインフラ施設も同様の傾向にあり、今後、これらすべての公共施設を、これまでと同じような水準で維持・更新していくことは、少子高齢化や将来の人口減少が見込まれる中、大きな財政負担となることが見込まれます。

このような課題に対応するため、「神栖市建築物耐震改修促進計画」や「神栖市公営住宅長寿命化計画」、「神栖市橋梁長寿命化修繕計画」などの個別計画を策定し、特定の公共施設等について、耐震化や長寿命化を推進してきました。

今後はさらに、すべての公共施設等の現状について総合的に管理し、既存の計画との整合性を図りつつ、全体的かつ長期的な視点で、公共施設等の効率的な維持管理や建替え、再配置等を計画的に進めていくことが求められています。

2 目的

公共施設等を取り巻く現状について客観的に分析することにより、長期的な視点で、公共施設等の管理を総合的に推進し、効果的かつ効率的に質の高い公共サービスを提供できるようにすることを目的として「神栖市公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

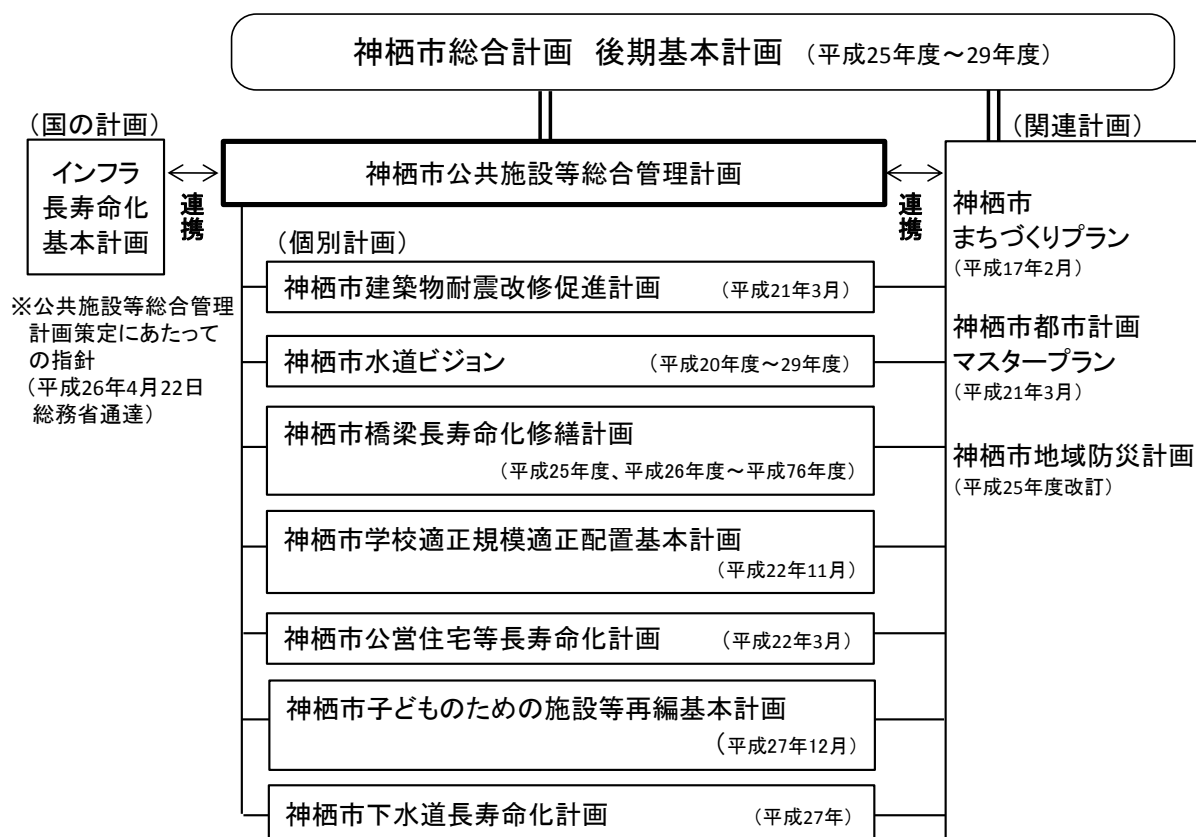
3 計画の位置づけ

本計画は、平成 25 年 11 月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」などを踏まえて策定するもので、今後の各施設の個別計画の指針となるものです。

また、本市の最上位計画である「神栖市総合計画」の下位計画として、「第 3 次神栖市行財政改革大綱」や「神栖市都市計画マスタープラン」、「神栖市地域防災計画」などとの連携を図り、各施設や事業目的における公共施設等の役割や機能等を踏まえた横断的な考え方を示すものです。

なお、各種既存計画等の見直しの際には、本計画との整合性を図るものとします。

図 1-1 本計画の位置づけ



4 計画期間

本市では、鹿島開発の進展と歩調を合わせるように昭和 40 年代初めから昭和 60 年代にかけて建設された施設が多く、これらは今後 40 年の間に大規模修繕や建替えの時期が集中します。

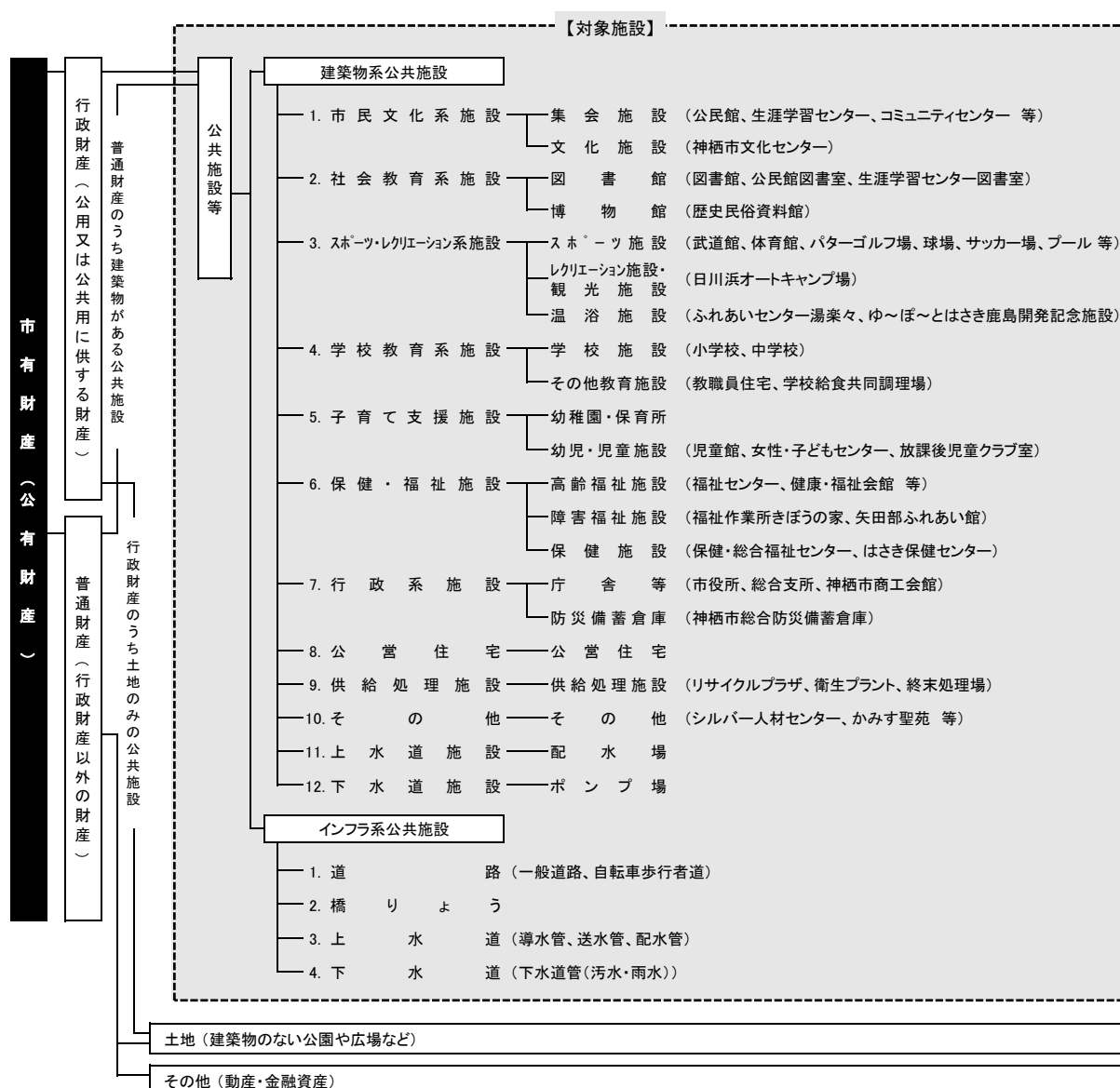
また、公共施設等の計画的な管理においては、長期的な視点が不可欠であることなどを踏まえ、平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間を計画期間とします。

5 計画の対象範囲

本計画の対象は、行政財産、普通財産を問わず市有財産の建築物（敷地を含む）、および行政財産である道路、橋りょう等を対象範囲とするものであり、これらを「公共施設等」とします。

公共施設等は、建築物系公共施設として、1.市民文化系施設、2.社会教育系施設、3.スポーツ・レクリエーション系施設、4.学校教育系施設、5.子育て支援施設、6.保健・福祉施設、7.行政系施設、8.公営住宅、9.供給処理施設、10.その他、11.上水道施設、12.下水道施設の12類型、そして、インフラ系公共施設として、1.道路、2.橋りょう、3.上水道、4.下水道の4類型とします。

図 1-2 本計画の対象範囲



第2章 公共施設等の現況および将来の見通し

1 公共施設等の現況

公共施設等の現況は、建築物系公共施設とインフラ系公共施設の類型ごとに、建物の延床面積や道路延長等の総量、年度別建築整備状況、耐震化の状況等について整理しました。

(1) 建築物系公共施設

1) 総量

建築物系公共施設について、平成 26 年度末時点における保有状況を図 2-1、表 2-1 に整理しました。その結果、本市の建築物系公共施設の保有数量は 131 施設、延床面積 303,234.58 m²となっています。

このうち最も延床面積の構成比率が大きい施設類型は、学校教育系施設の 55.2 % (167,240.46 m²) であり、建築物系公共施設全体の過半数以上を占めています。2 番目が市民文化系施設で全体の 8.1%(24,486.21 m²)、3 番目がスポーツ・レクリエーション系施設の 7.5% (22,794.40 m²)、4 番目が公営住宅の 5.9% (17,789.00 m²) となっています。この 4 つの施設類型で全体の約 3/4 を占めています。

図 2-1 建築物系公共施設の施設類型別延床面積構成（平成 26 年度末時点）

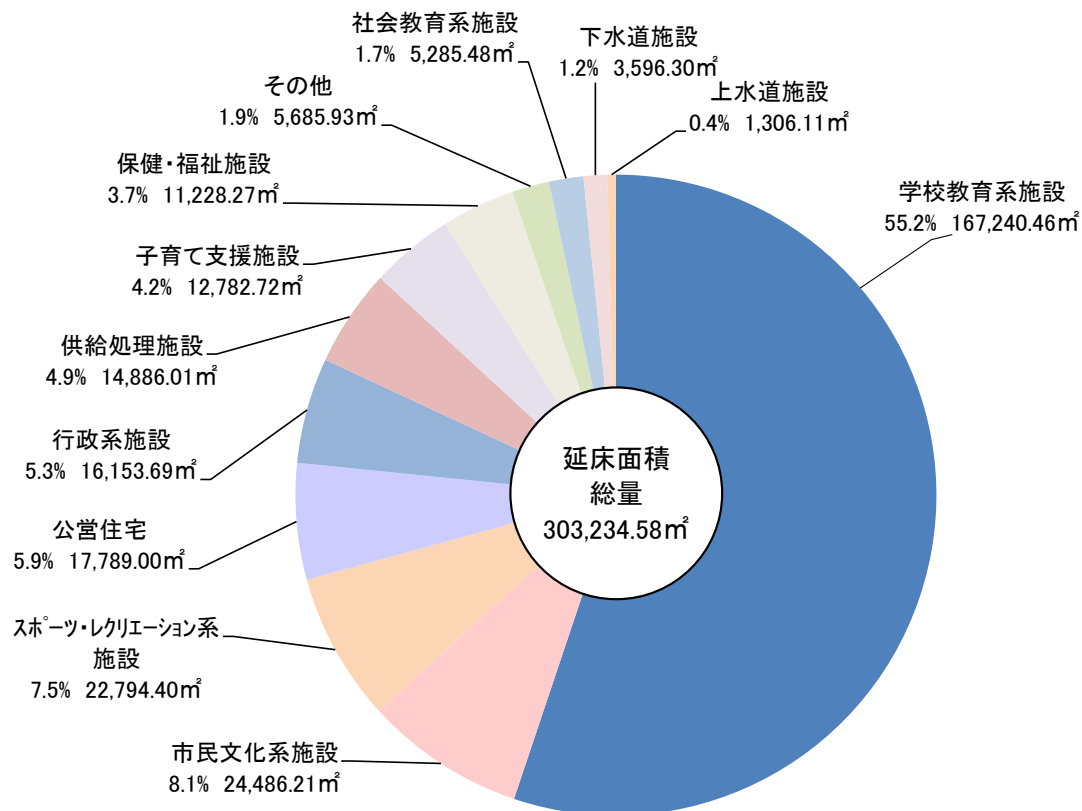


表 2-1 建築物系公共施設の施設類型別延床面積（平成 26 年度末時点）

大分類	中分類	施設数	延床面積	
			面積(㎡)	構成比
1.市民文化系施設				
	01.集会施設	8	20,894.85	6.9%
	02.文化施設	1	3591.36	1.2%
	小計	9	24486.21	8.1%
2.社会教育系施設				
	03.図書館	6	3,935.48	1.3%
	04.博物館	1	1,350.00	0.4%
	小計	7	5,285.48	1.7%
3.スポーツ・レクリエーション系施設				
	05.スポーツ施設	11	18,428.85	6.1%
	06.レクリエーション施設・観光施設	2	956.97	0.3%
	07.温浴施設	2	3,408.58	1.1%
	小計	15	22,794.40	7.5%
4.学校教育系施設				
	08.学校	23	159,308.30	52.5%
	09.その他教育施設	8	7,932.16	2.6%
	小計	31	167,240.46	55.2%
5.子育て支援施設				
	10.幼稚園・保育所	10	8,263.22	2.7%
	11.幼児・児童施設	11	4,519.50	1.5%
	小計	21	12,782.72	4.2%
6.保健・福祉施設				
	12.高齢福祉施設	3	6,743.10	2.2%
	13.障害福祉施設	2	957.25	0.3%
	14.保健施設	2	3,527.92	1.2%
	小計	7	11,228.27	3.7%
7.行政系施設				
	15.庁舎等	3	14,861.33	4.9%
	16.防災備蓄倉庫	1	1,292.36	0.4%
	小計	4	16,153.69	5.3%
8.公営住宅				
	17.公営住宅	14	17,789.00	5.9%
9.供給処理施設				
	18.供給処理施設	5	14,886.01	4.9%
10.その他				
	19.その他	10	5,685.93	1.9%
11.上水道施設				
	20.配水場	4	1,306.11	0.4%
12.下水道施設				
	21.ポンプ場	4	3,596.30	1.2%
合計		131	303,234.58	100%

※構成比の合計を 100%にするために端数処理をしています。

2) 人口 1 人当たりの建築物系公共施設延床面積

茨城県内 32 市の人口 1 人当たりの建築物系公共施設延床面積を表 2-2、同比較を図 2-2 に整理しました。

本市が保有する建築物系公共施設の延床面積を人口 1 人当たりに換算すると、3.13 ㎡/人になります。これは、茨城県内 32 市の平均値 3.44 ㎡/人よりもやや低い水準にあります。

また、全国市町村平均 3.42 ㎡/人（出典：「自治体別人口・公共施設延床面積リスト」東洋大）と比べてもやや低い水準にあります。

表 2-2 茨城県内 32 市の人口 1 人当たりの建築物系公共施設延床面積

自治体名	合併の有無 (平成11年以降)	人口 [人]	行政面積 [km ²]	建築物の 総延床面積 [㎡]	人口一人当たりの 延床面積 [㎡/人]
水戸市	合併あり	270,823	217.32	923,044	3.41
つくば市	合併あり	227,029	283.72	594,995	2.62
日立市	合併あり	185,149	225.71	762,143	4.12
ひたちなか市	合併あり	155,680	99.83	448,879	2.88
古河市	合併あり	140,975	123.58	409,438	2.90
土浦市	合併あり	140,948	122.89	477,134	3.39
取手市	合併あり	106,564	69.94	262,883	2.47
筑西市	合併あり	104,617	205.30	394,335	3.77
神栖市	合併あり	94,582	146.94	296,412	3.13
牛久市	合併なし	84,454	58.92	187,223	2.22
龍ヶ崎市	合併なし	78,368	78.55	195,608	2.50
笠間市	合併あり	76,766	240.40	225,949	2.94
石岡市	合併あり	76,030	215.53	278,156	3.66
鹿嶋市	合併あり	67,885	106.02	201,239	2.96
守谷市	合併なし	64,763	35.71	140,611	2.17
常総市	合併あり	61,460	123.64	228,343	3.72
那珂市	合併あり	54,270	97.82	163,876	3.02
坂東市	合併あり	54,073	123.03	178,278	3.30
常陸太田市	合併あり	52,326	371.99	264,985	5.06
結城市	合併あり	51,605	65.76	173,997	3.37
小美玉市	合併あり	50,917	144.74	154,650	3.04
つくばみらい市	合併あり	49,146	79.16	118,477	2.41
鉾田市	合併あり	48,156	207.61	156,723	3.25
北茨城市	合併なし	44,443	186.80	179,135	4.03
下妻市	合併あり	43,334	80.88	141,372	3.26
稲敷市	合併あり	42,769	205.81	176,218	4.12
桜川市	合併あり	42,651	180.06	171,538	4.02
常陸大宮市	合併あり	42,587	348.45	246,643	5.79
かすみがうら市	合併あり	42,143	156.60	127,767	3.03
行方市	合併あり	34,915	222.48	155,655	4.46
高萩市	合併なし	29,656	193.58	143,412	4.84
潮来市	合併あり	29,105	71.40	119,103	4.09

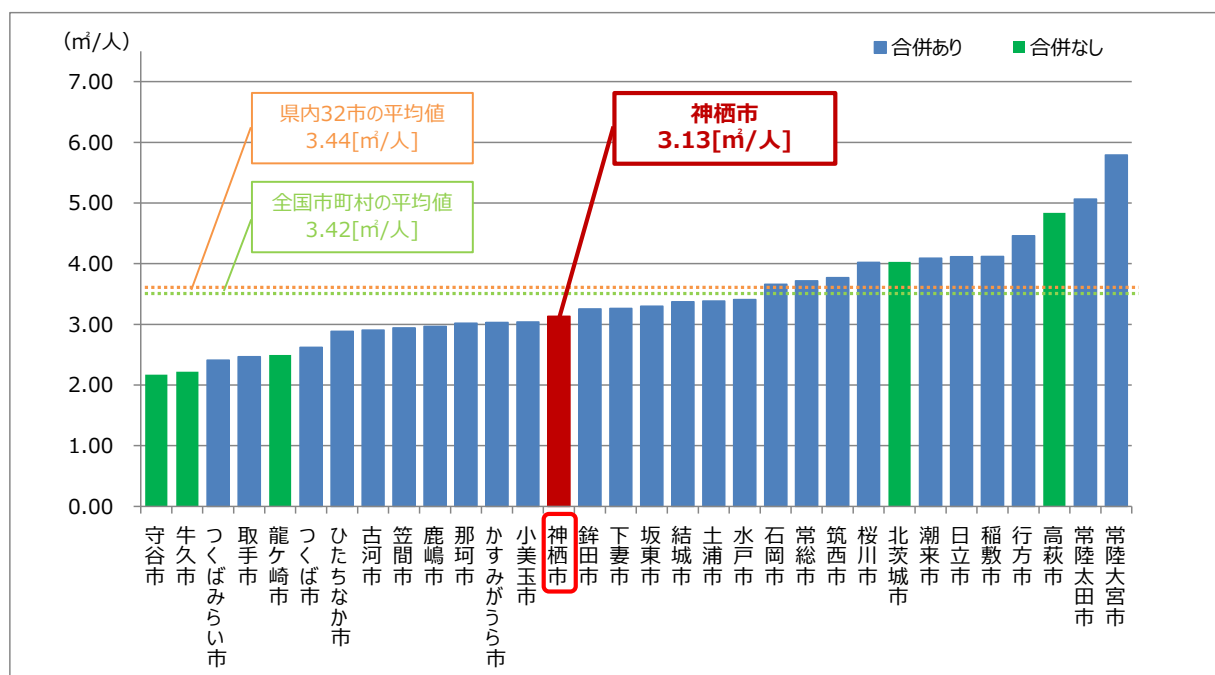
※建築物の総延床面積は基本的には行政財産のみとし、普通財産は含めないものとします。

出典：人口は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（平成 27 年 1 月 1 日現在、総務省）

行政面積は「平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調」（平成 26 年 10 月 1 日現在、国土地理院）

建築物の総延床面積は「公共施設状況調経年比較表/市町村経年比較表（決算年度 2014）」（総務省
地方財政状況調査関係資料）

図 2-2 茨城県内 32 市の人口 1 人当たりの建築物系公共施設延床面積の比較



※出典：全国市町村の平均値は東洋大学 PPP センター「全国自治体公共施設延床面積データ」（2012 年 1 月）

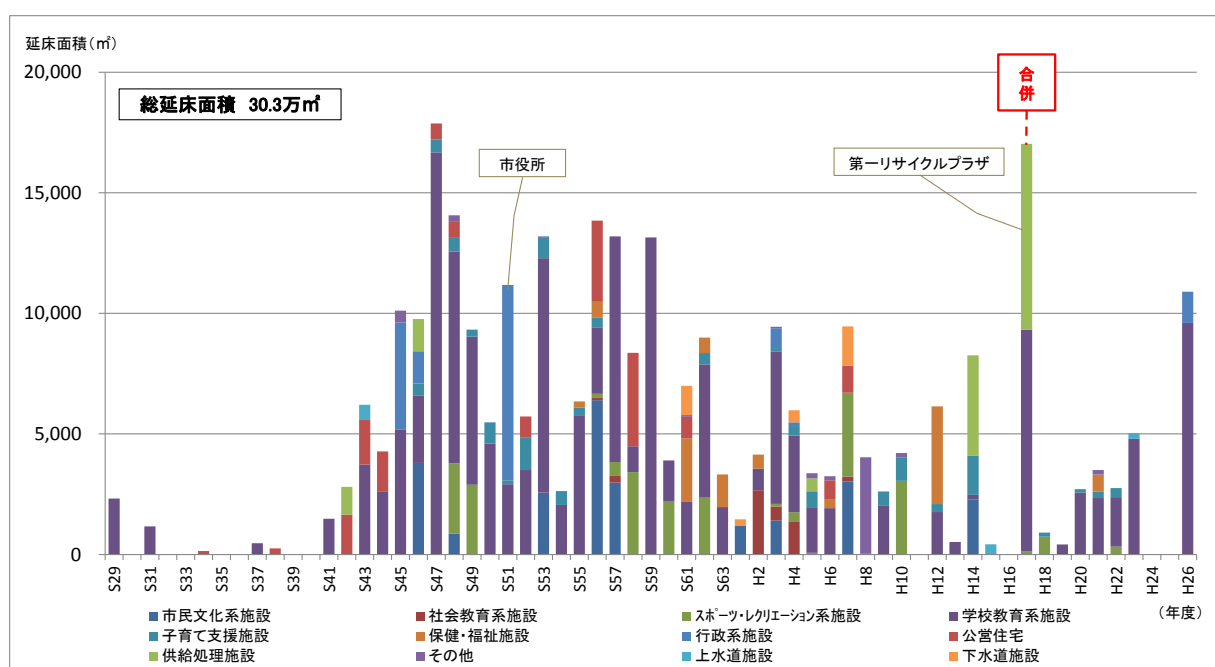
3) 建築年度別延床面積の整理

建築物系公共施設について、平成 26 年度（2014）における建築年度別延床面積を図 2-3 に整理しました。その結果、鹿島開発の進展と歩調を合わせるように昭和 40 年代初めから昭和 60 年代にかけて学校教育系施設を中心に、公営住宅、市民文化系施設・社会教育系施設、行政系施設を整備してきたことが分かります。

近年では、学校施設の老朽化に対応するため、小中学校の改築を進めています。

公共施設に多く使用されている、鉄筋コンクリート造建物の耐用年数は約 60 年とされており、今後、これらの建築物系公共施設が集中して大規模修繕や建替えの時期を迎え、大きな財政負担になることが想定されます。

図 2-3 建築年度別・類型別延床面積（平成 26 年度末時点）



4) 建築経過年数の状況

建築物系公共施設について、平成 27（2014）年 3 月 31 日を基準として、経過年数別に保有状況を整理しました。

その結果、築 30 年未満の建物は全体の 42%（12.5 万㎡）であり、建物の老朽化が懸念される築 30 年を経過した建物は全体の 58%（17.7 万㎡）と過半数を超えていることが分かります。

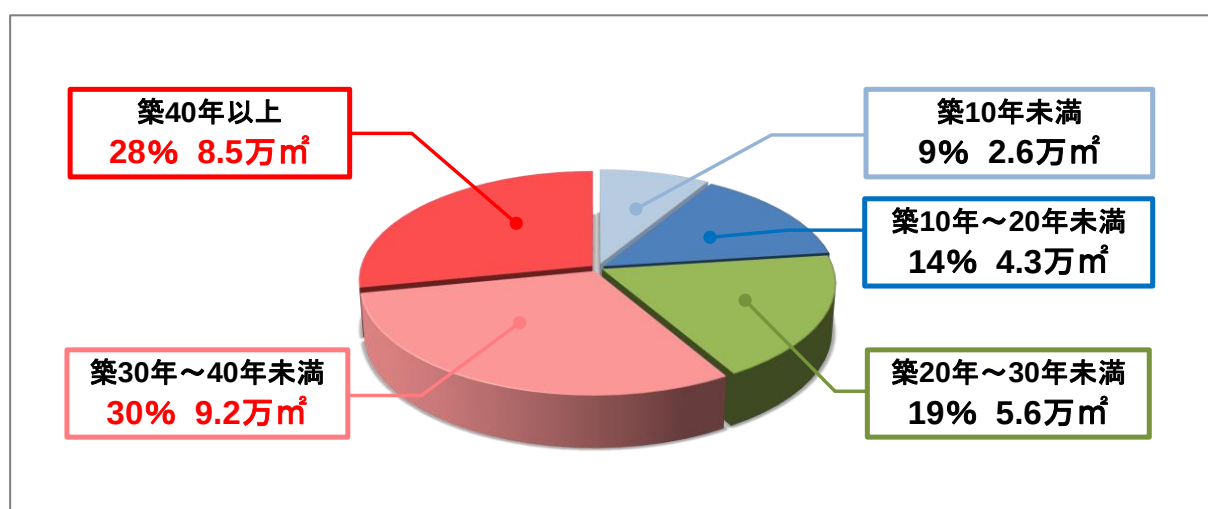
延床面積の構成比は築 30 年以上 40 年未満が高く、全体の 30%（9.2 万㎡）を占めるほか、築 40 年以上の建物が 28%（8.5 万㎡）を占め、老朽化が進んでいることがわかります。

表 2-3 建築経過年数別延床面積

(単位: ㎡)

施設類型	築40年以上	築30～40年未満	築20～30年未満	築10～20年未満	築10年未満	不明	合計
1.市民文化系施設	4,672.00	11,891.65	5,644.56	2,278.00	0.00	0.00	24,486.21
2.社会教育系施設	0.00	484.24	4,801.24	0.00	0.00	0.00	5,285.48
3.スポーツ・レクリエーション系施設	5,802.60	6,330.00	6,411.37	3,183.02	1,067.41	0.00	22,794.40
4.学校教育系施設	55,972.00	51,922.00	23,843.00	13,721.12	21,782.34	0.00	167,240.46
5.子育て支援施設	2,805.72	3,741.90	1,703.00	3,571.60	960.50	0.00	12,782.72
6.保健・福祉施設	0.00	894.00	5,580.62	4,049.89	703.76	0.00	11,228.27
7.行政系施設	5,779.33	8,100.00	982.00	0.00	1,292.36	0.00	16,153.69
8.公営住宅	6,859.00	8,131.00	2,799.00	0.00	0.00	0.00	17,789.00
9.供給処理施設	2,496.07	0.00	539.00	11,850.94	0.00	0.00	14,886.01
10.その他	736.34	33.12	505.69	4,155.49	189.29	66.00	5,685.93
11.上水道施設	636.50	0.00	0.00	424.00	245.61	0.00	1,306.11
12.下水道施設	0.00	0.00	3,596.30	0.00	0.00	0.00	3,596.30
合 計(㎡)	85,759.56	91,527.91	56,405.78	43,234.06	26,241.27	66.00	303,234.58
割 合 (%)	28.3	30.2	18.6	14.3	8.7	0.0	100.0

図 2-4 建築経過年数別の延べ床面積（平成 26 年度末時点）



5) 耐震化の状況

新耐震基準^(※1)の建物の延床面積は164,481㎡(54.2%)です。一方、旧耐震基準^(※1)の建物の延床面積は138,687㎡(45.7%)であり、そのうち8.9%に当たる26,996㎡については耐震改修工事未実施です。

耐震化の状況を施設分類別にみると、行政系施設(85.9%)と公営住宅(43.5%)で耐震改修工事未実施の割合が高い結果となっています。

図 2-5 建築物系公共施設の耐震化の状況

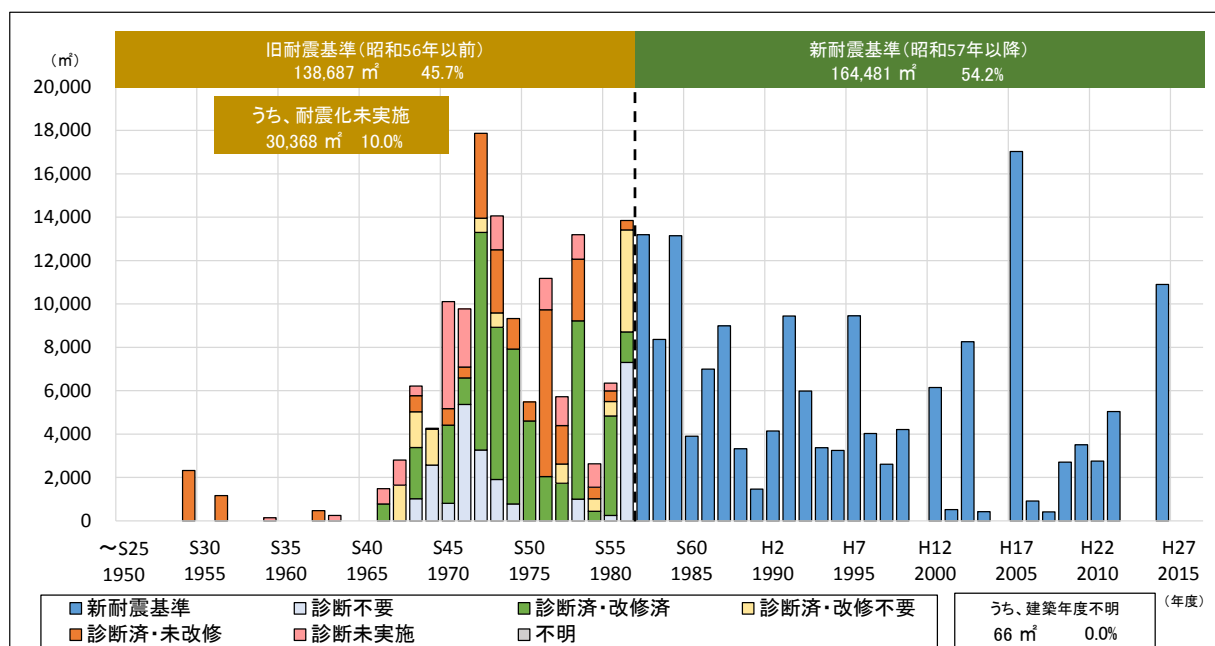
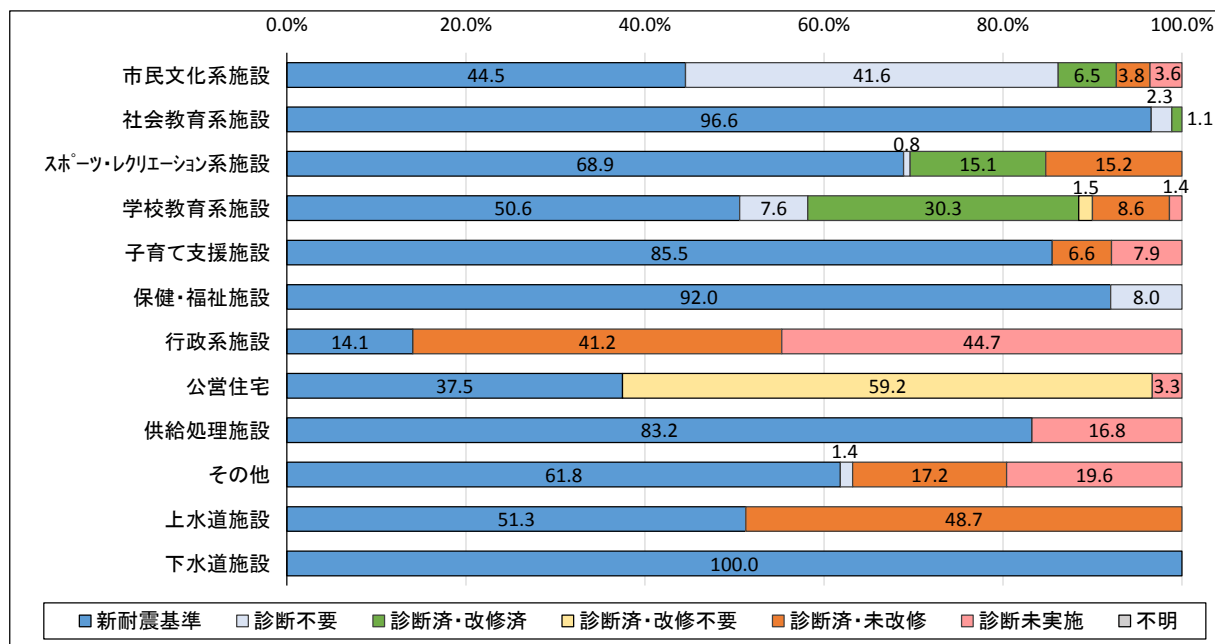


図 2-6 施設類型別の耐震化の状況



(※1) 耐震基準：建築基準法に基づき、建物が地震に耐えるように定められた基準のことです。昭和 56 (1981) 年に耐震基準が大きく改訂されたことを受け、昭和 56 (1981) 年 5 月 31 日までの建築確認において適用された基準を「旧耐震基準」、同 6 月 1 日以降の建築確認において適用されている基準を「新耐震基準」といいます。ここでは、昭和 57 年以降に建設された建物を新耐震基準が適用された建物と見なしています。

(2) インフラ系公共施設の現状

1) 総量

本市のインフラ系公共施設の現況を表 2-4 に示します。道路については延長及び面積、橋りょうについては面積、上水道施設、下水道施設については総延長をそれぞれ集計しています。

表 2-4 インフラ系公共施設の現況（平成 27 年 3 月 31 日時点）

種 別		総 量	
①道路	市道	実延長合計 道路面積	1,086,515 (m) 7,136,868 (㎡)
	自転車歩行者道路	実延長合計 道路面積	16,940 (m) 66,931 (㎡)
②橋りょう		橋りょう数 面積	117 (橋) 5,708 (㎡)
③上水道			685,049 (m)
④下水道	公共下水道雨水管		2,723 (m)
	公共下水道污水管		270,233 (m)

2) 年度別整備量の状況

インフラ系公共施設のうち、①道路、②橋りょう、③上水道、④下水道について、年度別整備量を整理しました。このうち、①道路と④下水道は古い台帳が整理されておらず年度別整備量の把握が困難であるため、整備総量のみを示します。

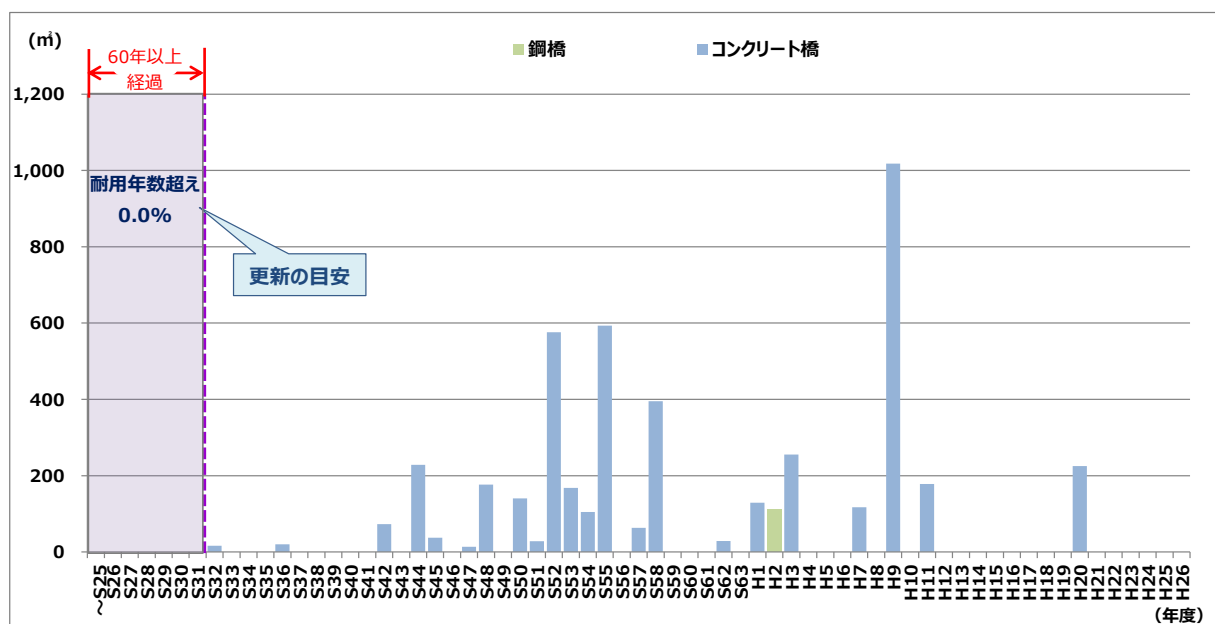
①道路

平成 27 年 3 月 31 日時点の一級市道、二級市道、その他市道の合計整備量は実延長 1,086,515m、道路面積 7,136,868 ㎡となっています。また、自転車歩行者道路は実延長 16,940m、道路面積 66,931 ㎡となっています。土地区画整理事業や道路改良事業等により整備を進めてきました。

②橋りょう

橋りょうの年度別整備量を図 2-7 に示します。本市の橋りょうは社会基盤整備に伴い昭和 40 年代後半から整備が始まり、更新の目安である建設後 60 年を超えているものはありません。しかし、平成 39 年以降は耐用年数を超えた橋りょうが増加し、更新の需要が増大していきます。

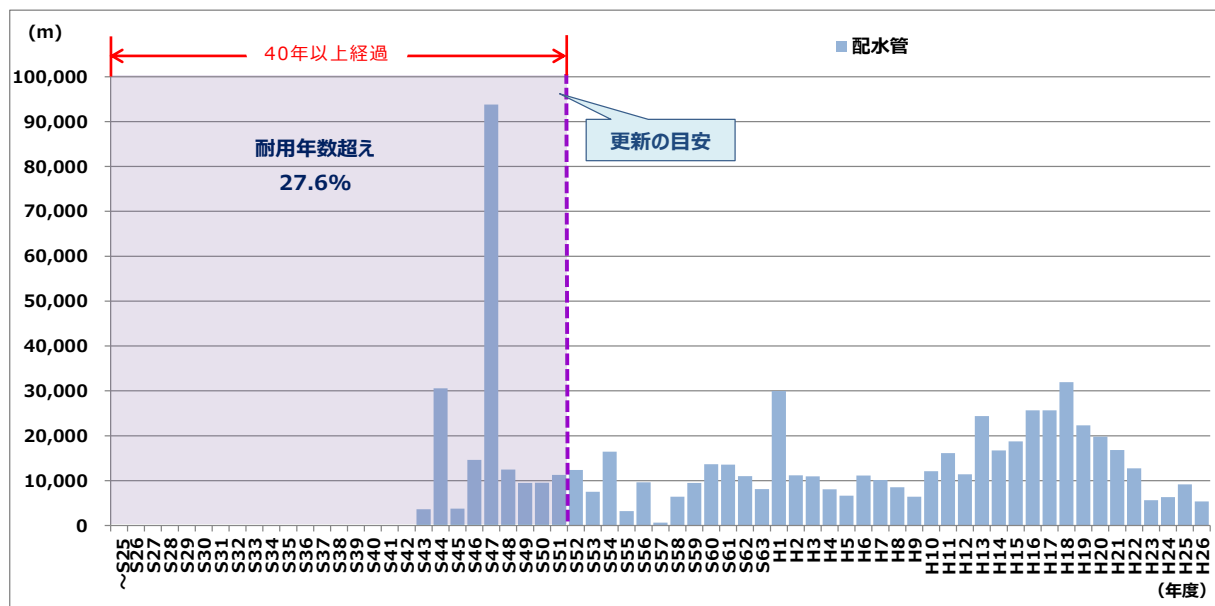
図 2-7 橋りょうの年度別整備量



③上水道

上水道の年度別整備量を図 2-8 に示します。本市の上水道は、鹿島開発の進展に伴って、昭和 40 年代後半から整備が始まっています。更新の目安である建設後 40 年を超えているものが全体の 27.6%あり、近年更新の需要が増大してきています。

図 2-8 上水道の年度別整備延長



④下水道

本市の下水道は、鹿島開発の進展に伴って整備が始まり、平成 27 年 3 月 31 日時点の整備量は、公共下水道雨水管 2,723m、公共下水道污水管 270,233m、合計 272,956m となっています。

2 人口推移と将来人口推計

本市全体の年代別人口の見通しを示します。なお、ここで扱う人口データの実績値は各年の国勢調査を、推計値については「神栖市人口ビジョン」を参照しています。

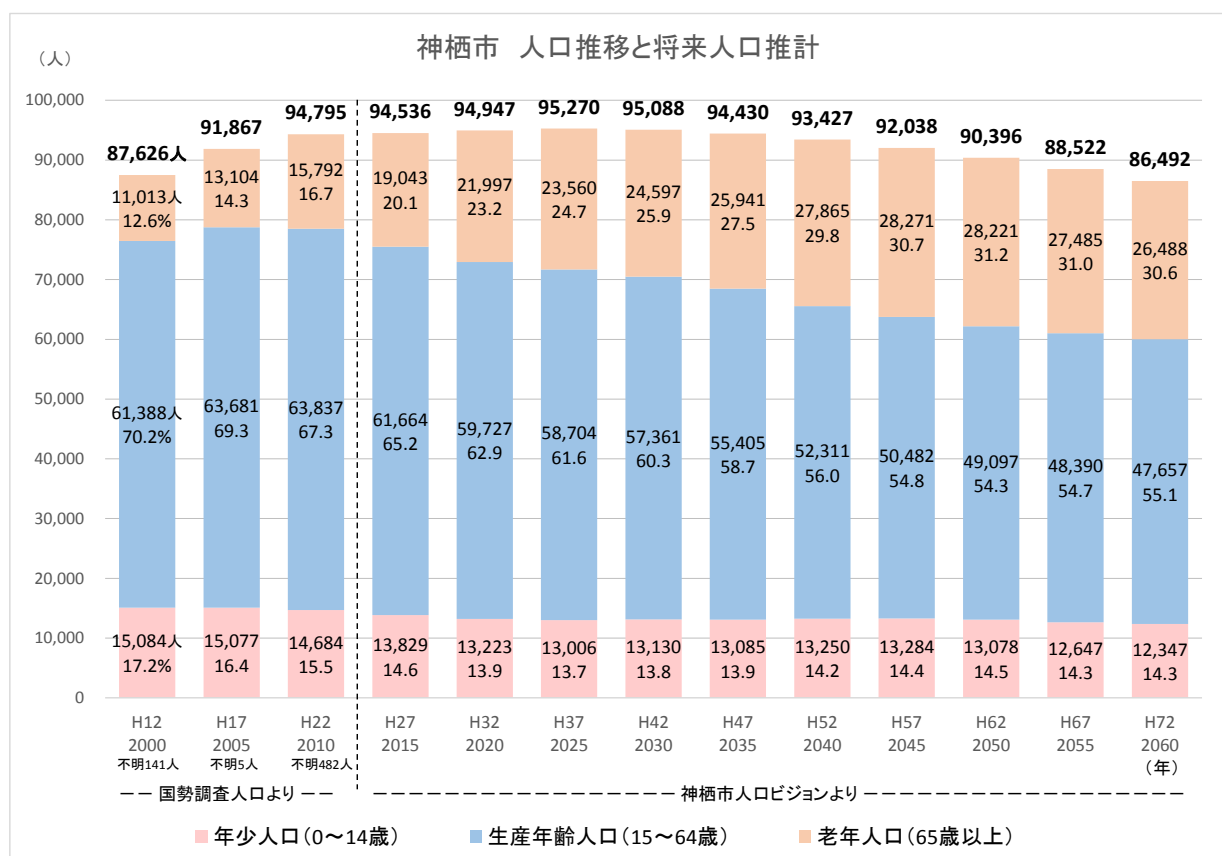
(1) 総人口の推移と将来人口推計

市全体の総人口及び年齢3区分人口推移と将来人口推計を図 2-9 に示します。

総人口については、平成 37 年の 95,270 人をピークに減少に転じています。平成 27 年を起点とすると 20 年後の平成 47 年には 94,430 人、30 年後の平成 57 年には 92,038 人、40 年後の平成 67 年には 88,522 人に減少するものと見込まれています。

また、年齢3区分の構成比でみると、0歳以上14歳以下の年少人口比率は平成37年には13.7%、平成47年には13.9%、平成57年には14.4%、平成67年には14.3%に減少するものと推計されています。一方、65歳以上の老年人口比率は平成37年には24.7%、平成47年には27.5%、平成57年には30.7%、平成67年には31.0%と推計されています。

図 2-9 人口推移と将来人口推計



3 財政

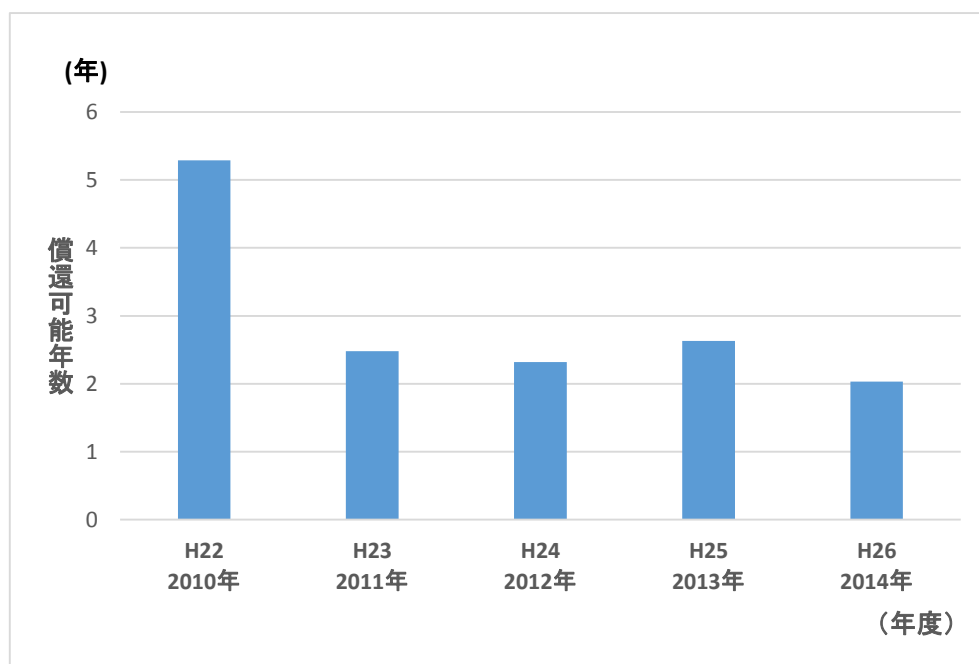
公共施設の「更新問題」が深刻化する前に、中長期的な視点から、公共施設の整備について「選択と集中」の適切な判断を行うための具体的な検討を行い、施策へ反映させていくことが重要です。平成 26 年度においては、新たに公共施設整備基金を設置し約 12 億円の積立を行っていますが、引き続き財源の確保に取り組むとともに、財政負担を軽減・平準化していく必要があります。

平成 26 年度決算に基づく各指標分析は次のとおりです。

（１）健全性（持続可能性）

神栖市が所有している「資産」から、将来的に市が支払うことになる「負債」を差し引いた「純資産」は増加しています。これは、前年度よりも「資産」が増加し「負債」が減少したからです。一般会計でみると市債の現在高が減少しているため、債務償還可能年数^{(*)2}が短くなっており、健全性（持続可能性）は改善していると言えます。

図 2-10 債務償還可能年数の推移



（２）効率性（行政活動の効率性）

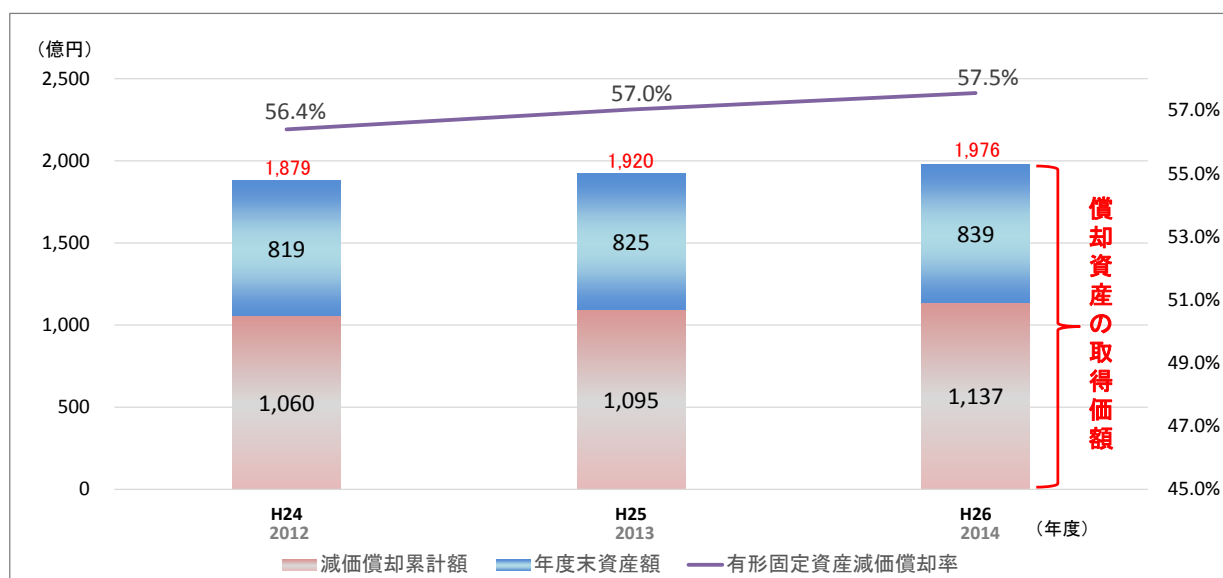
職員数の減少等により、人件費は年々減少傾向にあります。また、平成 26 年度は東日本大震災の災害復旧事業が完了したことにより物件費等が大幅に減少し、その結果として総行政コストは震災前の水準になっています。今後は、よりいっそう事業の費用対効果やコストコントロールを意識していく必要があります。

(3) 資産適合性（資産形成度）

水道会計を除く単体会計^(※3)での平成26年度における減価償却実施前の償却資産の取得価額は約1,976億円、減価償却累計額は約1,137億円であり、償却資産の取得価額から減価償却累計額を差し引いた減価償却実施後の年度末資産残高は839億円となりました。

有形固定資産減価償却率において、前年度より0.5ポイント上昇し57.5%となりました。平成24年度は56.4%、平成25年度は57.0%、平成26年度は57.5%と推移しており、資産の老朽化が進んでいる傾向になります。

図 2-11 公共施設等の有形固定資産減価償却率（単年度決算）



(※2) 債務償還可能年数：経常的な行政活動の収支における黒字額すべてを地方債の返還金に充てたと仮定した場合、返済が可能な年数をいいます。

(※3) 単体会計：一般会計に国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を含めたものをいいます。

(4) 歳入

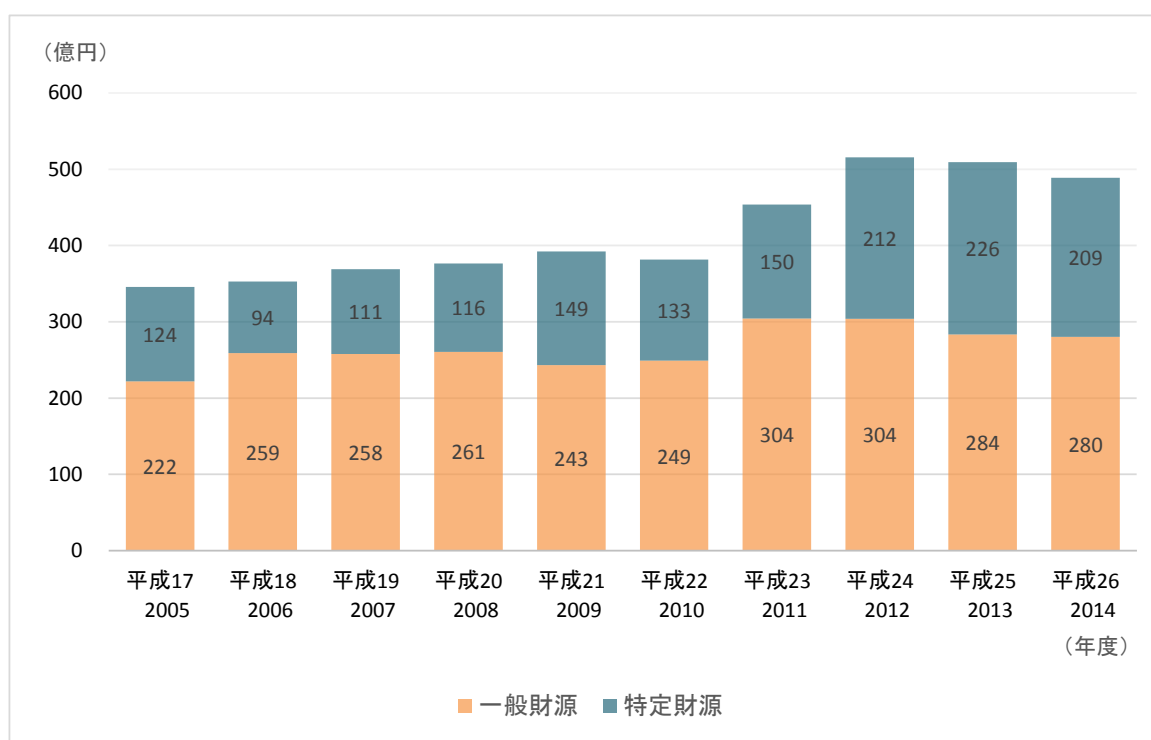
地方税収入については、ほぼ横ばいの傾向にあります。地方交付税については、平成 23 年度以降は震災復興特別交付税が交付されているため増えていますが、震災復興事業の終息及び合併算定替による普通交付税の減額措置が講じられるため、減少していくことが見込まれます。

表 2-5 歳入決算額の推移（普通会計決算）

(単位:億円)

	平成17年度 2005	平成18年度 2006	平成19年度 2007	平成20年度 2008	平成21年度 2009	平成22年度 2010	平成23年度 2011	平成24年度 2012	平成25年度 2013	平成26年度 2014
一般財源	222	259	258	261	243	249	304	304	284	280
地方税	185	217	232	231	214	219	218	214	220	217
地方交付税	8	9	2	7	7	9	65	69	42	41
その他一般財源	30	34	24	23	22	21	21	21	22	22
特定財源	124	94	111	116	149	133	150	212	226	209
地方債	17	14	14	16	16	13	12	19	20	21
国庫支出金	20	23	23	31	44	44	52	83	98	76
都道府県支出金	15	14	17	18	19	22	25	22	21	22
その他特定財源	72	44	57	51	71	53	61	88	87	90

図 2-12 歳入決算額の推移（普通会計決算）



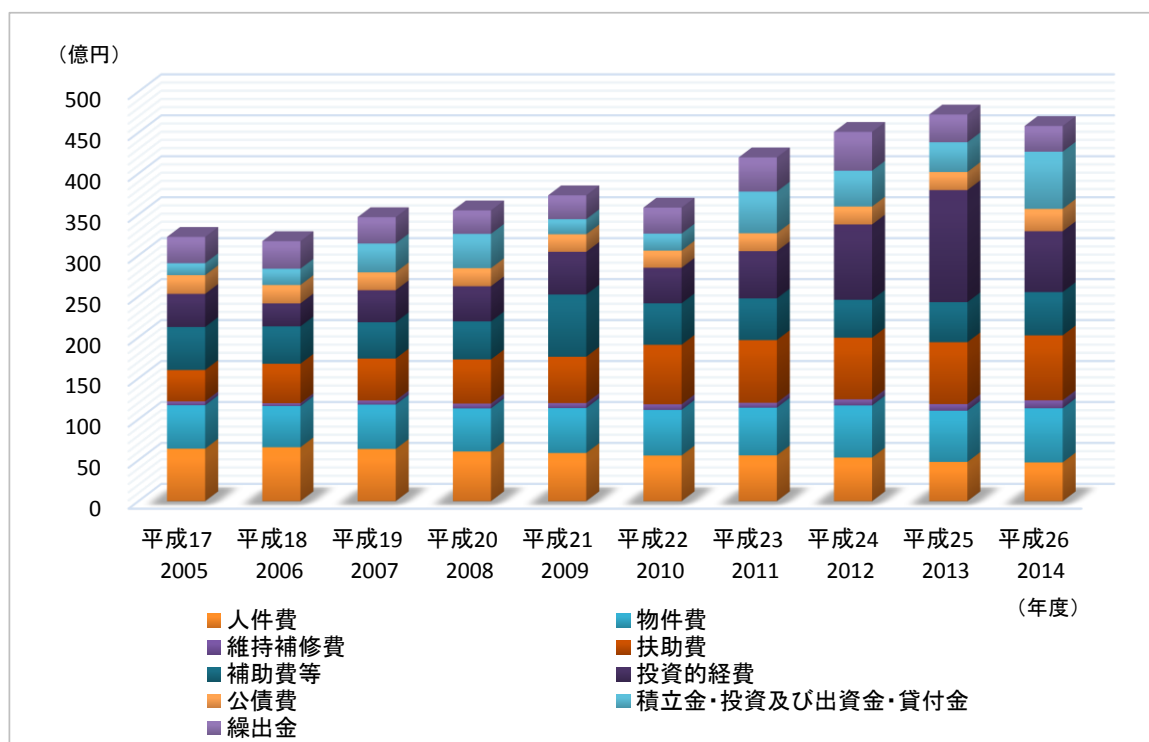
(5) 歳出

人件費・物件費・維持補修費・扶助費^(※4)・補助費の消費的経費^(※5)は近年減少傾向でしたが、平成26年度では255億円となり、平成21年度を越える水準となっています。これは人件費の減少以上に扶助費の増加が大きいことに起因しています。扶助費は、平成17年度38億円であったものが平成26年度は79億円にまで増加しています。

表 2-6 歳出決算額の推移（普通会計決算）

	(単位: 億円)									
	平成17年度 2005	平成18年度 2006	平成19年度 2007	平成20年度 2008	平成21年度 2009	平成22年度 2010	平成23年度 2011	平成24年度 2012	平成25年度 2013	平成26年度 2014
人件費	64	66	64	61	59	56	56	53	48	47
物件費	53	50	54	53	55	56	58	64	63	66
維持補修費	5	3	5	6	6	7	6	8	8	10
扶助費	38	48	51	54	57	73	77	75	76	79
補助費等	53	46	44	46	76	51	51	46	49	53
消費的経費	213	213	218	219	252	242	248	246	243	255
投資的経費	40	28	39	43	52	43	58	92	137	74
公債費	23	22	22	22	21	21	22	22	22	27
積立金・投資及び出資金・貸付金	15	20	35	42	18	21	51	44	36	70
繰出金	32	34	32	29	29	32	42	47	34	31
合計	323	317	347	355	373	358	420	451	472	458
義務的経費(人件費・扶助費・公債費)	125	136	137	137	137	149	154	150	146	154

図 2-13 歳出決算額の推移（普通会計決算）



(※4) 扶助費：社会保障制度の一環として各種法令に基づいて、生活困窮者、児童、老人、心身障害者等を援助するために要する経費をいいます。

(※5) 消費的経費：扶助費のほか、各種団体への補助金や負担金、道路や学校など各公共施設の維持補修費、施設に必要な物品の購入費、職員給与等の経費であり、支出効果が単年度又は短期間に終わる性質の経費をいいます。

(6) 投資的経費の内訳

投資的経費^(※6)は、災害復旧事業費を除くと平成22年度41億円、平成23年度29億円、平成24年度48億円、平成25年度67億、平成26年度68億円と推移しています。

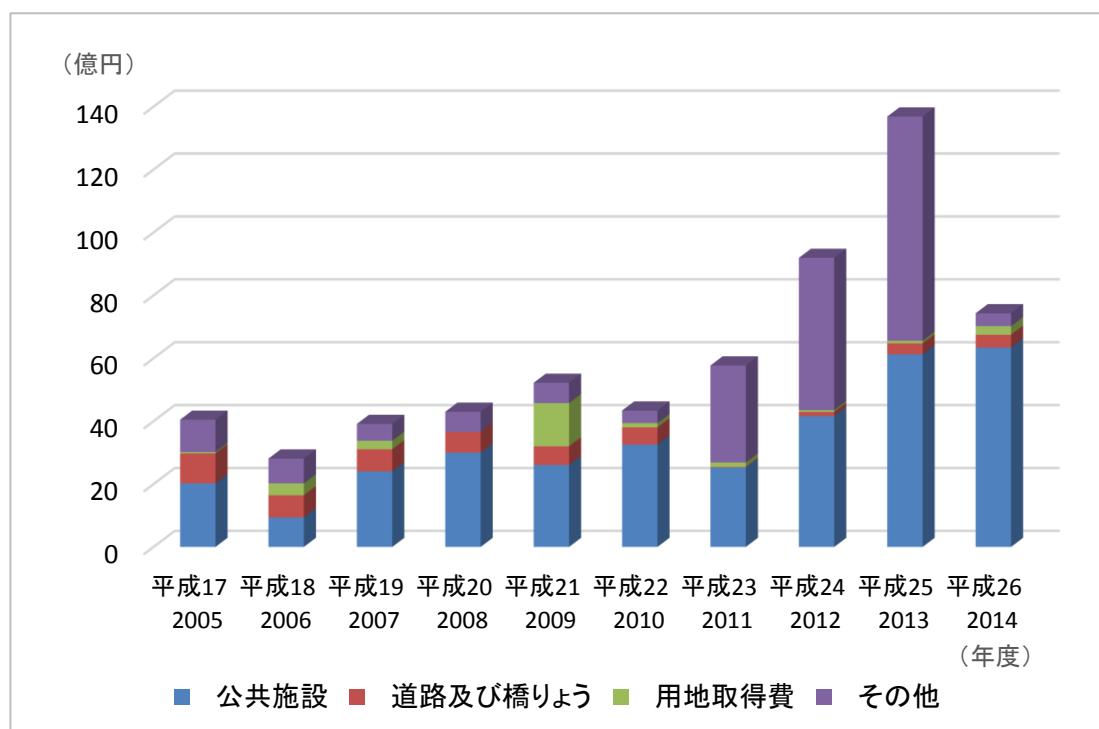
災害復旧事業費は、東日本大震災等の影響による特殊要因であるため投資的経費から除いています。

投資的経費のうち、公共施設に対するものは平成22年度33億円、平成23年度25億円、平成24年度42億円、平成25年度61億円、平成26年度63億円と推移しています。

表 2-7 投資的経費の内訳

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
投資的経費	40	28	39	43	52	43	58	92	137	74
公共施設	20	9	24	30	26	33	25	42	61	63
道路及び橋りょう	10	7	7	7	6	5	0	1	3	4
用地取得費	0	4	3	0	14	1	1	1	1	3
その他	10	8	5	6	6	4	31	48	71	4
災害復旧事業費						(2)	(29)	(44)	(70)	(6)
災害復旧事業を除く投資的経費	40	28	39	43	52	41	29	48	67	68

図 2-14 投資的経費の内訳推移



(※6) 投資的経費：その支出の効果が資本の形成のためのものであり、道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅など将来に残る社会資本の整備等に要する経費をいいます。

（７）公共施設に係る投資的経費の内訳

「過去 5 年間ににおける」建築物系公共施設に係る投資的経費は、平成 22 年度 33 億円、平成 23 年度 25 億円、平成 24 年度 42 億円、平成 25 年度 61 億円、平成 26 年度 63 億円と推移しています。平成 25 年度では教育施設の耐震化を中心とした既存更新分に加えて、神栖中央公園（防災公園）に係る新規整備分が、平成 26 年度では波崎第一中学校改築工事等整備分が、増加に起因しています。

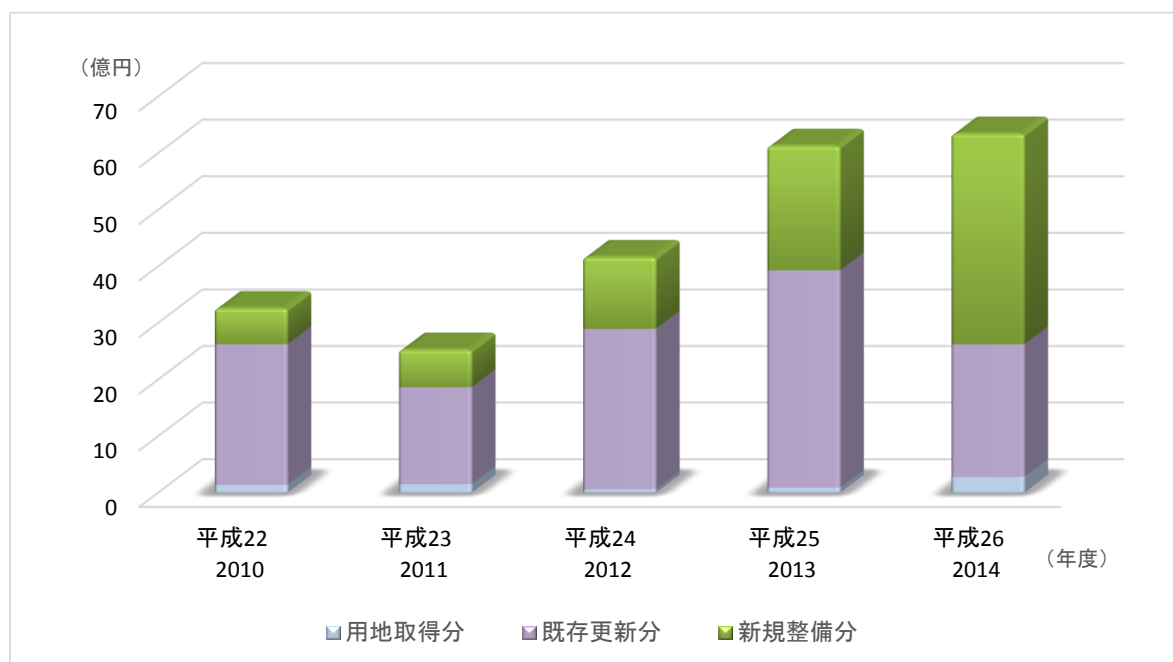
表 2-8 建築物系公共施設に係る投資的経費の内訳

（単位：億円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	2010	2011	2012	2013	2014
投資的経費	33	25	42	61	63
既存更新分	25	17	28	38	23
新規整備分	6	7	13	22	37
用地取得分	1	1	1	1	3

※用地取得分：公共施設に係る用地取得費

図 2-15 建築物系公共施設に係る投資的経費の内訳推移



4 公共施設等の将来更新等費用及び財源の見込

本市の公共施設等を、全て現状のまま維持した場合に今後どれだけの費用がかかるのかを試算し、それらに充てることができる財源と比較することで、公共施設等の維持に関する財政上の課題を抽出します。算出方法は、総務省が活用を推奨している公共施設等更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団公開）による試算条件を適用しています。

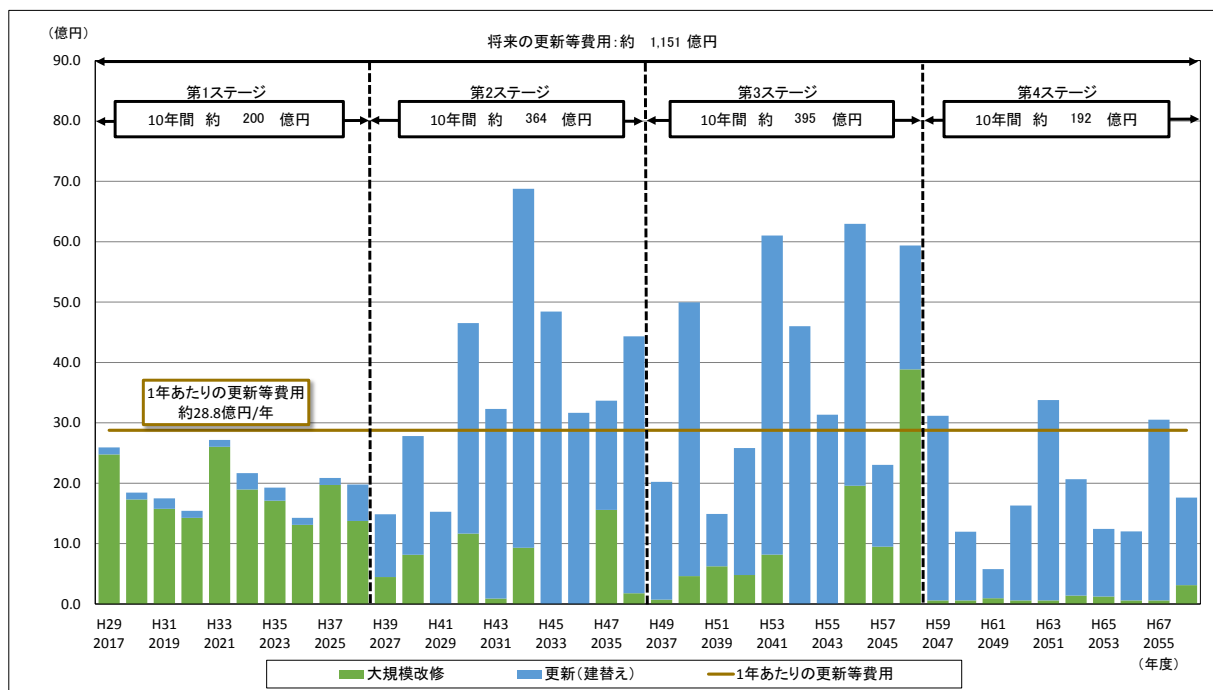
（１）公共施設等の将来更新等費用

1) 建築物系公共施設の将来更新等費用

まず、本市の建築物系公共施設を全て現状のまま維持した場合にかかる将来更新等費用（大規模修繕と建替え等にかかる費用）を図 2-16 に示します。平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間で、将来更新等にかかる費用は総額約 1,151 億円となります。

ここで、計画期間を図 2-16 に示すように 10 年単位で 4 つのステージに分け、10 年ごとに区切った計画期間を設定すると、更新等費用が集中するのは、平成 39 年度からの第 2 ステージと平成 49 年度からの第 3 ステージになります。将来更新等費用を本計画の計画期間である 40 年で平準化した場合、年間平均で約 28.8 億円かかる見込みとなります。

図 2-16 建築物系公共施設の将来更新等費用の推計（工事種別）



※取り壊し予定建物は試算には含めていません。

※平成 27 年度に建設された（新設）第二学校給食共同調理場、神栖市波崎地区防災拠点施設、並びに建設中の神栖中央公園防災アリーナ（仮称）、はさき火葬場は試算に含めています。

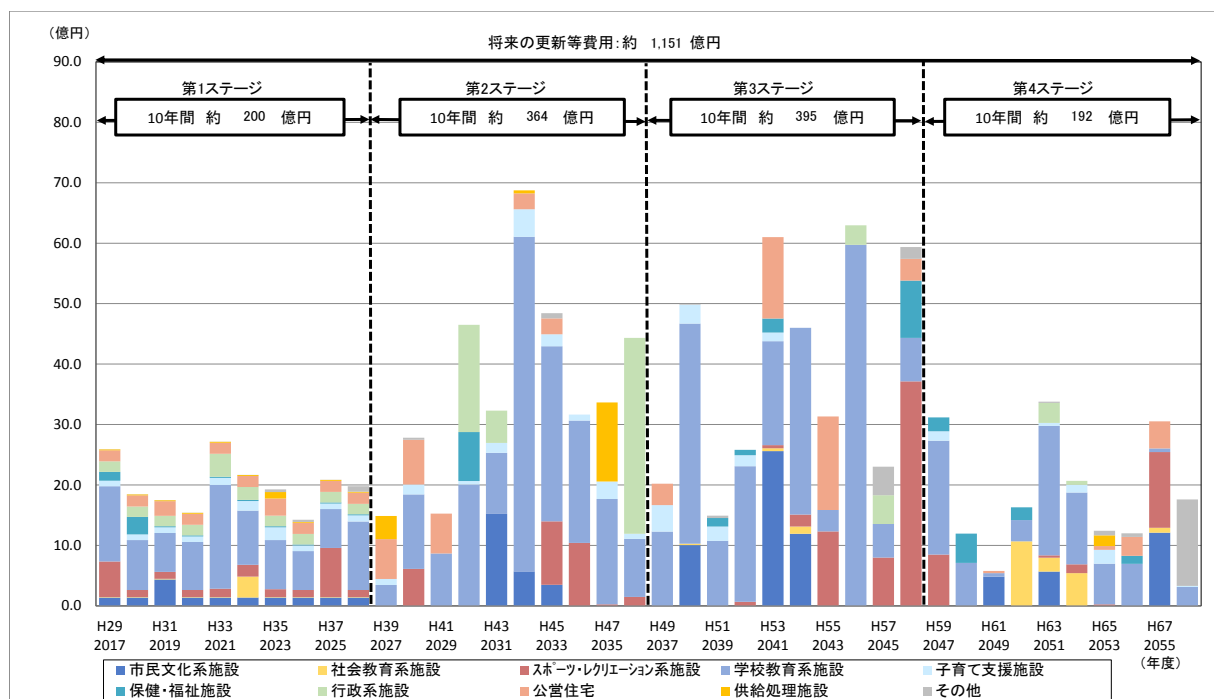
※上水道施設（配水場）及び下水道施設（ポンプ場）はインフラ系公共施設に計上しています。

次に施設類型別に試算したものを図 2-17 示します。

これを見ると、平成 29 年度からの第 1 ステージ 10 年間では、各施設類型すべてにわたって更新等費用(大規模修繕費用)が見込まれますが、なかでも学校教育系施設に係る費用が多い傾向にあります。

次の平成 39 年度からの第 2 ステージ 10 年間では、昭和 40 年代に建設の始まった学校教育系施設の更新時期が集中するため、更新等費用の増加が見込まれます。この傾向は次の平成 49 年度からの第 3 ステージも続きます。また、平成 58 年度にスポーツ・レクリエーション系施設の更新等費用が突出していますが、これは、神栖中央公園防災アリーナ（仮称）が大規模修繕時期（建設後 30 年）を迎えることにより見込むものです。

図 2-17 建築物系公共施設の将来更新等費用の推計（施設類型別）



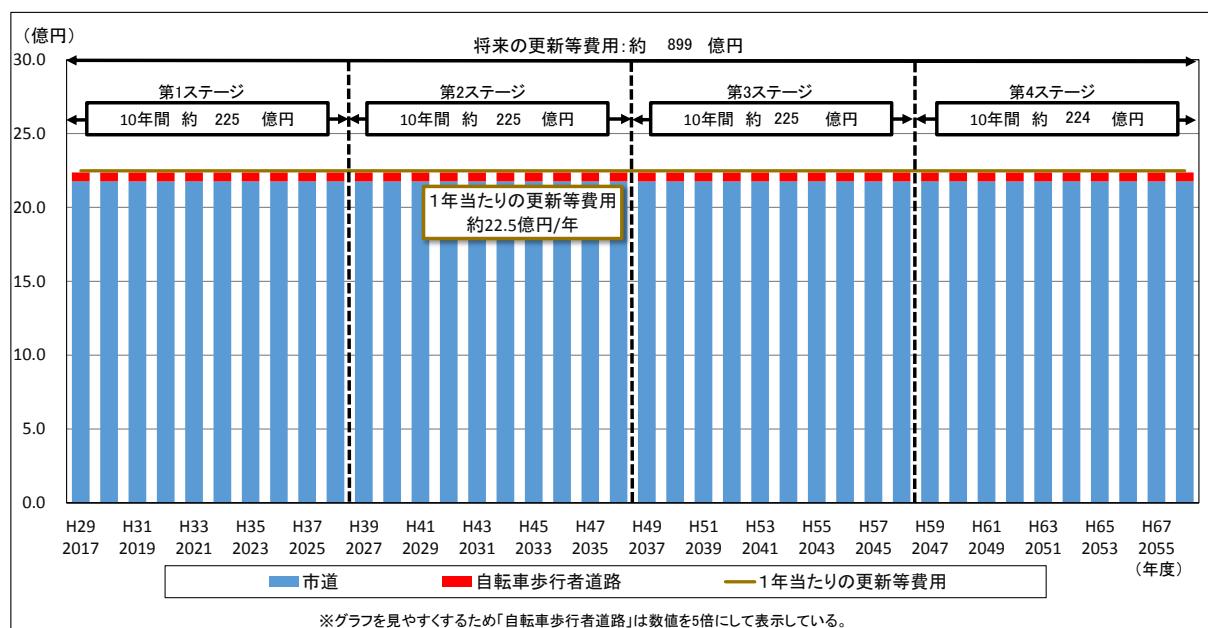
2) インフラ系公共施設の更新等費用

インフラ系公共施設として、①道路、②橋りょう、③上水道、④下水道施設、⑤インフラ系公共施設の合計についての将来更新等費用を試算したものを図 2-18～図 2-22 に示します。

①道路

古い台帳が整備されておらず年度別整備量の把握が困難であるため、平成 11 年度から平成 26 年度に均等に整備したものとして試算しました。平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間の将来更新等費用は約 899 億円で、平均すると年間約 22.5 億円かかる見込みです。

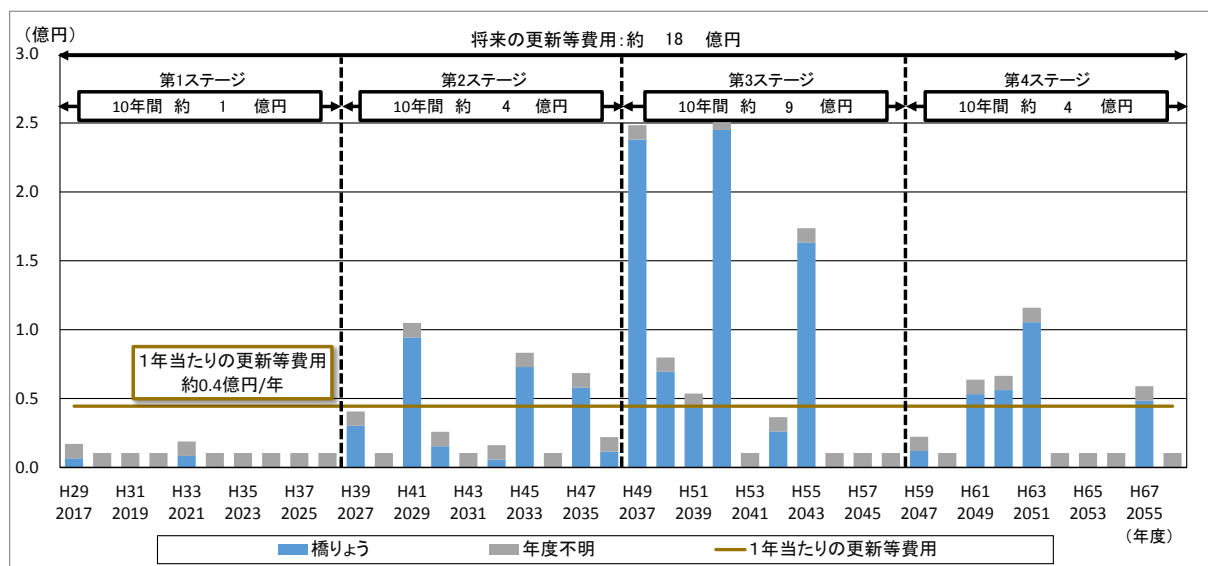
図 2-18 ①道路の将来更新等費用試算



②橋りょう

平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間の将来更新等費用は約 18 億円で、平均すると年間約 0.4 億円かかる見込みです。

図 2-19 ②橋りょうの将来更新等費用

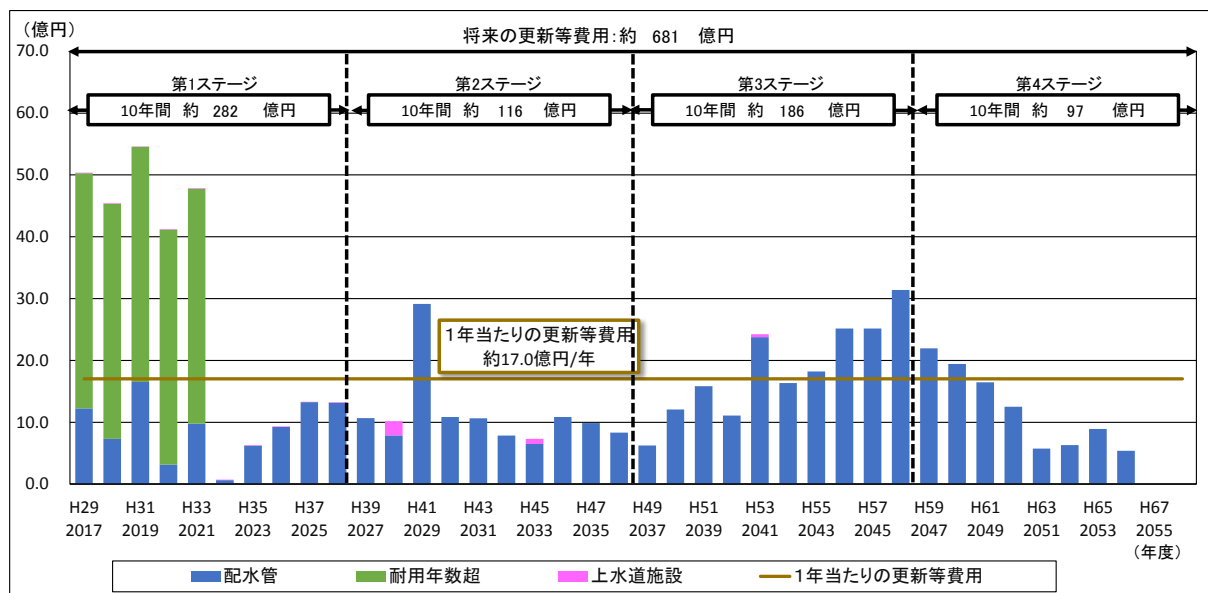


③上水道施設

平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間での将来更新等費用は約 681 億円で、平均すると年間約 17.0 億円かかる見込みです。

第 1 ステージの 10 年間は、耐用年数を超過している施設の更新等費用が増加する見込みです。また、次のピークは第 3 ステージの後半から更新等費用が増加する見込みです。

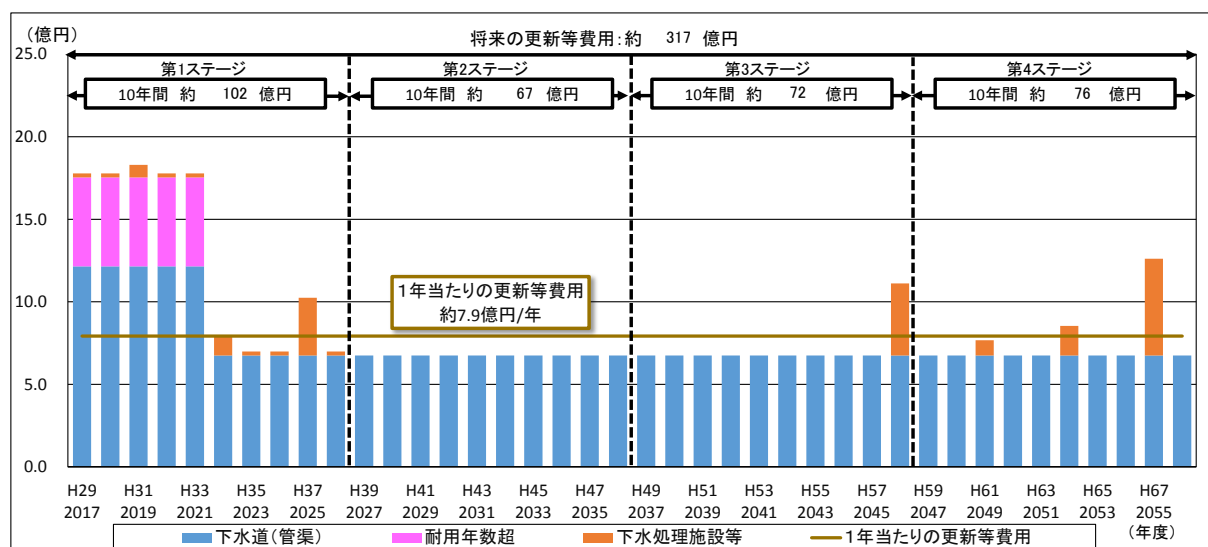
図 2-20 ③上水道施設の将来更新等費用試算



④下水道施設

古い台帳が整備されておらず年度別整備量の把握が困難であるため、昭和 40 年度から平成 26 年度に均等に整備したものとして試算しました。その結果、平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間での将来更新等費用は約 317 億円で、平均すると年間約 7.9 億円かかる見込みです。

図 2-21 ④下水道施設の将来更新等費用試算



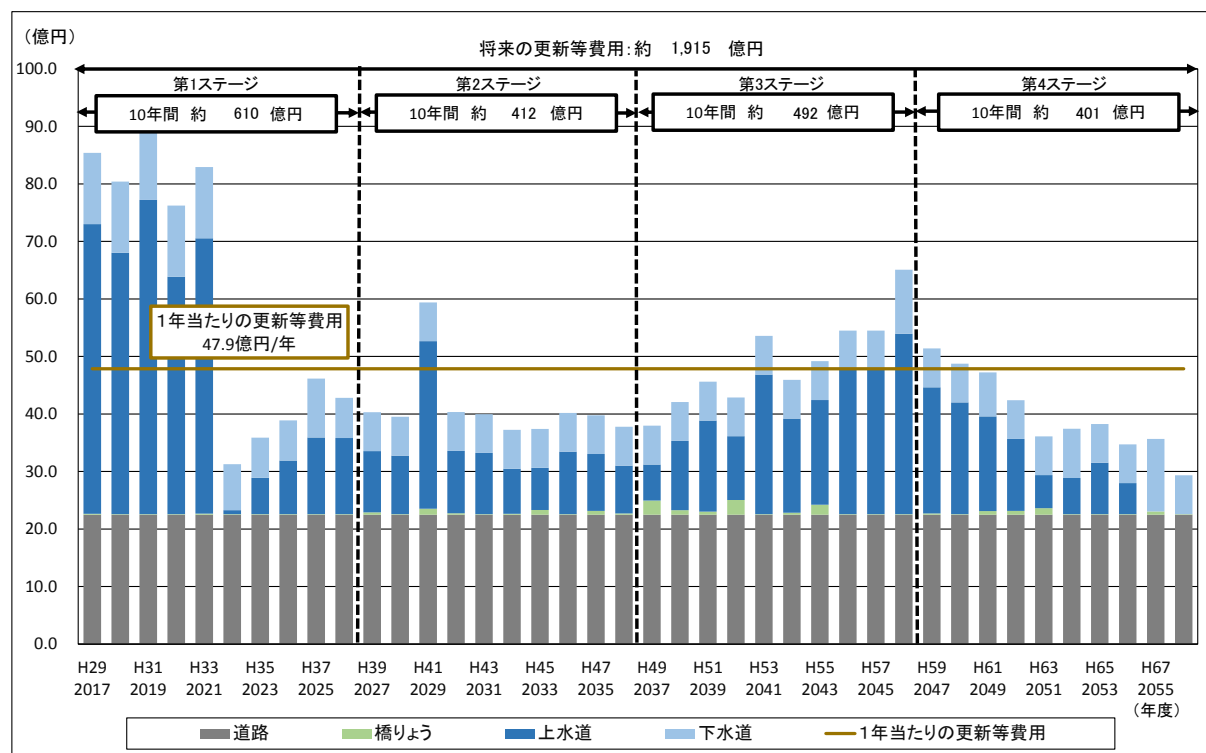
⑤インフラ系公共施設の将来更新等費推計（合計）

インフラ系公共施設の将来更新等費用の合計を図 2-22 に示します。

平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間で将来更新等費用は約 1,915 億円で、平均すると年間約 47.9 億円かかる見込みです。

第 1 ステージの 10 年間では、上水道施設の耐用年数超過施設にかかる費用が増加する見込みです。また、第 3 ステージの後半から再び上水道施設にかかる費用が増加する見込みです。

図 2-22 ⑤インフラ系公共施設の将来更新等費用の推計（合計）



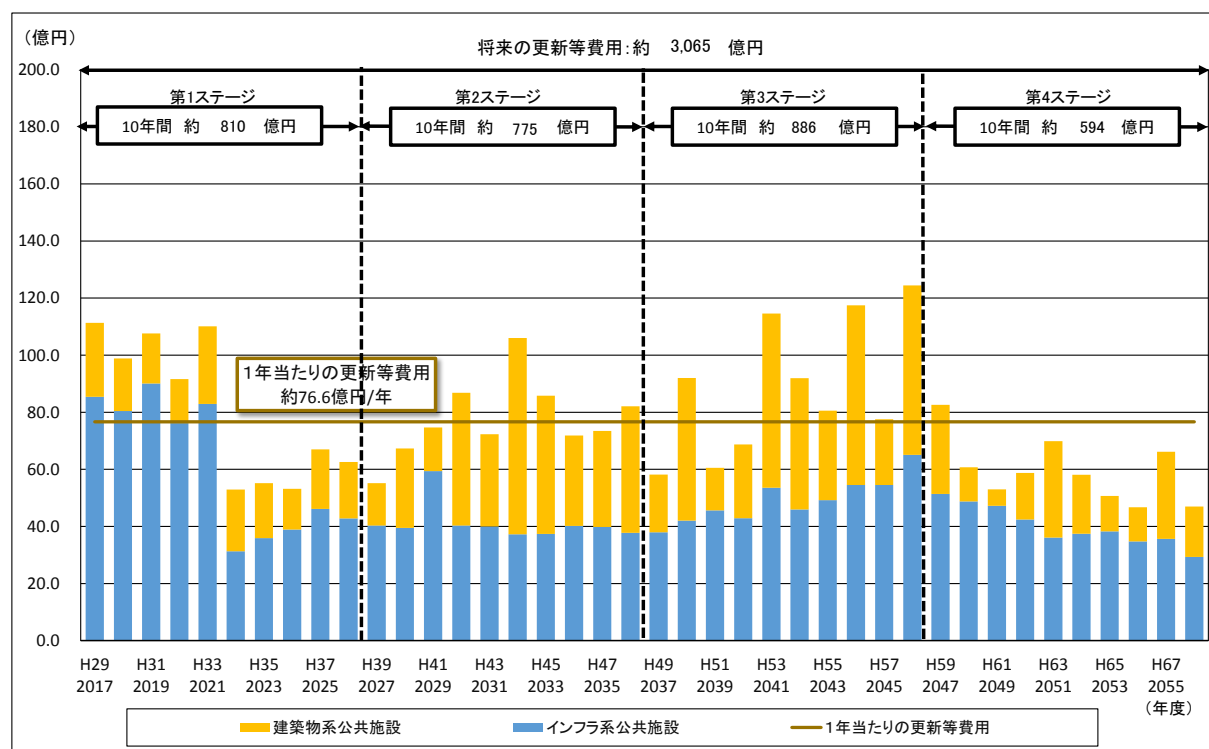
3) 全ての公共施設等の将来更新等費用

建築物系公共施設及びインフラ系公共施設の将来更新等費用の推計の合計を図 2-23 に示します。

平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間で更新等にかかる費用は約 3,065 億円で、平均すると年間約 76.6 億円かかる見込みです。

第 1 ステージの前期はインフラ系公共施設のうち、耐用年数を超過した上水道施設にかかる費用が増加する見込みです。また、第 2 ステージの後期から第 3 ステージにかけて建築物系公共施設にかかる費用の増加が見込まれます。

図 2-23 全ての公共施設等の将来更新等費用の推計



(2) 将来更新等費用の試算条件

一般財団法人 地域総合整備財団が公開している「公共施設等更新費用試算ソフト ver.2.10」の試算条件を適用して算出しました。計算条件は以下のとおりです。

1) 建築物系公共施設

- 現状施設に加えて、整備が予定されている神栖中央公園防災アリーナ（仮称）他 3 施設（※7）を含め試算しています。
- 築 60 年で更新を実施します。
- 築 30 年で大規模修繕を実施します。
- 大規模修繕、建替えの積み残し（※8）は最初の 10 年間で実施します。
- 設計から施工まで複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、建替えについては 3 年間、大規模修繕については 2 年間で費用を均等配分します。
- 大規模修繕及び建替え単価は表 2-9 のとおりです。

表 2-9 建築物系公共施設の大規模修繕及び建替え単価

施設分類	大規模修繕単価 (円/㎡)	建替え単価 (円/㎡)	対応する総務省分類
市民文化系施設	250,000	400,000	市民文化系施設
社会教育系施設	250,000	400,000	社会教育系施設
スポーツ・レクリエーション系施設	200,000	360,000	スポーツ・レクリエーション系施設
学校教育系施設	170,000	330,000	学校教育系施設
子育て支援施設	170,000	330,000	子育て支援施設
保健・福祉施設	200,000	360,000	保健・福祉施設
行政系施設	250,000	400,000	行政系施設
公営住宅	170,000	280,000	公営住宅
供給処理施設	200,000	360,000	供給処理施設
その他	200,000	360,000	供給処理施設
上水道施設	200,000	360,000	供給処理施設
下水道施設	200,000	360,000	供給処理施設

2) インフラ系公共施設

①道路

- 現状施設のための試算で、今後新たに整備されるものは対象としていません。
- 整備後 15 年で更新を実施します。
- 更新費用の単価は表 2-10 のとおりです。

（※7）他 3 施設：平成 27 年度に建設された（新設）第二学校給食共同調理場、波崎総合支所・防災センター、はさき火葬場のことです。

（※8）積み残し：試算時点で更新年数を既に経過し、大規模修繕又は建替えられなくてはならないはずの施設が、大規模修繕又は建替えられずに残されている状況のことです。

表 2-10 道路の更新単価

分類	更新単価 (円/m ²)
一般道路、自転車歩行者道路	4,700

②橋りょう

- 現状施設のみの試算で、今後新たに整備されるものは対象としていません。
- 整備後 60 年で更新を実施します。
- 更新の積み残し^(※8)は最初の 5 年間で実施します。
- 構造に係らずすべてコンクリート橋で更新します。
- 更新費用の単価は表 2-11 のとおりです。

表 2-11 橋りょうの更新単価

分類	更新単価 (円/m ²)
コンクリート橋	425,000

③上水道

- 現状施設のみの試算で、今後新たに整備されるものは対象としていません。
- 整備後 40 年で更新を実施します。
- 更新の積み残し^(※8)は最初の 5 年間で実施します。
- 更新費用の単価は表 2-12 のとおりです。

表 2-12 上水道の更新単価 (配水管)

管径	更新単価 (円/m)
150 mm未満	97,000
150～200 mm	100,000
200～250 mm	103,000
250～300 mm	106,000
300～350 mm	111,000
350～400 mm	116,000
400～450 mm	121,000
450～550 mm	128,000

④下水道

- 現状施設のみの試算で、今後新たに整備されるものは対象としていません。
- 整備後 50 年で更新を実施します。
- 更新の積み残し^(※8)は最初の 5 年間で実施します。
- 更新費用の単価は表 2-13 のとおりです。

表 2-13 下水道及び農業集落排水施設の更新単価

管種	更新単価 (円/m)
コンクリート管	124,000

(3) 充当可能な財源見込みと公共施設等の将来更新等費用との比較

1) 財源見込み

過去5年間の投資的経費(実績値)を表2-14に示し、公共施設等の将来更新等費用に充てられる見込額を表2-15に示します。一般会計及び特別会計ともに、過去5年間の実績値(平均)を将来更新等費用に充てられる見込額とみなし算出しました。また、震災等災害復旧に関する投資的経費については、通常の経費ではないため特殊要因として実績値(平均)を差し引きます。

この結果、一般会計と特別会計を合わせた建築物系公共施設、インフラ系公共施設の将来充当可能な財源見込みは、年間約70.0億円となります。

表 2-14 過去5年間の投資的経費(実績値)

(単位: 千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①投資的経費(建築物系)	3,255,168	2,522,939	4,160,098	6,124,184	6,339,086
②投資的経費(インフラ系)	1,082,019	3,246,734	5,031,949	7,560,906	1,090,952
③水道事業会計(建設改良費)	1,666,730	391,451	626,924	480,616	1,024,865
④下水道事業会計(建設改良費)	924,755	516,829	745,652	1,123,045	2,199,913
⑤災害復旧事業費(建築物系・特殊要因)	19,104	1,797,334	1,880,412	563,524	41,124
⑥災害復旧事業費(インフラ系・特殊要因)	172,145	1,090,112	2,515,092	6,453,665	572,921
合計(①+②+③+④-⑤-⑥)	6,737,423	3,790,507	6,169,119	8,271,562	10,040,771

表 2-15 将来更新等費用に充てられる見込額(過去5年間における投資的経費の平均値)

会計区分		対象	見込み額(千円/年)
一般会計		普通建設事業費(建築物系)	4,480,295
		普通建設事業費(インフラ系)	3,602,512
特別会計	水道事業会計	建設改良費(資本的支出)	838,117
	下水道事業会計	建設改良費(資本的支出)	1,102,039
災害復旧事業費(建築物系・特殊要因)			▲860,300
災害復旧事業費(インフラ系・特殊要因)			▲2,160,787
合計			7,001,876

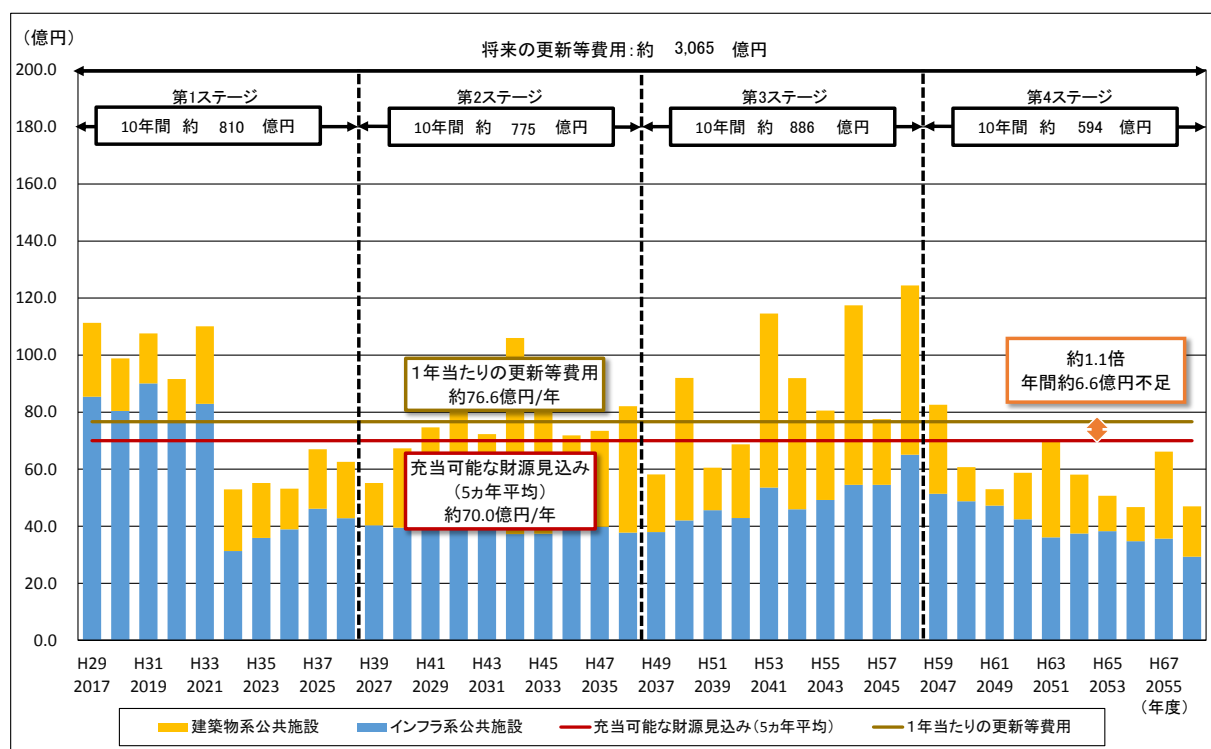
2) 将来更新等費用

建築物系公共施設及びインフラ系公共施設の将来更新等費用(推計額)を表 2-16 に示します。建築物系公共施設及びインフラ系公共施設を合計した将来更新等費用は、年間約 76.6 億円になります。これに対して、充当可能な財源の見込みは表 2-15 のとおり年間約 70.0 億円であり、年間約 6.6 億円の不足が見込まれます。これにより、将来更新等費用は、充当可能な財源見込み額の約 1.1 倍の費用が必要となります(図 2-24 参照)。

表 2-16 将来更新等費用

会計区分		対 象	費用(千円/年)
一般会計		建築物	2,876,537
		道路	2,248,266
		橋りょう	44,510
特別会計	水道事業会計	上水道	1,701,382
	下水道事業会計	下水道	792,491
合 計			7,663,186

図 2-24 将来更新等費用と充当可能な財源見込み額の比較



5 現状と課題に関する基本認識

前節で示したとおり、本市における公共施設等の更新等費用（大規模修繕及び建替え等にかかる経費）は、将来大きな財政負担となることが想定されます。また、本市の将来人口推計は平成 37 年までは微増傾向にあるものの、それ以降は減少することが見込まれており、これに伴う税収減や、高齢化の進展による社会保障費等の増加も想定されます。

これらを踏まえ、本市における公共施設等の課題とその基本認識を以下のとおり整理します。

（１）公共施設等の安全性と機能性の確保

本市では、昭和 40 年代初めから 60 年代にかけて集中的に建築物系公共施設が整備されてきました。その結果、建築物系公共施設については、10 年後に更新の目安である築 60 年以上となる施設は全体の 1.4%ですが、大規模修繕の目安である築 30 年以上となる施設は全体の約 77.1%を占めています。

インフラ系公共施設については、平成 25 年度に策定した「神栖市橋梁長寿命化修繕計画」や平成 27 年度に策定した「神栖市下水道長寿命化計画」により、計画的に長寿命化が進められていますが、その他インフラ系公共施設についても、今後は耐用年数を迎えるものが増加していく傾向にあります。これら老朽化の問題に対応するため、公共施設等の長寿命化を図るとともに、安全性と機能性を確保していく必要があります。

また、本市は平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災で発生した津波により甚大な被害を受けました。そのため、公共施設の耐震化や公共施設の配置に当たっては、津波浸水想定を考慮した配置などの防災・減災対策に取り組む必要があります。

（２）市民ニーズに対応した公共サービスの提供

本市が保有する建築物系公共施設の人口 1 人当たりの延床面積は 3.13 ㎡/人であり、全国市町村平均（3.42 ㎡/人）、茨城県内 32 市の平均（3.44 ㎡/人）と比較するとやや低い水準にありますが、これに現在建設中の神栖中央公園防災アリーナ（仮称）等を加えると、3.39 ㎡/人となりほぼ同水準の延床面積となります。（p.6 表 2-2、p.7 図 2-2 参照）

一方、現在の延床面積の総量を維持した場合、今後の人口減少により人口 1 人当たりの延床面積は増加し、施設の更新等にかかる人口 1 人あたりの費用負担も増加することが見込まれます。

したがって、人口構造の変化に伴う市民ニーズの変化に対応しつつ、質の高い公共サービスの提供を維持していく必要があります。

（３）公共施設等の将来更新等費用の抑制

本市の公共施設等の将来更新等費用は、年間約 76.6 億円かかる見込みであり、将来充当可能な財源見込み額である年間約 70.0 億円の約 1.1 倍となります。（p.28 図 2-24 参照）

こうした分析結果に加え、財政については、人口減少や少子高齢化、社会保障費の増加など、今後も厳しい状況が想定されるため、早急に公共施設等の将来更新等費用の抑制を図っていくことが求められます。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1 基本目標

本市の公共施設等を取り巻く現状と課題、将来の費用負担に関する試算結果を踏まえ、本計画の基本目標を定めます。

建築物系公共施設については、安全性と機能性を確保し、質の高い公共サービスを維持した上で、公共施設全体の効率的な有効活用と最適化を目指します。

インフラ系公共施設については、市民の日常生活や経済活動における重要なライフラインであるとともに、大規模災害時には救護や災害復旧等においても重要な基盤施設であることから、安全性と利便性を確保しつつ、長寿命化等による経費の抑制を目指します。

(1) 建築物系公共施設に関する基本目標

1) 施設の適正管理及び長寿命化

施設の安全性と機能性を継続的に確保するため、法定点検及び日常点検を徹底し、耐震化や計画的な修繕等の実施により、施設の適正管理及び長寿命化に努めます。

2) 施設の適正配置及び有効活用

質の高い公共サービスを提供し続けるため、人口構造等の変化に伴う市民ニーズに適應した施設配置及び有効活用に努めます。

3) 施設の最適化による将来負担の抑制

今後増大が見込まれる将来の更新等費用の軽減を図るため、民間との協同や統廃合・複合化等による施設の最適化を目指します。

4) 建築物系公共施設の削減目標の検討

【前提条件】

①27 ページ表 2-15 将来更新等費用に充てられる見込み額を将来充当可能な財源と見なし、生産年齢人口の減少による市民税（個人分）の減少と老年人口の増加による扶助費の増加を加味したシミュレーションを行いました。

②震災等災害復旧に関する投資的経費は特殊要因として投資的経費から除きました。

【結果】

公共施設等の将来更新等費用に充てられる見込額は、表 3-1 に示すように、平成 29 年度から 68 年度の 40 年間の平均は 22.3 億円／年となりました。

一方、将来の更新等費用は 28 ページの表 2-16 で示したとおり、年間約 28.8 億／年であり、目標とする削減率は下記の計算の結果、約 10%となりました。この推計結果を踏まえ、将来更新等費用の縮減に取り組んでいきます。

$$\left(1 - \frac{22.3 \text{ 億円/年}}{28.8 \text{ 億円/年}} \right) \times 100 = 22.6\% \rightarrow \text{約 } 23\%$$

(見込み額) (将来更新等費用) (削減目標)

表 3-1 将来更新費用に充てられる見込み額推計（建築物系）

	市税収入の 減少分 [百万円]	扶助費の 増加分 [百万円]	見込み額 [百万円] ※H22～26は実績値		市税収入の 減少分 [百万円]	扶助費の 増加分 [百万円]	見込み額 [百万円] ※H22～26は実績値
平成22年度	—	—	3,236	平成47年度	571	744	2,305
平成23年度	—	—	726	平成48年度	618	784	2,218
平成24年度	—	—	2,280	平成49年度	665	825	2,130
平成25年度	—	—	5,561	平成50年度	712	865	2,043
平成26年度	—	—	6,298	平成51年度	759	906	1,956
平成27年度	97	148	3,375	平成52年度	806	946	1,868
平成28年度	126	194	3,301	平成53年度	833	955	1,832
平成29年度	155	239	3,226	平成54年度	861	963	1,796
平成30年度	185	285	3,151	平成55年度	889	972	1,760
平成31年度	214	330	3,076	平成56年度	917	980	1,723
平成32年度	243	375	3,001	平成57年度	944	989	1,687
平成33年度	259	402	2,960	平成58年度	965	984	1,671
平成34年度	274	428	2,918	平成59年度	986	979	1,655
平成35年度	290	454	2,877	平成60年度	1,007	974	1,639
平成36年度	305	480	2,835	平成61年度	1,028	969	1,623
平成37年度	321	506	2,793	平成62年度	1,049	964	1,607
平成38年度	341	528	2,751	平成63年度	1,060	941	1,619
平成39年度	362	551	2,708	平成64年度	1,071	919	1,631
平成40年度	382	573	2,665	平成65年度	1,082	896	1,643
平成41年度	402	596	2,622	平成66年度	1,092	874	1,654
平成42年度	423	618	2,579	平成67年度	1,103	851	1,666
平成43年度	452	643	2,524	平成68年度	1,114	826	1,680
平成44年度	482	668	2,470	H22～26年度の平均値			3,620
平成45年度	512	694	2,415	H29～68年度の平均値			2,233
平成46年度	541	719	2,360				

【計算式】

(将来更新費用に充てられる見込み額の推計値)

= (直近 5 年間の建築物系公共施設に係る投資的経費の平均値) -

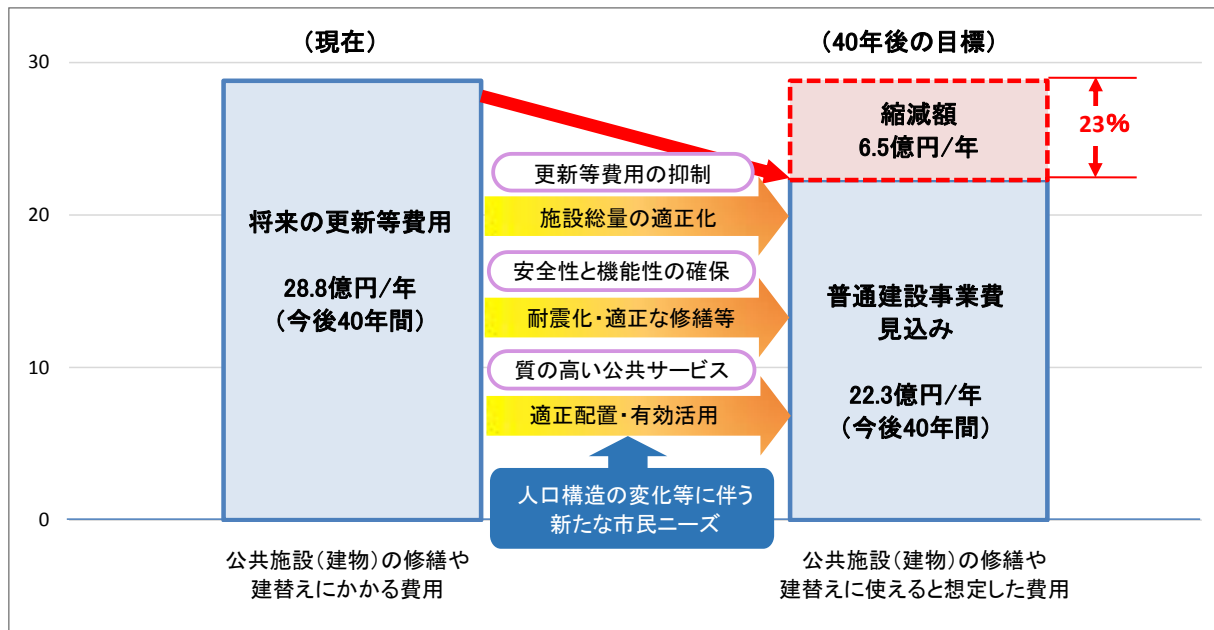
[(直近 5 年間の市民税（個人）平均値) - (市民税（個人）推計値)] -

人口減少による市税収入の減少分

[(扶助費推計値) - (直近 5 年間の扶助費)]

従属人口（年少人口+高齢人口）増加による扶助費の増加分

図 3-1 建築物系公共施設の基本目標イメージ



(2) インフラ系公共施設に関する基本目標

1) 適正管理による計画的な整備・更新

災害時においても市民生活の安全性及び利便性を確保できるよう、法定点検及び日常点検を徹底し、施設の計画的な整備・更新に努めます。

2) 長寿命化による将来負担の抑制

今後増大が見込まれる将来更新等費用の軽減を図るため、予防保全型維持管理への転換やインフラ施設の長寿命化を推進し、中長期的な視点による費用の抑制及び平準化を目指します。

2 管理の実施方針

前節の基本目標を踏まえ、公共施設等における管理の実施方針について以下に整理します。今後新たに策定する各施設の個別計画については、本計画における方針と整合性を図るものとします。

また、本計画の内容や進捗状況等については、ホームページ等で公表します。

（１）建築物系公共施設管理の実施方針

1）施設の適正管理及び長寿命化

①継続的に点検・診断・メンテナンスを行える体制の整備

◇建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止するため、施設管理者による日常点検・診断等を導入します。

◇対処療法である「事後保全」から、機能の低下の兆候を検出し、使用不可能な状態の前に補修等を行う「予防保全」に転換します。

②点検・診断結果を踏まえた安全性の確保

◇点検・診断の結果や老朽化の状況などから危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえ、修繕、建替え、解体等を検討し、安全性の確保に努めます。

③計画的な長寿命化の推進

◇耐震化未実施の施設のうち、診断等により耐震化が必要と判断された施設については、施設の老朽度や今後の需要も考慮のうえ、段階的に耐震化を推進します。

◇定期点検や予防保全の結果を踏まえて修繕や大規模修繕を計画的に実施することにより、老朽化の進行を遅らせ、施設の機能低下を抑えるとともに、将来更新等費用の抑制及び平準化を図ります。

2）施設の適正配置及び有効活用

①新規整備・建替えの慎重な検討

◇施設の新規整備や建替えを検討する際は、施設の位置や規模・設備等について、社会情勢や市民ニーズに適應しているか十分協議し、真に必要とされる施設以外は可能な限り抑制に努めます。

②今後における施設のあり方や適正配置の検討

◇既存の施設について、社会情勢や市民ニーズに適應しているかどうか再度検討し、中長期的な視点から、今後における施設のあり方や適正配置について検討します。

③未利用施設の有効活用

◇使用を停止した施設については、用途の廃止を含め、社会情勢や市民ニーズに適應した活用方法を検討します。また、市単独での利用が図れない場合は、民間活力による公的サービスについても検討します。

3) 施設の最適化による将来負担の抑制

①官民連携による事業の効率化

◇民間活用によるコスト削減やサービス向上が期待できる施設については、PPP^(※9)やPFI^(※10)の導入により民間企業の資金やノウハウを活用するほか、地域住民との連携による事業の効率化についても検討します。

②施設の統廃合・複合化の検討

◇施設の大規模修繕や建替えを検討する際は、社会情勢や市民ニーズ、周辺施設や類似施設の状況等を踏まえ最適な規模を検討するとともに、建物の統廃合や機能の複合化についても検討します。

③管理費用の縮減及び財源の確保

- ◇施設の運営費用縮減のため、省エネ対応機器等の積極的な導入に努めます。
- ◇公的利用が見込めない公共施設については、売却や貸付による収入の確保を検討します。
- ◇将来的に利用が見込めない施設等については、客観的な視点から保有の必要性を検討し、総量の縮減に努めます。
- ◇施設の撤去により生じる跡地は、売却処分等により財源の確保を図ります。

(※9) PPP パブリック・プライベート・パートナーシップ（公民連携）：公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものです。指定管理者制度も含まれます。

(※10) PFI プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいいます。

(2) インフラ系公共施設管理の実施方針

1) 適正管理による計画的な整備・更新

①点検・診断結果を活用したメンテナンスサイクルの構築

- ◇「事後保全」から「予防保全」へ転換し、施設性能を可能な限り維持します。
- ◇定期的な点検・診断結果から得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクル（点検→診断→措置→記録）を構築します。

②中長期的な視点によるバランスのとれた施設の整備・更新

- ◇今後の社会・経済情勢の変化や市民のニーズを踏まえ、中長期的な視点から必要な新規整備及び更新等を計画的に実施します。
- ◇費用対効果や経済波及効果を考慮し、新規整備及び更新等をバランスよく実施します。

2) 長寿命化による安定供給及び将来負担の抑制

①計画的な長寿命化の推進

- ◇利用者の安全性や安定供給を確保するため、各施設の特性や緊急性を考慮した上で、点検及び診断結果に基づき計画的に耐震化等の長寿命化を図ることにより、老朽化の進行を遅らせ、施設の機能低下を抑えるとともに、将来更新等費用の抑制及び平準化を目指します。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 建築物系公共施設

建築物系公共施設における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下に示します。

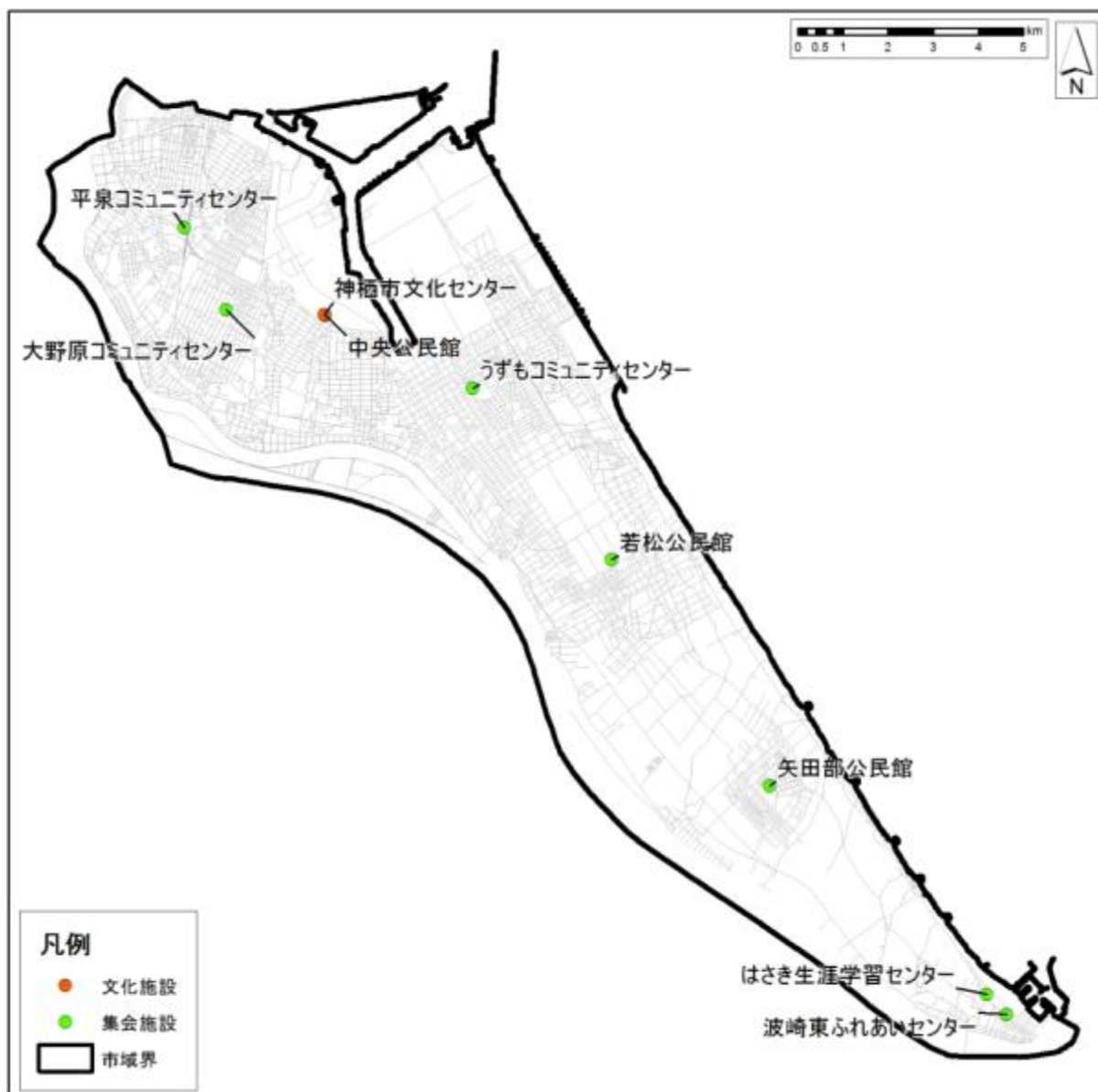
施設類型の大分類ごとに施設の配置状況を示し、中分類ごとに①基本情報、②建物の老朽化状況、③概要・課題等、④基本的な方針について整理します。

（1）市民文化系施設

1) 配置状況

市民文化系施設の配置状況を下図に示します。

図 4-1 市民文化系施設の配置状況



2) 集会施設

①基本情報

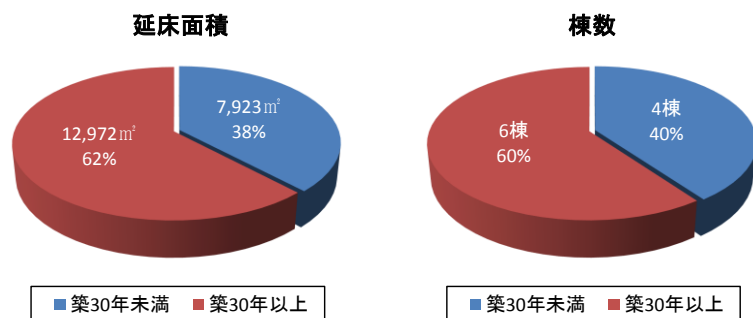
表 4-1 集会施設の基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	利用者 (千人)	建築年度 (最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修の履歴
集会施設	中央公民館	中央公民館	直営	1	53	1981	2,806.96	2001年 屋上防水
	若松公民館	中央公民館	直営	2	28	1978	2,512.62	2015年 耐震補強及び改修工事
	矢田部公民館	中央公民館	直営	1	34	1982	2,980.71	
	はさき生涯学習センター	中央公民館	直営	1	24	1995	3,026.80	2014年 空調設備更新工事
	大野原コミュニティセンター	市民協働課	その他	1	26	1989	1,203.00	
	うずもコミュニティセンター	市民協働課	その他	1	38	1991	1,414.76	2008年 空調設備改修工事
	平泉コミュニティセンター	市民協働課	その他	1	50	2002	2,278.00	
	波崎東ふれあいセンター	市民協働課	その他	2	5	1971	4,672.00	1987年 外壁補修
合計							20,894.85	

※総延床面積には併設されている図書館（室）は含みません。

※利用者数は平成 26 年度年間利用者実績値です。（以下同様）

②建物の老朽化状況



中央公民館

③概要・課題等

公民館・生涯学習センター

- 各施設とも安定した利用者数があり、文化活動や社会福祉活動の拠点となっています。中でも中央公民館の利用者が最も多く年間約 5.3 万人と、市民利用施設の中では中核的な施設となっています。その他の公民館は年間約 2.4 万人～3.4 万人の利用者数です。また、各施設は出張所機能（窓口業務）及び図書室が併設された複合施設となっています。
- いずれの施設も築 30 年前後の施設であり、経年による老朽化が進んでいますが、老朽化の度合いに対応した修繕を行っていく予定となっています。
- 中央公民館と文化センターは、平成 9 年に耐震診断を実施し、基準も満たされましたが、その後 20 年近く経過し、他の公民館に比べ使用頻度も高く老朽化も著しいため、平成 28、29 年の 2 カ年で耐震診断を実施しています。
- 若松公民館は平成 25 年度に実施した耐震診断の結果、公民館棟は基準値以上でしたが体育館棟が基準値以下であったため、平成 27 年度に体育館の耐震補強と改修工事を実施しました。平成 28 年度に公民館の外壁・屋根防水工事等を予定しています。

- 矢田部公民館は築 34 年が経過し、特に電気、音響、給排水設備の老朽化が目立ちます。平成 28 年度に音響設備、非常用発電設備の更新工事を予定しています。
- はさき生涯学習センターは築 21 年で比較的新しい施設ですが、海岸近くに立地することによる塩害の影響で老朽化が進んでいます。平成 26 年度に屋根防水、図書・事務室棟空調設備更新工事を実施しました。平成 28 年度に展示・研修棟空調設備の劣化診断を予定しています。津波浸水区域に位置していることから、将来の建替え等に当たっては、想定される災害を考慮する必要があります。

コミュニティセンター・波崎東ふれあいセンター

- 各施設とも安定した利用があり、生涯学習やコミュニティ活動の拠点となっています。
- 波崎東ふれあいセンターは平成 24 年 3 月に閉校した旧波崎東小学校を改修して平成 26 年 9 月にリニューアルオープンし、旧校舎棟については平成 27 年度に耐震・改修工事を実施しました。
- 特殊建築物定期点検の指摘に対応して施設の修繕を実施しています。
- 現在、公民館とコミュニティセンターでは施設の利用料金の不均衡が生じています。利用の平準化を目的に料金体系を検討する必要があります。
- 公民館とコミュニティセンターは機能が類似している施設であるため、将来、大規模修繕や建替えを検討する際は、周辺施設や類似施設の状況等を踏まえ、規模の適正化とともに建物の統廃合や機能の複合化を検討する必要があります。

④基本的な方針

- 中央公民館・若松公民館については、適切な維持管理を実施して長寿命化を図ります。
- 矢田部公民館、神栖市はさき福祉センター及び女性・子どもセンターは同一敷地にあります。このうち、矢田部公民館と福祉センターは両施設とも 1980 年代の建設で、築 30 年程度が経過し両施設共に老朽化が進んでいます。今後は施設のあり方について、中長期的な視点に立ち、複合化も視野に入れ検討します。
- 波崎東ふれあいセンターの体育館については、周辺の類似施設等の関係から暫定利用としていますが、それらの利用状況を勘案して、整備あるいは廃止の方針を検討します。
- コミュニティセンターは、指定避難所に指定されていることから地域に必要不可欠な施設であり、適切な維持管理を実施して長寿命化を図ります。

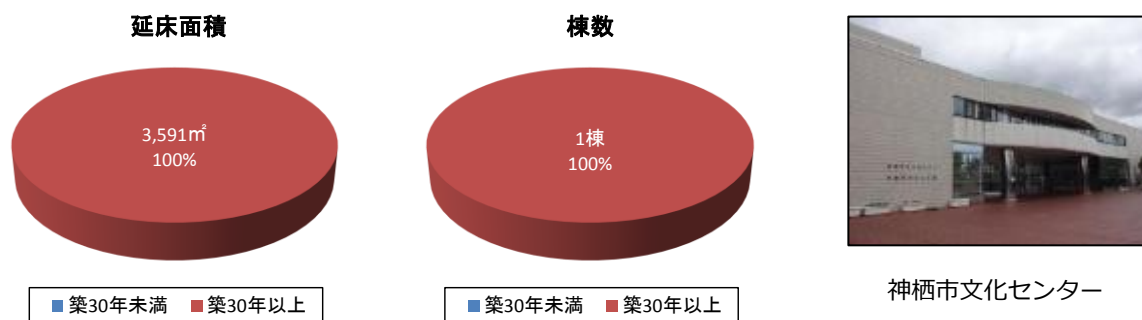
3) 文化施設

①基本情報

表 4-2 文化施設の基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	利用者 (千人)	建築年度 (最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修の履歴
文化施設	神栖市文化センター	文化スポーツ課	指定管理者	1	64	1981	3,591.36	2001年 屋上防水
合計							3,591.36	

②建物の老朽化の状況



③概要・課題等

- 中央公民館との複合施設であり、指定管理者による運営を行っています。年間を通して様々な公演やイベントを実施しています。
- 文化センターと中央公民館は、平成9年に耐震診断を実施し、基準も満たされていましたが、その後20年近く経過していることから、平成28、29年の2カ年で耐震診断を実施し、耐震化を図ります。

④基本的な方針

- 神栖市文化センターについては、平成19年度に実施した建物調査を参考にしながら、耐震診断の状況に応じて修繕計画を策定し、適切な維持管理を実施して長寿命化を図ります。

(2) 社会教育系施設

1) 配置状況

社会教育系施設の配置状況を下図に示します。

図 4-2 社会教育系施設の配置状況



2) 図書館

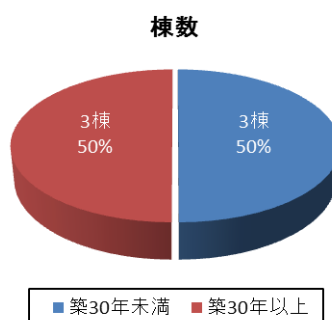
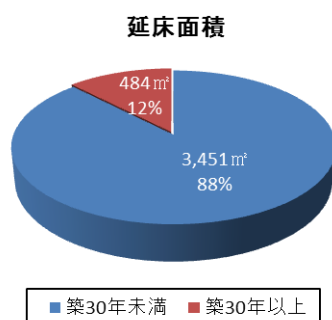
①基本情報

表 4-3 図書館の基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	利用者 (千人)	建築年度 (最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修の履歴
図書館	中央公民館図書室	中央図書館/中央公民館		1	2	1981	121.71	2001年 屋上防水
	若松公民館図書室	中央図書館/中央公民館		1	3	1978	60.00	
	矢田部公民館図書室	中央図書館/中央公民館		1	18	1982	302.53	
	はさき生涯学習センター図書室	中央図書館/中央公民館		1	5	1995	203.80	2014年 空調設備更新工事
	中央図書館	中央図書館	直営	1	95	1990	2,669.20	2012年 展示ホール天井復旧
	うずも図書館	中央図書館	直営	1	36	1991	578.24	2008年 空調設備改修工事
合計							3,935.48	

※総延床面積は中央図書館を除き、各施設における図書館及び図書室部分の床面積です。

②建物の老朽化の状況



中央図書館

③概要・課題等

- 図書館法上の図書館は中央図書館とうずも図書館の2館です。この他は公民館に併設されている図書館法に規定されない図書室です。利用者数は中央図書館が一番多く、年間約9.5万人、次にうずも図書館で年間約3.6万人です。
- 中央図書館は築25年を経過して老朽化が進んでおり、平成13、14年度に屋上防水、平成24年度に東日本大震災による破損に伴い、展示ホール天井復旧工事を実施しました。平成29年度以降に空調設備改修工事を実施します。
- その他の施設は、それぞれの併設されている施設と一体となった改修工事を計画しています。

④基本的な方針

- 中長期的には、公民館及び学習センターに併設されている各図書室の利用状況を踏まえた図書館施設のあり方、及び市全体での再編計画を検討します。

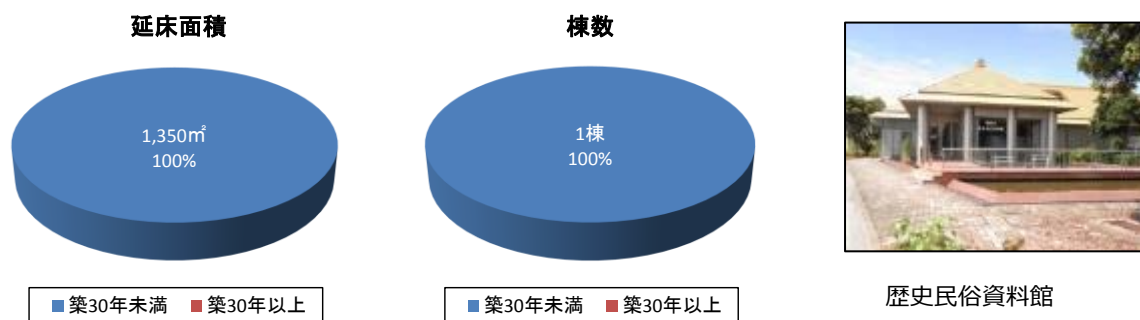
3) 博物館

①基本情報

表 4-4 博物館の基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	利用者 (千人)	建築年度 (最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修の履歴
博物館	歴史民俗資料館	文化スポーツ課	直営	1	17	1992	1,350.00	
合計							1,350.00	

②建物の老朽化の状況



③概要・課題等

- 郷土の歴史・民俗等の資料収集・保管・展示を行っている市内唯一の施設です。中央図書館に隣接して建設され、駐車場は一体利用されています。築25年が経過し、施設や設備の老朽化に伴う修繕が増加しています。平成25年度には空調設備の改修を実施しました。今後は平成28、29年度で照明設備のLED化、平成30年度に映像関係の更新を予定しています。
- 企画展の内容によって来館者は変化しますが、平成26年度に約1.7万人の来館者がありました。民俗資料を展示する博物館としては鹿行地域では唯一の施設であり、鹿嶋市、潮来市、行方市、千葉県香取市等からの広域的な利用もあります。

④基本的な方針

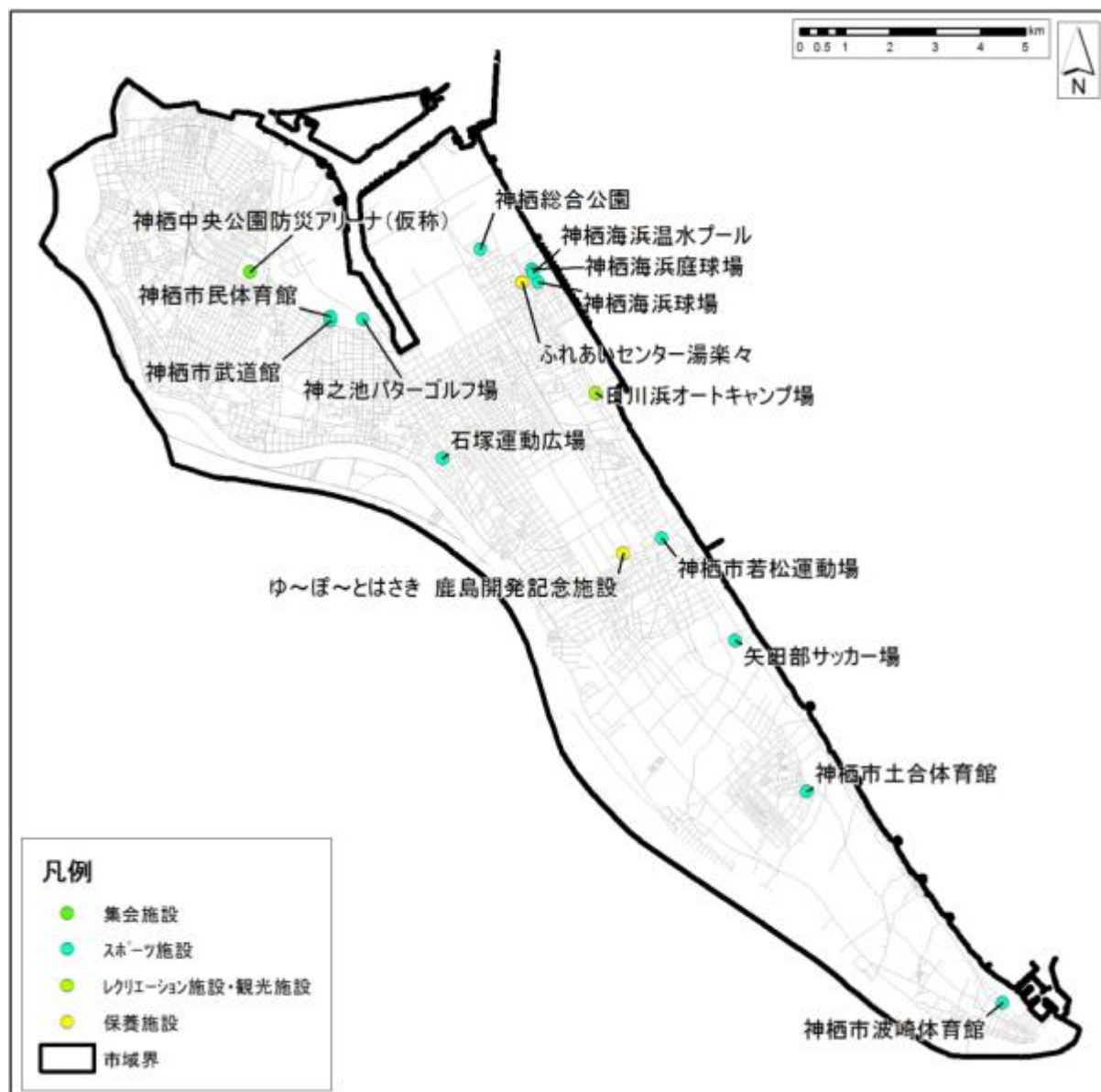
- 施設の適切な維持管理を実施し、長寿命化を図ります。
- 展示施設については定期的に展示内容を更新し、博物館機能を充実させます。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

1) 配置状況

スポーツ・レクリエーション系施設の配置状況を下図に示します。

図 4-3 スポーツ・レクリエーション系施設の配置状況



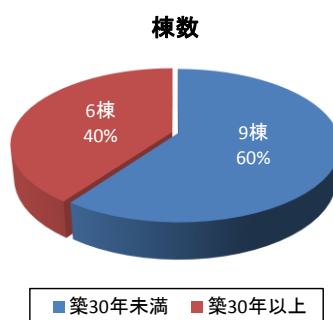
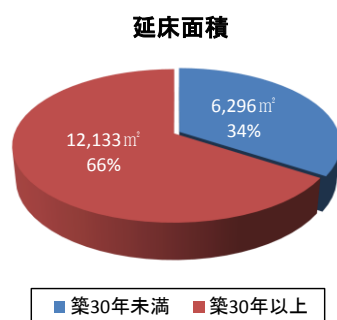
2) スポーツ施設

①基本情報

表 4-5 スポーツ施設の基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	利用者 (千人)	建築年度 (最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修の履歴
スポーツ 施設	神栖市武道館	文化スポーツ課	指定管理者	2	56	1987	2,356.81	
	神栖市民体育館	文化スポーツ課	指定管理者	2	49	1973	3,054.60	
	神栖市土合体育館	文化スポーツ課	指定管理者	1	28	1974	2,892.00	2009年 屋上防水
	神栖市波崎体育館	文化スポーツ課	指定管理者	2	37	1982	3,967.00	2012年 天井修繕
	神栖市若松運動場	文化スポーツ課	指定管理者	1	17	1998	640.00	
	石塚運動広場	文化スポーツ課	指定管理者	1	15	1992	266.57	
	神之池パターゴルフ場	文化スポーツ課	指定管理者	1	2	1991	105.00	
	神栖海浜球場	文化スポーツ課	指定管理者	1	8	1985	2,219.00	
	神栖海浜庭球場	文化スポーツ課	指定管理者	1	40	1998	316.80	
	神栖海浜温水プール	文化スポーツ課	指定管理者	2	36	1995	2,280.66	
	神栖総合公園	文化スポーツ課	指定管理者	1	67	2010	330.41	
	合計						18,428.85	

②建物の老朽化の状況



神栖市民体育館

③概要・課題等

武道館・体育館

- 市民体育館と土合体育館が築 40 年、武道館と波崎体育館が築 30 年近く経過し、老朽化の状況に応じた大規模修繕が必要となる時期にきています。計画的な修繕が必要になります。
- 市民体育館については耐震診断を実施していますが耐震補強は実施していません。土合体育館については耐震診断の結果、耐震補強を実施しました。
- すべての施設で管理運営に指定管理者制度を導入しています。指定管理者から不具合箇所の報告を受け、修繕を行っています。

神栖中央公園防災アリーナ（仮称）

- 神栖中央公園内に平成 31 年 6 月の供用開始を予定しています。

海浜温水プール

- 築 20 年が経過している施設で、海岸近くに立地し、塩害による老朽化が激しく、大規模修繕が必要となっているため、設備を含めて修繕計画を策定し、計画に基づいた維持管理が必要になります。

運動場

- すべての施設で指定管理者制度を導入しています。石塚運動広場は、防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターのヘリポートに指定されています。運動施設の多くで老朽化が進行しています。神栖海浜球場は築 30 年近く経過し、老朽化の状況に応じた修繕が必要になります。

④基本的な方針

- 市民体育館については、当面の間は現状のまま存続させますが、用途を廃止する方向で検討します。
- スポーツ施設（体育館等）の統廃合計画について、現時点では、市民体育館以外の施設については、適切な維持管理を実施し、長寿命化により施設を存続させます。
- 平成 31 年に開催される茨城国体終了後に、スポーツ施設の長寿命化計画及び、市全体のスポーツ施設の再編計画を策定します。
- 神之池パターゴルフ場は、年間利用数約 2 千人に対して芝の管理費が約 1,500 万円かかっているため、規模の縮小や他の種目への転換等についても上記再編計画の中で検討します。
- 海浜庭球場は、平成 31 年の茨城国体に向けて改修工事を実施します。

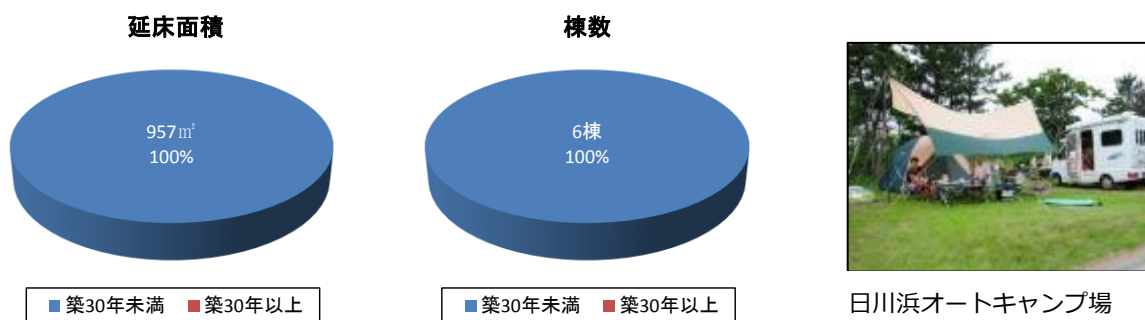
3) レクリエーション・観光施設

①基本情報

表 4-6 レクリエーション・観光施設の基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	利用者 (千人)	建築年度 (最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修の履歴
レクリエーション 施設・ 観光施設	日川浜オートキャンプ場	商工観光課	指定管理者	5	10	1992	272.97	
	矢田部サッカー場	商工観光課	指定管理者	1	93	2006	684.00	
合計							956.97	

②建物の老朽化の状況



③概要・課題等

日川浜オートキャンプ場

- 平成 18 年度より指定管理者制度を導入している通年営業施設です。
- 日川浜海水浴場に隣接しているため、夏休み期間に利用が集中します。
- 築 24 年が経過し、老朽化の状況に応じた修繕が必要になっています。平成 27 年度はシャワーとトイレの改修工事を実施しました。

矢田部サッカー場

- 人口芝グラウンドが 4 面あり、うち 1 面に夜間照明設備があります。今後、グラウンド面も含めた修繕計画の策定を予定しています。民宿等の宿泊客の利用が多い傾向にあります。

④基本的な方針

- 日川浜オートキャンプ場は、適切な維持管理を実施して施設の長寿命化を図ります。
- 矢田部サッカー場は、適切な維持管理を実施して施設の長寿命化を図ります。

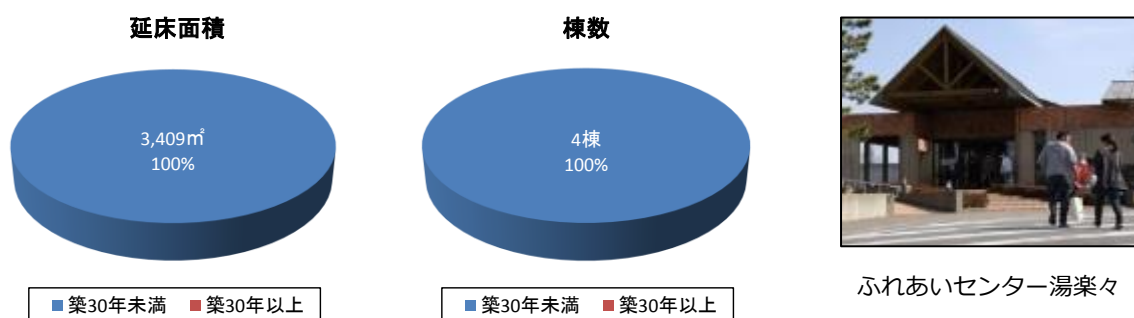
4) 温浴施設

①基本情報

表 4-7 温浴施設の基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	利用者 (千人)	建築年度 (最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修の履歴
温浴施設	ふれあいセンター湯楽々	商工観光課	指定管理者	3	91	1998	2,088.00	
	ゆ〜ぽ〜とはさき 鹿島開発記念施設	商工観光課	指定管理者	1	107	1995	1,320.58	
	合計						3,408.58	

②建物の老朽化の状況



③概要・課題等

温浴施設

- 両施設とも築20年程度の比較的新しい施設ですが、温浴施設の性格から設備面の老朽化が進んでいます。両施設とも特殊建築物定期点検を適正に実施し、指摘事項にも対応しています。
- ふれあいセンター湯楽々は、定期点検で指摘を受けた給湯・熱循環系の配管の修繕を平成27年度に実施しました。
- ゆ〜ぽ〜とはさきは、平成27年度に非常灯の交換を行い、平成28年度に排煙窓の修繕を予定しております。今後は、ふれあいセンター湯楽々と同様に、配管設備改修が想定されます。
- 熱源に関しては、ふれあいセンター湯楽々はボイラーで、ゆ〜ぽ〜とはさきは波崎工業団地から支管で蒸気を購入しています。支管は指定管理者による年1回の定期点検を実施しています。
- 今後の設備更新や建替え等に対応するため中長期修繕計画の策定が必要です。

④基本的な方針

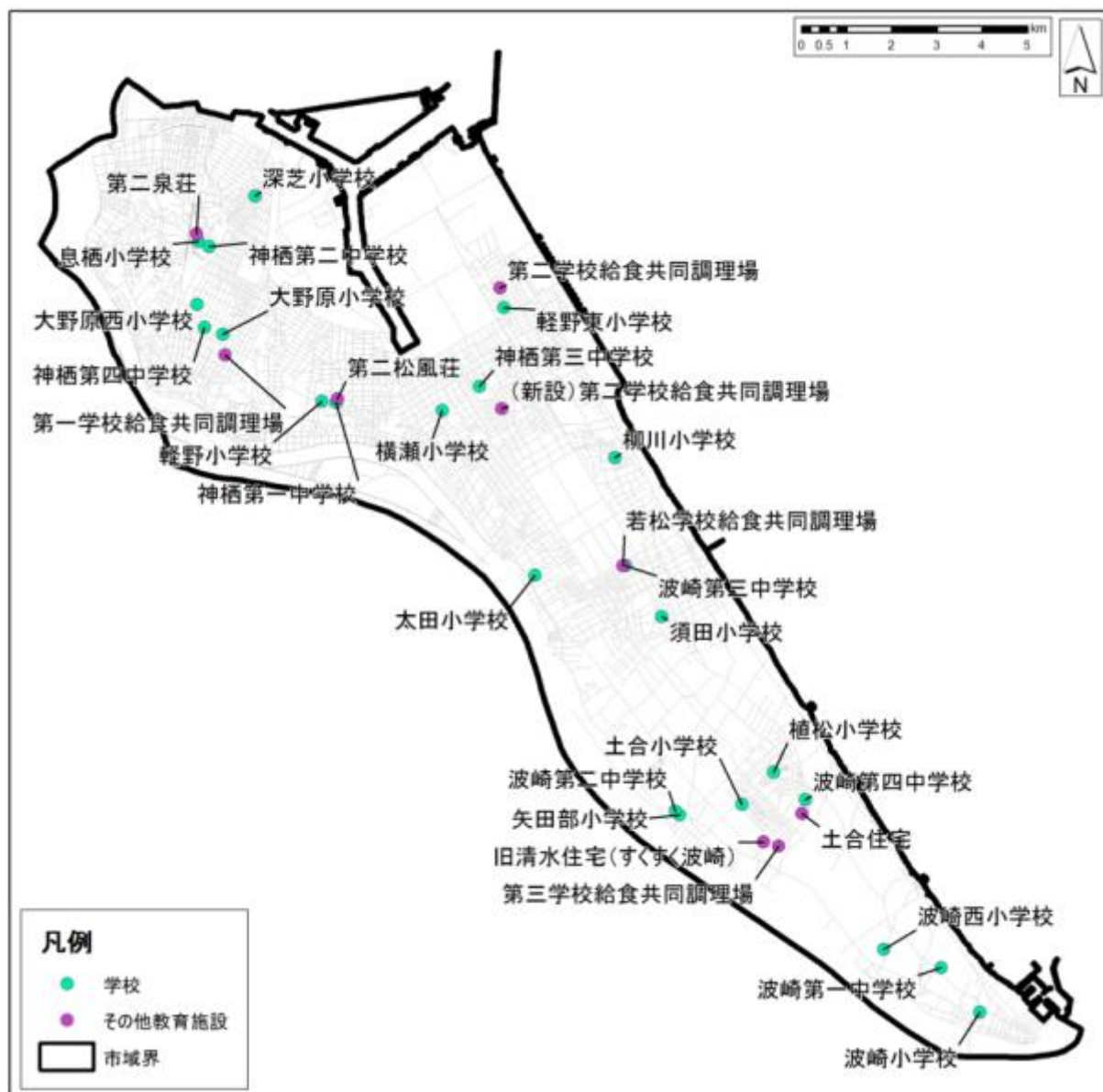
- 両施設とも適切な維持管理を実施して長寿命化を図ります。

(4) 学校教育系施設

1) 配置状況

学校教育系施設の配置状況を下図に示します。

図 4-4 学校教育系施設の配置状況



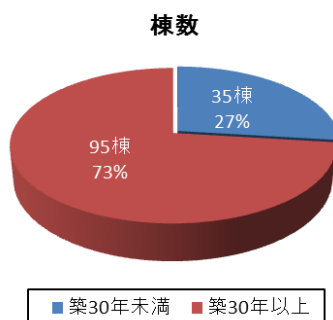
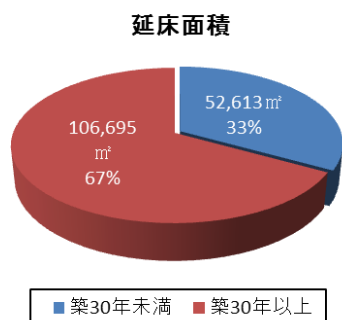
2) 学校

①基本情報

表 4-8 学校の基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	利用者 (千人)	建築年度 (最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修の履歴
小学校	深芝小学校	教育総務課	直営	4		2005	9,204.00	2011年 多目的室を普通教室に改修 2014年 屋根復旧
	息栖小学校	教育総務課	直営	6		1972	10,746.30	2011年 耐震補強及び改修工事(校舎①②) 2014年 プール循環装置改修他工事
	軽野小学校	教育総務課	直営	5		1972	6,836.00	2012年 耐震補強及び改修工事(校舎①②③) 1992年 全面改修工事(体育館) 2014年 プール循環装置改修工事
	軽野東小学校	教育総務課	直営	5		1971	6,697.00	2010年 耐震補強及び改修工事(校舎西棟、中央棟、東棟) 1995年 外壁補修及び屋根防水工事(体育館) 1999年 上水配管工事(プール)
	大野原小学校	教育総務課	直営	7		1978	8,367.00	2010年 耐震補強及び改修工事(校舎①②) 1997年 不明(体育館) 1998年 プール改修工事
	横瀬小学校	教育総務課	直営	5		1987	7,814.00	2010年 屋上防水工事(校舎②) 2011年 復旧工事(プール)
	大野原西小学校	教育総務課	直営	4		1991	7,505.00	2011年 大走り復旧(体育館) 2011年 プールサイド復旧
	柳川小学校	教育総務課	直営	4		1970	4,170.00	2012年 耐震補強及び改修工事(校舎①②) 2013年 耐震補強及び改修工事(体育館)
	太田小学校	教育総務課	直営	5		1971	4,538.00	2013年 耐震補強及び改修工事(校舎①②③)
	須田小学校	教育総務課	直営	6		1972	5,146.00	2014年 トイレ改修工事(校舎①)
	波崎小学校	教育総務課	直営	3		1973	4,636.00	2009年 耐震補強及び改修工事(校舎)
	波崎西小学校	教育総務課	直営	6		1969	5,497.00	2013年 耐震補強及び改修工事(校舎) 2014年 耐震補強及び改修工事(体育館)
	矢田部小学校	教育総務課	直営	4		1975	4,094.00	2013年 耐震補強及び改修工事(校舎) 2014年 耐震補強及び改修工事(体育館)
	植松小学校	教育総務課	直営	5		1970	5,903.00	2012年 耐震補強及び改修工事(校舎①②、特別教室棟) 2013年 耐震補強及び改修工事(体育館)
	土合小学校	教育総務課	直営	4		1982	4,520.00	
中学校	神栖第一中学校	教育総務課	直営	7		1969	7,479.00	2012年 耐震補強及び改修工事(校舎中央棟、西棟)
	神栖第二中学校	教育総務課	直営	9		1966	7,172.00	1988年 塗装工事(プール)
	神栖第三中学校	教育総務課	直営	6		1973	9,230.00	2010年 耐震補強及び改修工事 2014年 トイレ改修工事(校舎(特別教室))
	神栖第四中学校	教育総務課	直営	5		1984	9,680.00	2007年 屋上防水、外壁改修、内装改修、給排水設備等改修(校舎①②)
	波崎第一中学校	教育総務課	直営	11		1954	11,719.00	
	波崎第二中学校	教育総務課	直営	6		1968	5,608.00	2013年 耐震補強及び改修工事(校舎②③④)
	波崎第三中学校	教育総務課	直営	9		1968	6,806.00	2010年 耐震補強及び改修工事(校舎(特別教室)、校舎①)
	波崎第四中学校	教育総務課	直営	4		1984	5,941.00	2014年 屋上防水(校舎、体育館)
合計							159,308.30	

②建物の老朽化の状況



息栖小学校

③概要・課題等

- 現在は小学校 15 校、中学校 8 校を有し、延床面積で市が保有する公共施設全体の半数以上を学校施設が占めています。
- 耐震化については、平成 28 年度にすべての小中学校における耐震化工事が完了する予定です。
- 築 30～40 年を越える施設が大半を占めますが、耐震化工事とあわせて大規模改修工事も実施しているため、総じて大きな不具合はありません。今後は、新耐震施設の外壁、屋上防水、トイレの改修工事を実施する計画です。平成 28 年度に 2 校、平成 29 年度以降 8 校を予定しています。
- 平成 27 年度の特種建築物定期点検において、一部の学校に防火シャッター改善と経年劣化による外壁の不具合の指摘がありましたが、防火シャッターについては H28 年度の改修を予定し、外壁改修の実施も検討します。
- 学校の再編計画については、現行の「学校適正規模適正配置基本計画」に基づき、波崎東小学校と明神小学校の統廃合を実施しました。
- 波崎第一中学校では、平成 27 年度に老朽化した給食棟、校舎等合計 6 棟の取り壊しを行いました。
- 現在、特別支援学校は鹿嶋市に位置し神栖市から通学に 1 時間程度かかっています。神栖市の生徒が 44%を占めていることから、市内に設置することが望ましい施設です。

④基本的な方針

- 平成 28 年度に改定した「学校適正規模適正配置基本計画」の進行状況を見ながら、施設の大規模修繕工事や建替え等を実施します。
- 文部科学省からの要請により、平成 32 年度までに学校施設の長寿命化計画を策定します。

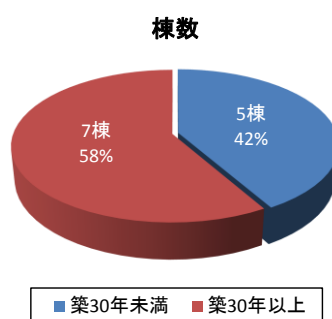
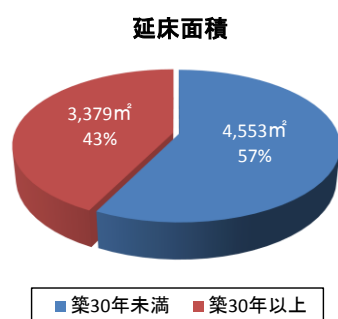
3) その他教育施設

①基本情報

表 4-9 その他教育施設の基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	利用者 (千人)	建築年度 (最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修の履歴
その他教育施設	土合住宅	教育総務課	直営	1		1987	570.00	2009年 外壁改修
	第二松風荘	教育総務課	直営	1		1977	905.00	2012年 屋上防水
	第二泉荘	教育総務課	直営	1		1974	687.00	2013年 給水管改修
	旧清水住宅(すくすく波崎)	教育総務課	直営	3		1966	705.00	1999年 外壁・内部改修
	第一学校給食共同調理場	学務課	直営	2		1991	1,531.00	
	第二学校給食共同調理場	学務課	直営	1		1979	841.00	
	第三学校給食共同調理場	学務課	直営	2		2008	2,452.16	
	若松学校給食共同調理場	学務課	直営	1		1968	241.00	
合計							7,932.16	

②建物の老朽化の状況



第一学校給食共同調理場

③概要・課題等

教職員住宅

- 第二松風荘は適応指導教室を設置し、旧清水住宅（すくすく波崎）には平成 11 年より登校支援教室を設置し利用しています。その他の施設の用途は教職員住宅です。
- すべての住宅で築 30 年が経過しています。土合住宅は平成 21 年に、第二松風荘は平成 24 年に、第二泉荘は平成 25 年に、旧清水住宅は平成 11 年にそれぞれ大規模改修を実施しました。
- すべての住宅で耐震性能は満たしています。

学校給食共同調理場

- 築 40 年を越える第二学校給食共同調理場と若松学校給食共同調理場は、平成 28 年 8 月に統合合併しました。その結果、第二学校給食共同調理場は平成 28 年度に、若松学校給食共同調理場は平成 29 年度に取り壊しを予定しています。これらの廃止に伴う新たな施設として、新第二学校給食共同調理場を平成 28 年 9 月から供用開始しました。

④基本的な方針

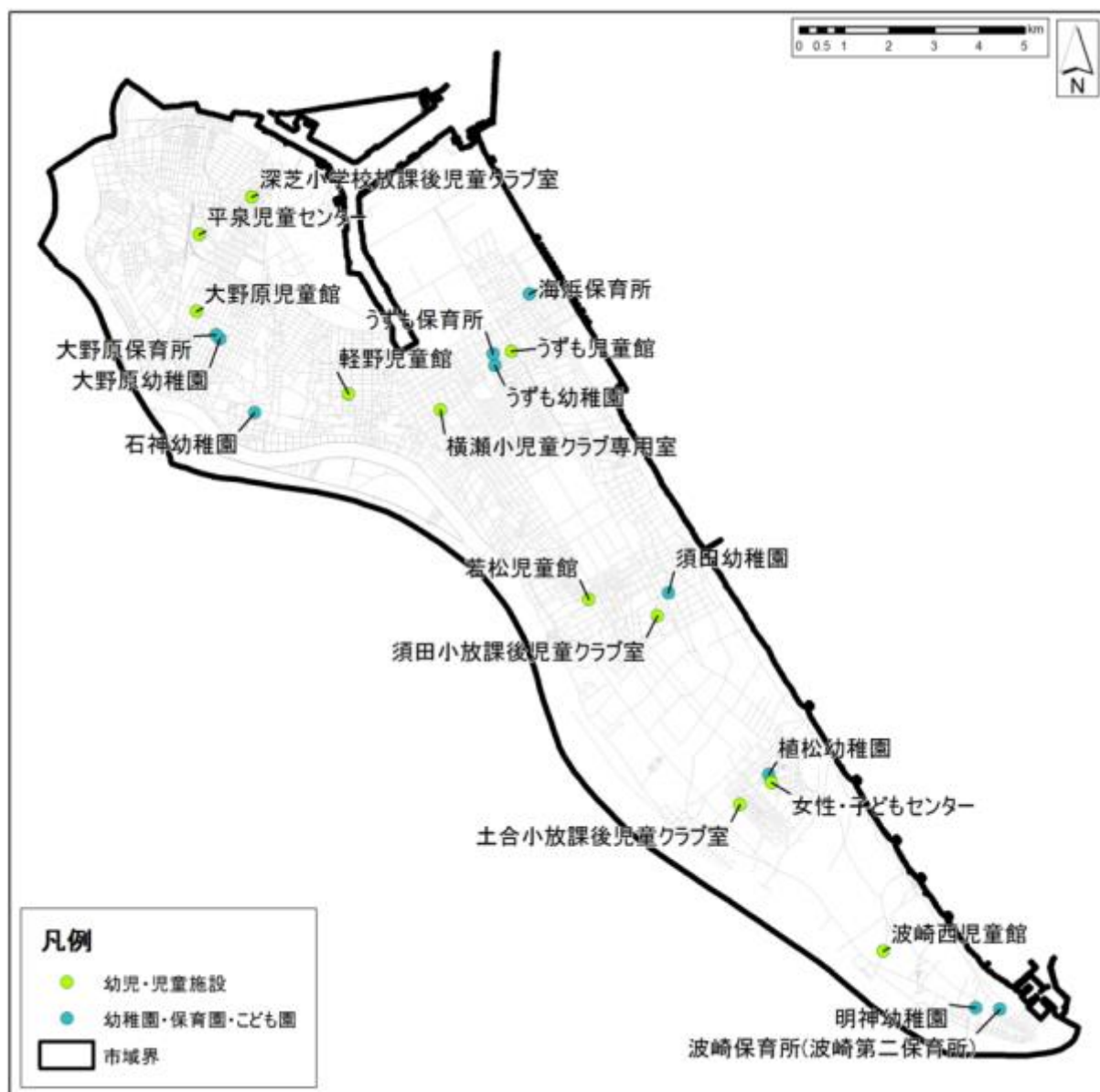
- 教職員住宅は、入居率が9割程度の時期もありましたが、現在は7割程度となっています。施設自体の老朽化も目立つため、今後の入居状況により、大規模修繕工事や統廃合について検討します。
- 学校給食共同調理場は、適切な維持管理を実施して長寿命化を図ります。

(5) 子育て支援施設

1) 配置状況

子育て支援施設の配置状況を下図に示します。

図 4-5 子育て支援施設の配置状況



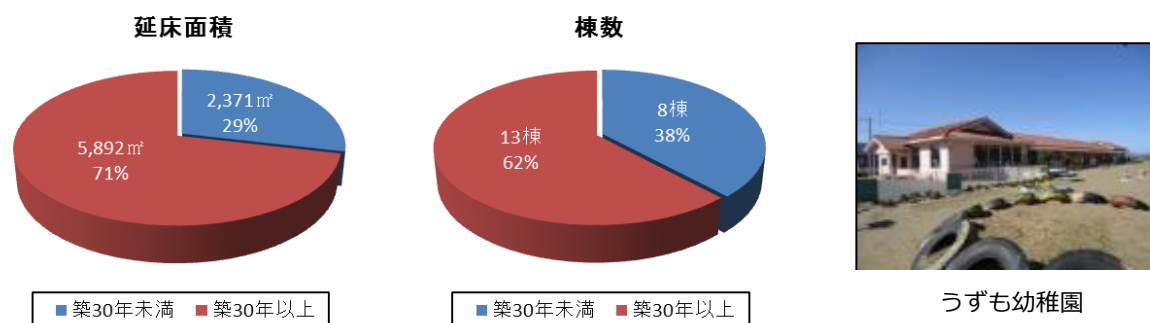
2) 幼稚園・保育所

①基本情報

表 4-10 幼稚園・保育所の基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	利用者 (人)	建築年度 (最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修の履歴
幼稚園	うずも幼稚園	教育総務課	直営	1	129	1998	977.00	
	石神幼稚園	教育総務課	直営	3	133	1972	758.00	1997年 全面改修
	大野原幼稚園	教育総務課	直営	4	183	1979	877.00	2010年トイレ改修
	植松幼稚園	教育総務課	直営	4	105	1971	923.00	
	明神幼稚園	教育総務課	直営	2	35	1975	652.00	
	須田幼稚園	教育総務課	直営	2	54	1981	576.00	
保育所	うずも保育所	こども課	直営	2	2,037	1973	982.00	
	海浜保育所	こども課	指定管理者	1	1,159	1993	692.00	
	大野原保育所	こども課	直営	1	1,644	1977	950.22	
	波崎保育所 (波崎第二保育所)	こども課	直営	1	551	1978	876.00	
合計							8,263.22	

②建物の老朽化の状況



③概要・課題等

幼稚園

- 6園ある幼稚園のうち、うずも幼稚園を除く5園が築30～40年を経過しており、施設の老朽化が目立つため、大規模改修が必要です。大野原幼稚園は平成27年度に耐震補強工事を実施しました。石神、須田幼稚園は平成28年度に耐震工事を行います。

保育所

- 4施設ある保育所のうち、海浜保育所を除く3施設で築30～40年を経過しており、老朽化が目立ちます。
- 波崎保育所については、耐震診断は実施していますが、耐震補強工事は実施していません。
- 海浜保育所は、平成22年度から指定管理者制度を導入していますが、施設の老朽化に伴い管理費が増加しています。
- 大野原保育所は、経年劣化による施設の老朽化が目立ちます。平成31年度に建替えを予定しています。

④基本的な方針

- 施設の再編計画については、地域の実情に応じた就学前の子どもに対する望ましい教育・保育の確保や子育て支援、保育サービスの充実を目指し、平成 27 年 12 月に策定された「神栖市子どものための施設等再編基本計画」に基づき整備・再編等を実施します。
- 波崎東部地域の明神幼稚園と波崎保育所を統合し、平成 30 年 4 月を目標に認定こども園「はさき（仮称）」を新設する計画です。また、土合地域では、植松幼稚園を廃止し平成 31 年 4 月の完成を目標に認定こども園を新設する計画です。植松幼稚園の跡地は、隣接する植松小学校のグラウンド、駐車場として利用する計画です。
- うずも保育所については、施設の老朽化に伴い廃止し、同一敷地内に市有地等を利用した民間事業者の誘致を検討します。
- 海浜保育所は、平成 22 年度から指定管理者制度を導入しています。施設の老朽化に伴い管理費が増加しているため廃止し、児童数の多い知手地区に民間事業者の誘致を検討します。
- 大野原保育所は、経年劣化による施設の老朽化が目立ちます。平成 31 年度を目標に建替えを検討します。

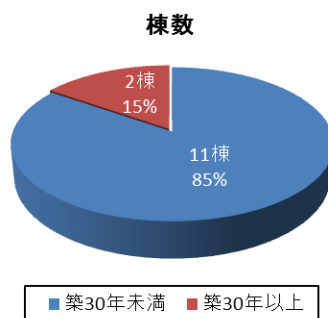
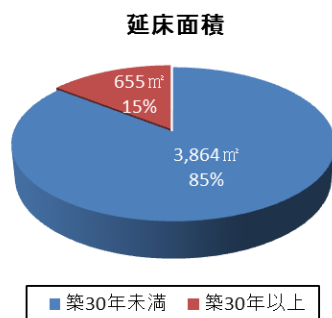
3) 幼児・児童施設

①基本情報

表 4-11 幼児・児童施設の基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	利用者 (人)	建築年度 (最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修の履歴
幼児・児童施設	うずも児童館	こども課	指定管理者	1	23	1980	355.68	
	軽野児童館	こども課	指定管理者	1	11	1992	389.00	
	若松児童館	こども課	指定管理者	1	22	2010	376.00	
	女性・子どもセンター	こども課	指定管理者	2	48	2002	1,630.00	
	大野原児童館	こども課	指定管理者	2	18	1974	353.32	
	波崎西児童館	こども課	指定管理者	1	8	1987	257.00	2005年 法務局事務所→児童館へ改修
	平泉児童センター	こども課	指定管理者	1	40	1997	574.00	
	深芝小学校 放課後児童クラブ室	こども課	指定管理者	1		2006	174.50	
	土合小 放課後児童クラブ室	こども課	指定管理者	1		2008	140.00	
	須田小 放課後児童クラブ室	こども課	指定管理者	1		2009	135.00	
	横瀬小児童クラブ専用室	こども課	指定管理者	1		2009	135.00	
	合計						4,519.50	

②建物の老朽化の状況



女性・子どもセンター

③概要・課題等

○うずも児童館、軽野児童館、若松児童館、女性・子どもセンター、大野原児童館、波崎西児童館、平泉児童センターは指定管理者制度を導入しています。

児童館

- 指定管理者からの不具合箇所の報告を受け、修繕を実施しています。施設の点検の実施とあわせて中長期修繕計画を策定する必要があります。
- 軽野児童館は平成 28 年度に冷暖房改修工事を予定しています。
- 女性・子どもセンターは平成 19 年度に建物の状況調査をもとにした修繕計画がありますが、現在まで補修等は実施していないので、老朽化の状況に応じた対応が必要です。
- 平泉児童センターは体育館設備の老朽化が目立つため、設備の改修等の対応が必要です。

児童クラブ

- 平成 27 年度から 6 年生まで受け入れています。利用する児童は増加傾向にあります。
- 消防点検を毎年実施しています。施設の点検の実施により、老朽化の状況に応じた対応が必要です。

④基本的な方針

- 施設の再編計画については、地域の実情に応じた就学前の子どもに対する望ましい教育・保育の確保や子育て支援、保育サービスの充実を目指し、平成 27 年 12 月に策定された「神栖市子どものための施設等再編基本計画」に基づき整備・再編等を実施します。
- うずも児童館は、平成 30 年度に建替え工事を計画しています。
- 大野原児童館は平成 26 年度に実施した耐震診断の結果、耐震性能不足であったため、平成 29 年度に建替え工事を計画しています。
- 波崎西児童館は元法務局舎を改築して平成 17 年度に児童館とした施設であり、図書室スペースを作るために平成 30 年度に増改築工事を計画しています。
- 児童クラブは、基本的に専用室は増設せずに学校の空き教室等で対応します。

(6) 保健・福祉施設

1) 配置状況

保健・福祉施設の配置状況を下図に示します。

図 4-6 保健・福祉施設の配置状況



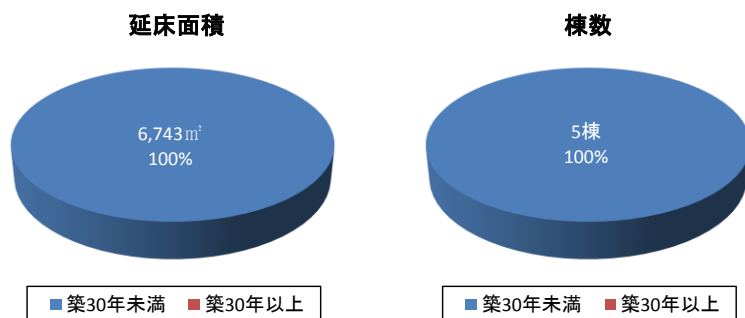
2) 高齢福祉施設

①基本情報

表 4-12 高齢福祉施設の基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	利用者 (千人)	建築年度 (最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修の履歴
高齢福祉施設	高齢者福祉センター「むつみ荘」	長寿介護課	指定管理者	1	8	2009	703.76	
	保健・福祉会館	長寿介護課	直営	2		2000	4,049.89	
	神栖市はさき福祉センター	長寿介護課	直営	2	32	1987	1,989.45	
合計							6,743.10	

②建物の老朽化の状況



高齢者福祉センター
「むつみ荘」

③概要・課題等

高齢者福祉センター「むつみ荘」

- 平成 21 年度から指定管理者制度を導入し、運用を開始した施設です。平成 27 年度にグラウンドを拡張しました。特殊建築物定期点検報告に該当する建物ではありませんが、常時、指定管理者が点検を実施し、その報告を受け安全確保に努めています。現時点で大きな不具合はありませんが、海岸近くに立地しているため、塩害対策の検討が必要です。
- 現在は、シニアクラブの利用が多い状況ですが、利用者数は微減の傾向にあります。

保健・福祉会館

- 保健・福祉会館は平成 20 年 2 月に劣化診断を実施し、中長期保全計画を策定しました。使用頻度の高い部屋の空調設備の故障が多発しており、現在は修繕で対応していますが、今後、大規模な更新工事が必要になると想定されます。

神栖市はさき福祉センター

- 神栖市はさき福祉センター内には、社会福祉協議会波崎支所、シルバー人材センター波崎支所の事務所もあります。平成 28 年度にエレベーター改修工事、屋上防水補修工事等、大規模修繕の実施を予定しています。
- 同一敷地内にあるや矢田部公民館と建築年度が比較的近く、老朽化も進んでいることから将来の建替えに当たっては、矢田部公民館との統合も視野に検討する必要があります。

④基本的な方針

- 高齢福祉施設は、適切な維持管理を実施して長寿命化を図ります。
- 神栖市はさき福祉センター、矢田部公民館及び女性・子どもセンターは同一敷地にあります。このうち、福祉センターと矢田部公民館は両施設とも 1980 年代の建設で、築 30 年程度が経過し両施設共に老朽化が進んでいます。今後は施設のあり方について、中長期的な視点に立ち、複合化も視野に入れ検討します。

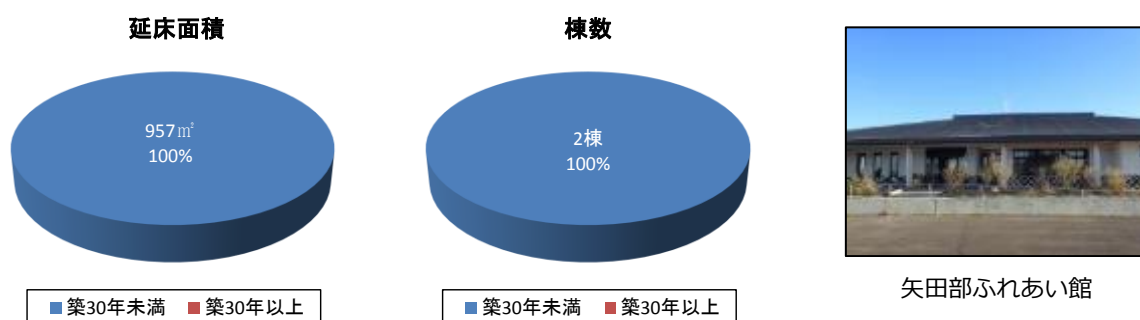
3) 障害福祉施設

①基本情報

表 4-13 障害福祉施設の基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	利用者 (千人)	建築年度 (最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修の履歴
障害福祉施設	福祉作業所きぼうの家	障がい福祉課	指定管理者	1	4	1994	369.50	2012年 鉄骨基礎を残した改修
	矢田部ふれあい館	障がい福祉課	直営	1	4	1990	587.75	2014年 鉄骨基礎を残した改修
合計							957.25	

②建物の老朽化の状況



③概要・課題等

- 福祉作業所きぼうの家は、指定管理者制度を導入しています。震災による地盤の変形のため、平成 24 年度に屋根と柱以外を解体し、地盤改良と建物の全面改修を実施しました。
- 矢田部ふれあい館は、東日本大震災で被災し、閉鎖していた矢田部農業研修センターを改修して平成 27 年 4 月に開館した施設で、児童発達支援事業所「なのはな」および市民の健康保持・市民活動のためのスペースを併設しています。

④基本的な方針

- 福祉作業所については現在、民間事業者の参入が増加傾向にあるため、将来的にはこれらの状況を勘案して、施設の統廃合等を検討します。
- 矢田部ふれあい館は、適切な維持管理を実施して長寿命化を図ります。

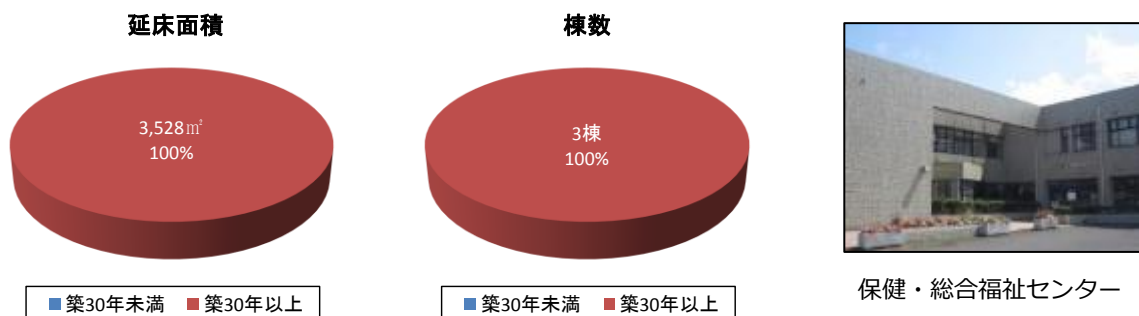
4) 保健施設

①基本情報

表 4-14 保健施設の基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	利用者 (千人)	建築年度 (最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修の履歴
保健施設	保健・総合福祉センター	長寿介護課	直営	1		1986	2,633.92	2006年 空調設備改修工事
	はさき保健センター	健康増進課	直営	2		1980	894.00	
合計							3,527.92	

②建物の老朽化の状況



③概要・課題等

- 保健・総合福祉センターは、築 30 年を迎えており大規模改修が必要です。平成 18 年度に空調改修工事を実施しました。
- はさき保健センターは、築 36 年が経過しています。合併による保健センター機能の集約化により、平成 20 年 4 月から閉鎖しています。

④基本的な方針

- 保健・総合福祉センターは、適切な維持管理を実施して長寿命化を図ります。
- はさき保健センターは平成 29 年度に解体・撤去を計画しています。

(7) 行政系施設

1) 施設配置状況

行政系施設の配置状況を下図に示します。

図 4-7 行政系施設の配置状況



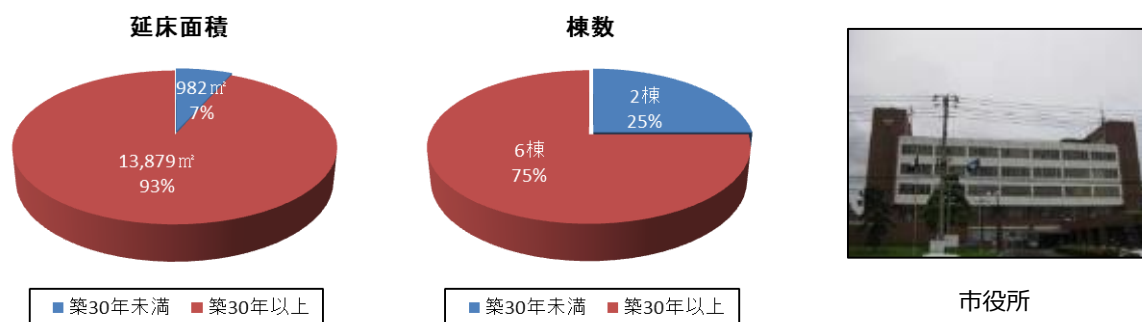
2) 庁舎等

①基本情報

表 4-15 庁舎等の基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	利用者 (千人)	建築年度 (最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修の履歴
庁舎等	市役所	契約管財課	直営	5		1976	9,082.00	2013年 屋上防水(上下水道棟) 2014年 屋上防水(庁舎)
	総合支所	市民生活課	直営	2		1970	4,441.00	
	神栖市商工会館	契約管財課	その他	1		1971	1,338.33	
合計							14,861.33	

②建物の老朽化の状況



③概要・課題等

市役所

- 市役所は築40年が経過し、老朽化が目立ちます。平成28年度に耐震補強の設計を行い、平成29年度から平成32年度にかけて耐震補強工事を計画しています。
- 平成29年度に市役所敷地内へ分庁舎の建設を計画しています。

総合支所

- 総合支所は、築46年が経過しています。平成27年度に耐震診断を実施し、建物の一部で耐震強度不足が判明しました。平成28年5月から供用開始した波崎総合支所・防災センターに支所機能を移転し、現在は教育委員会の事務所機能が残っています。
- 総合支所の敷地内に、災害時の避難住民を受け入れるとともに、支所機能を有した波崎地区防災拠点施設を建設し、平成28年5月から波崎総合支所・防災センターとして供用開始しています。防災研修等を行う防災教育の拠点としての活用も計画しています。

神栖市商工会館

- 神栖市商工会館は、商工会から市に寄付された施設で、産業経済部及び商工会の事務所として使用しています。築45年が経過し、老朽化が目立ちます。また、旧耐震基準で建築された建物ですが、耐震診断は実施していません。

④基本的な方針

- 市役所庁舎は、耐震補強工事と設備の更新等を含めた改修工事を実施します。完成後20年程度は適切な修繕と維持管理を実施するとともに、この間に、庁舎の建て替えを含め、施設のあり方を検討します。
- 総合支所は、平成29年度に建設予定の分庁舎に教育委員会を移転させた後、取り壊しを計画しています。
- 神栖市商工会館は、産業経済部が分庁舎に移転した後、取り壊しを計画しています。

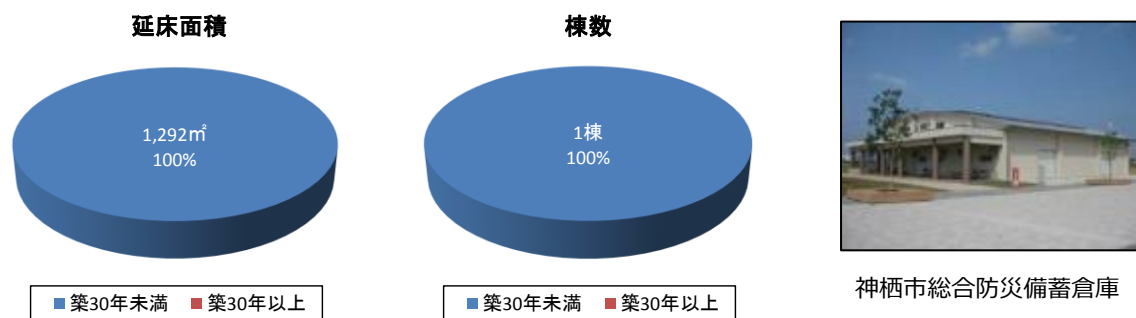
3) 防災備蓄倉庫

①基本情報

表 4-16 防災備蓄倉庫の基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	利用者 (千人)	建築年度 (最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修の履歴
防災備蓄倉庫	神栖市総合防災備蓄倉庫	防災安全課	直営	1		2014	1,292.36	
合計							1,292.36	

②建物の老朽化の状況



③概要・課題等

○神栖中央公園に立地する防災備蓄倉庫で、平成 25 年度に竣工した施設です。年 4 回の清掃委託にあわせ、内部点検を実施しています。

④基本的な方針

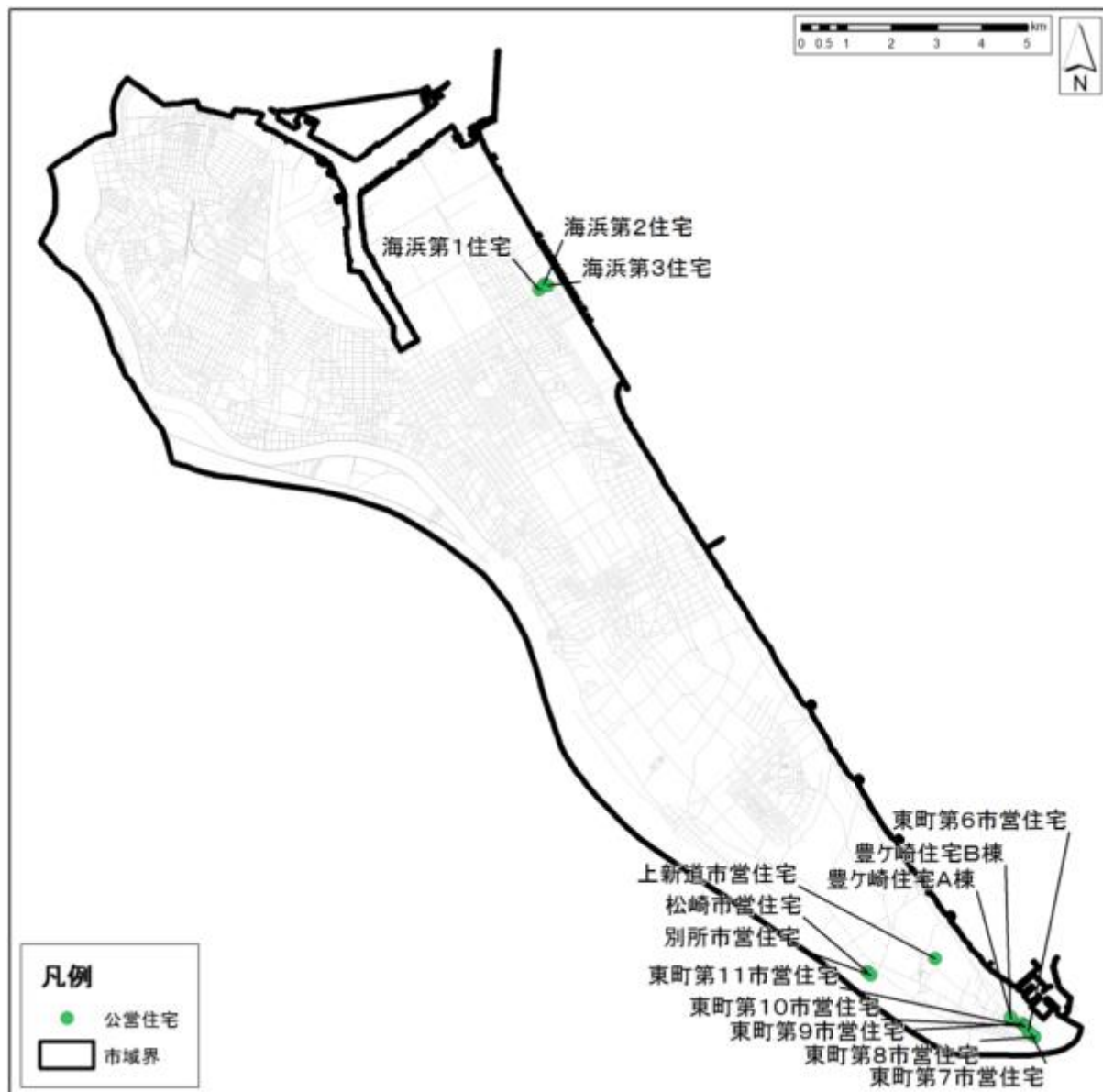
○適切な維持管理を実施して長寿命化を図ります。

(8) 公営住宅

①配置状況

公営住宅の配置状況を下図に示します。

図 4-8 公営住宅の配置状況

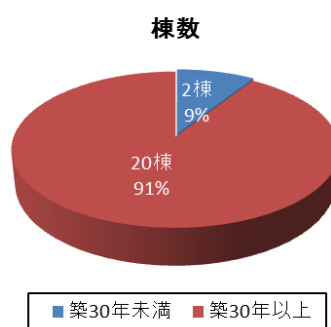
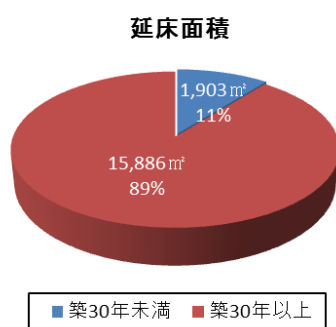


②基本情報

表 4-17 公営住宅の基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	利用者 (千人)	建築年度 (最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修の履歴
公営住宅	海浜第1住宅	都市計画課	直営	4		1981	3,372.00	2004年 外壁・屋根補修(B棟) 2005年 外壁・屋根補修(C棟) 2006年 外壁・屋根補修(A棟) 2007年 外壁・屋根補修(D棟)
	海浜第2住宅	都市計画課	直営	5		1983	3,872.00	2008年 外壁・屋根補修(F棟) 2009年 外壁・屋根補修(E棟) 2010年 外壁・屋根補修(G棟) 2012年 外壁・屋根補修(H棟) 2013年 外壁・屋根補修(集会所)
	海浜第3住宅	都市計画課	直営	2		1986	896.00	2008年 市営住宅への改修工事(I棟、J棟)
	松崎市営住宅	都市計画課	直営	1		1968	194.00	
	別所市営住宅	都市計画課	直営	1		1963	252.00	
	上新道市営住宅	都市計画課	直営	1		1959	143.00	
	豊ヶ崎住宅A棟	都市計画課	直営	1		1994	782.00	実施年不明 屋上防水
	豊ヶ崎住宅B棟	都市計画課	直営	1		1995	1,121.00	2014年 屋上防水
	東町第8市営住宅	都市計画課	直営	1		1969	1,650.00	
	東町第9市営住宅	都市計画課	直営	1		1972	660.00	
	東町第10市営住宅	都市計画課	直営	1		1973	660.00	
	東町第11市営住宅	都市計画課	直営	1		1977	887.00	
	東町第6市営住宅	都市計画課	直営	1		1967	1,650.00	
	東町第7市営住宅	都市計画課	直営	1		1968	1,650.00	
合計							17,789.00	

③建物の老朽化の状況



海浜第1住宅

④概要・課題等

○海浜第1住宅、海浜第2住宅ともに築30年以上を経過しています。海浜第1住宅は平成16～19年度に、海浜第2住宅は平成20～24年度にかけてそれぞれ外壁・屋根の改修工事を実施しました。平成28、29年度で老朽化した給排水管の更新工事を実施しています。海浜第3住宅は、教職員住宅として利用していた施設を平成20年度に改築し、市営住宅として活用しています。

○豊ヶ崎住宅B棟は、平成26年度に屋上防水を実施しました。今後は、A棟、B棟ともに外壁

の老朽化等による改修工事が必要になると想定されます。

○松崎住宅、別所住宅、上新道住宅は構造が木造で、築 40 年以上が経過して老朽化が顕著です。東町住宅は築 39～48 年が経過し、老朽化が顕著です。

○海浜第 1,2,3 住宅と豊ヶ崎住宅 A,B 棟の入居状況は、ほぼ満室の状態にあります。

○高齢者の増加に対応した、高齢者向けの公営住宅の整備については、今後の検討課題です。

⑤基本的な方針

○海浜第 1,2,3 住宅は「神栖市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理を実施して長寿命化を図ります。

○豊ヶ崎住宅 A,B 棟は、適切な維持管理を実施して長寿命化を図ります。

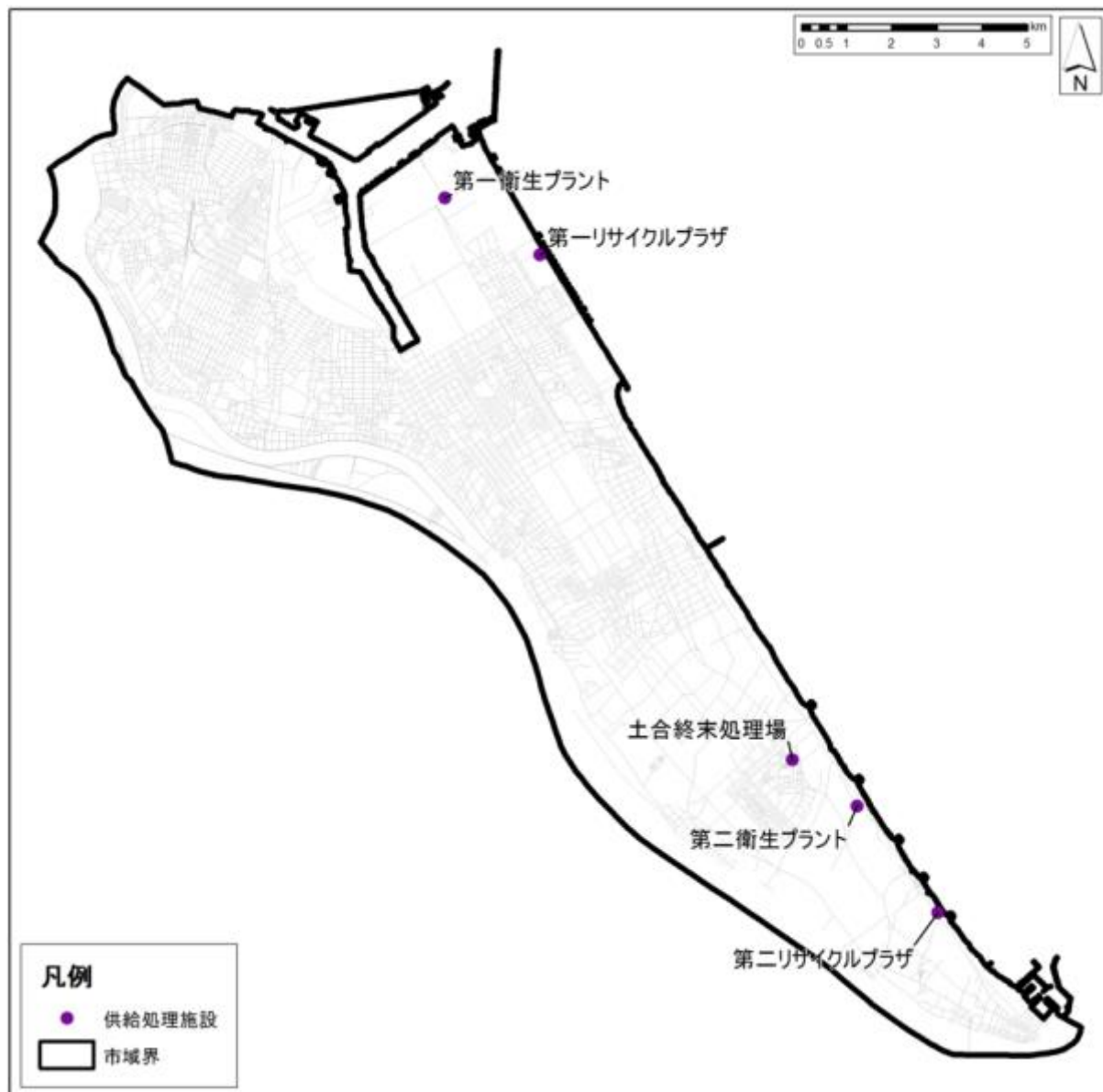
○松崎住宅、別所住宅、上新道住宅、東町住宅は、老朽化により入居募集を停止しており、現在の入居者が退去した後に、取り壊す計画です。

(9) 供給処理施設

①配置状況

供給処理施設の配置状況を下図に示します。

図 4-9 供給処理施設の配置状況

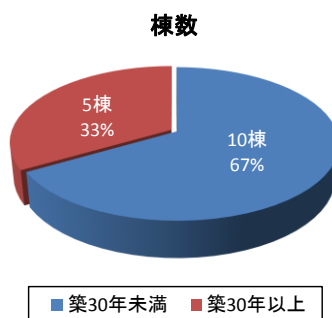
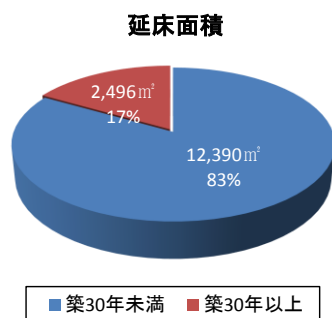


②基本情報

表 4-18 供給処理施設の基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	利用者 (千人)	建築年度 (最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修の履歴
供給処理施設	第一リサイクルプラザ	廃棄物対策課	直営	6		2005	7,698.94	
	第二リサイクルプラザ	廃棄物対策課	直営	3		2002	4,152.00	
	第一衛生プラント	廃棄物対策課	直営	1		1993	539.00	
	第二衛生プラント	廃棄物対策課	直営	3		1967	1,157.00	1979年 処理施設増設
	土合終末処理場	下水道課	その他	2		1971	1,339.07	
合計							14,886.01	

③建物の老朽化の状況



第一リサイクルプラザ

④概要・課題等

リサイクルプラザ

- 第一リサイクルプラザ、第二リサイクルプラザは、資源・不燃・粗大・有害ごみの処理施設です。
- 第一リサイクルプラザは、海岸近くに立地しているため塩害による老朽化が目立ち、今後、計画的な修繕工事が必要です。
- 第二リサイクルプラザは、平成 27 年度に工場棟の屋根修繕工事を実施しました。平成 28 年度は管理棟の屋根の改修工事を計画しています。

衛生プラント

- 第一衛生プラントは、機器のメンテナンスの定期点検、消防設備点検を毎年実施しており、平成 27 年度に空調設備の改修を実施しました。また、平成 27、28 年度で受入槽の防食塗装工事を実施しています。
- 第二衛生プラントは築 49 年が経過し、老朽化が著しいため、現在は、第一衛生プラントへ搬送するための受入貯蔵施設としています。

土合終末処理場

- 土合終末処理場は、主に土合地区の汚水処理を目的として昭和 46 年度に整備された施設ですが、平成 7 年度に完成した土合第三中継ポンプ場の稼動開始に伴い、同年度以降は使用を停止しています。老朽化した建物や処理槽等の構造物があることから、安全性の観点からも解体すべき施設であり、平成 28 年度から解体撤去計画を推進しています。

⑤基本的な方針

- 「神栖市一般廃棄物処理基本計画」に従い、リサイクルプラザの維持管理を実施します。
- 第一衛生プラントは旧神栖市対応、第二衛生プラントは旧波崎町対応施設で、対象とする処理区と処理量の問題もあるため、当面の間は適切な維持管理を実施して、現状の 2 施設を継続して使用します。
- 土合終末処理場は、解体撤去します。跡地利用については、解体撤去計画の中で検討します。

(10) その他

①配置状況

その他施設の配置状況を下図に示します。

図 4-10 その他施設の配置状況

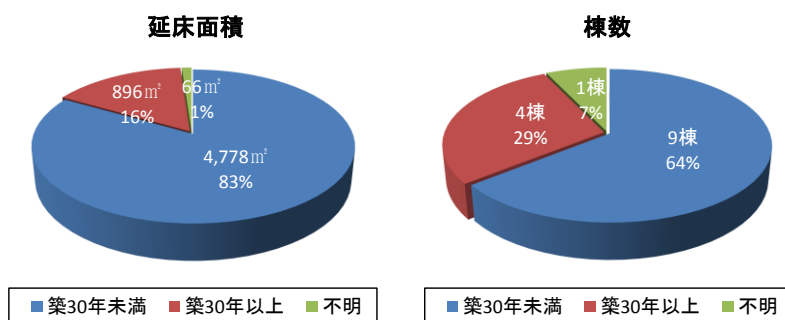


②基本情報

表 4-19 その他施設の基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	利用者 (千人)	建築年度 (最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修の履歴
その他	シルバー人材センター	契約管財課	その他	3		1996	483.00	
	かみす聖苑	環境課	指定管理者	3	135	1996	3,861.78	2012年 屋上防水(一部の み)
	はさきおさかなセンター	契約管財課	その他	1		1993	210.00	
	須田団地区民館	契約管財課	その他	1		1978	33.12	
	本新町区倉庫	契約管財課	その他	1		不明	66.00	
	あすなろ会	契約管財課	その他	1		1986	72.04	
	農産物直売所	農林課	その他	1	9	1991	54.65	2008年 バス待合所を直売 所へ改修
	かみすスポーツクラブ	文化スポーツ課	その他	1	1	1973	239.00	2013年 クラブ内リフォーム
	旧本新町健康ハウス	契約管財課	その他	1		1994	169.00	
	波崎第三保育所	こども課	直営	1		1970	497.34	1972年 宿直室建築
合計							5,685.93	

②建物の老朽化の状況



かみす聖苑

③概要・課題等

- シルバー人材センターは、公益社団法人シルバー人材センターへの無償貸付物件です。
- かみす聖苑は、指定管理者制度による管理運営を行っています。平成 24 年度に屋根の一部防水工事を実施し、平成 29 年度に空調設備を更新する予定です。
- はさきおさかなセンターは、はさき漁業協同組合への無償貸付物件で、倉庫として利用されています。
- 須田団地区民館は、須田団地行政区への無償貸付物件です。
- 本新町区倉庫は、本新町行政区への無償貸付物件です。
- あすなろ会は、NPO 法人あすなろ会への無償貸付物件で、福祉作業所として利用されています。
- 農産物直売所は、平成 20 年に循環バスの待合室を改修した施設です。運営組合への有償貸付物件で、賃貸料収入がある施設です。
- かみすスポーツクラブは、平成 25 年度に公園管理事務所を改修した施設で、地域住民を対象にした卓球等の軽い運動ができる施設となっています。
- 旧本新町健康ハウスは、本新町行政区への無償貸付物件です。

○はさき火葬場は、平成 28 年 5 月 16 日に供用開始された新しい施設で、火葬場と待合室の構成です。

④基本的な方針

○シルバー人材センター、はさきおさかなセンター、須田団地区民館、本新町倉庫、旧本新町健康ハウスは、今後とも維持管理を継続しますが、将来、補修に耐えられなくなった場合は、廃止・解体します。

○農産物直売所は、賃貸物件であり建物の維持に必要な補修は実施しますが、今後の施設の維持については神栖農産物直売所運営組合と協議して決定します。

○波崎第三保育所は、平成 17 年から閉鎖しており、平成 28 年度中に解体撤去工事を計画しています。

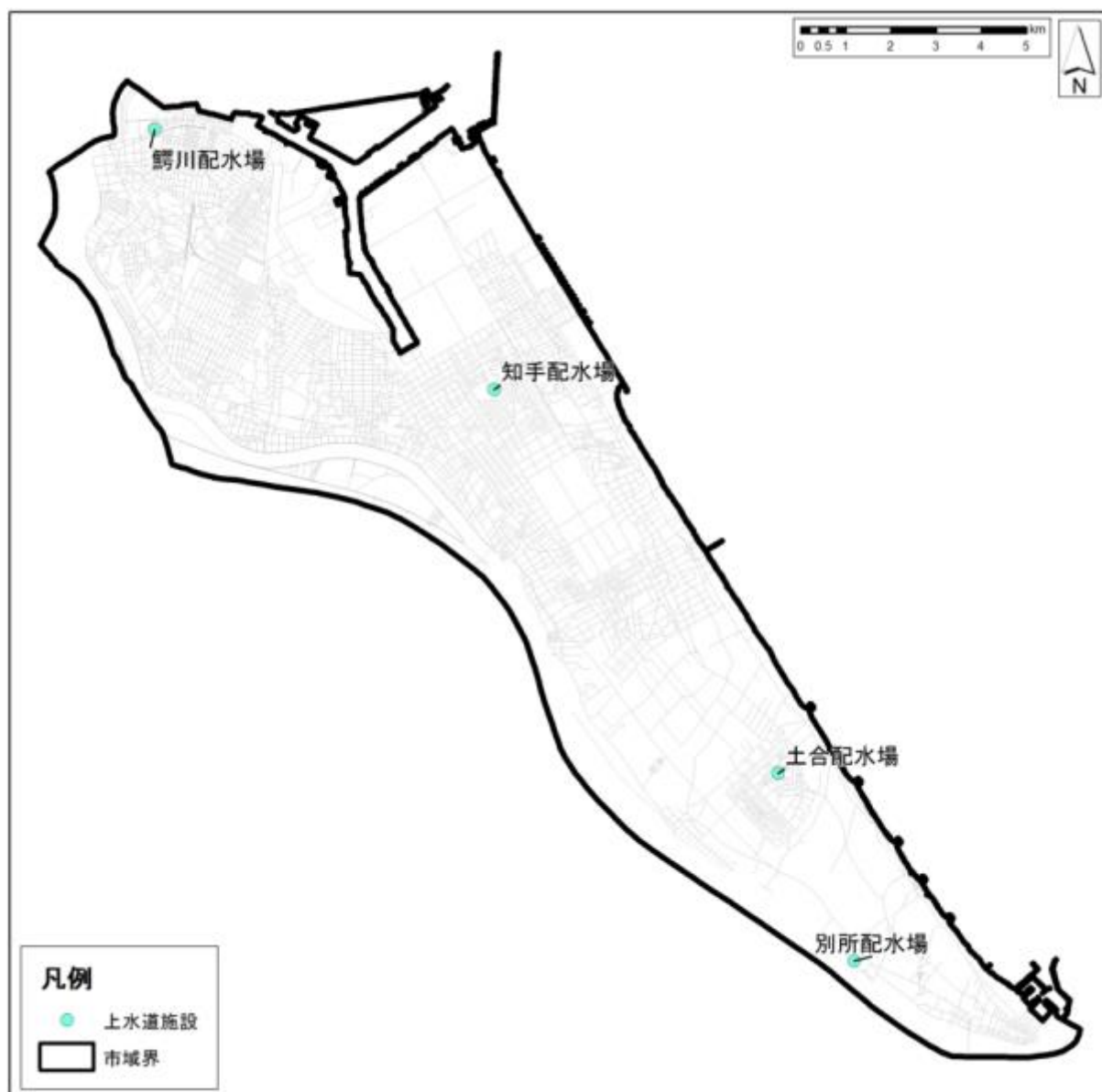
○その他施設については、適切な維持管理を実施して長寿命化を図ります。

(11) 上水道施設

①配置状況

上水道施設の配置状況を下図に示します。

図 4-11 上水道施設の配置状況

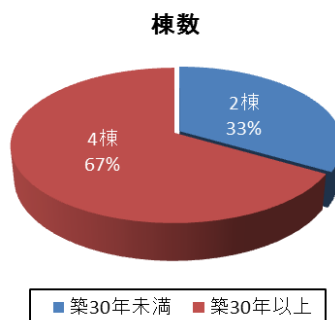
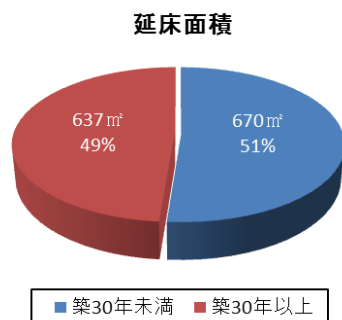


②基本情報

表 4-20 上水道施設の基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	利用者 (千人)	建築年度 (最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修の履歴
配水場	土合配水場	水道課	直営	1		2011	245.61	
	別所配水場	水道課	直営	3		1968	236.50	2008年 屋上防水(ポンプ棟と機械) 2008年 屋上防水(棟で1契約)(発電機棟) 2007年 屋上防水(旧波崎町水道事業事務所)
	知手配水場	水道課	直営	1		1968	400.00	
	鱈川配水場	水道課	直営	1		2003	424.00	
合計							1,306.11	

③建物の老朽化の状況



鰐川配水場

④概要・課題等

- 土合配水場は平成 23 年度に更新した施設であり、内部設備の点検を実施しています。
- 別所配水場は築 48 年を経過し老朽化が目立ちます。平成 20 年に屋上防水工事を実施し、平成 24 年に耐震診断を実施した結果、耐震性に問題はありませんでした。
- 知手配水場は、築 48 年を経過しており、老朽化が目立ちます。また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、配水塔及び配水地が被災したことから、構造物の耐震性や場内配管等の経年劣化状況を考慮し、耐震性構造を備えた施設への更新を平成 29 年度に完成する予定にしています。新知手配水場の竣工により、全ての配水場が現在の有人運転から無人運転施設に切り替わる予定です。
- 鰐川配水場は平成 15 年度に新築した施設であり、内部設備の点検を実施しています。

⑤基本的な方針

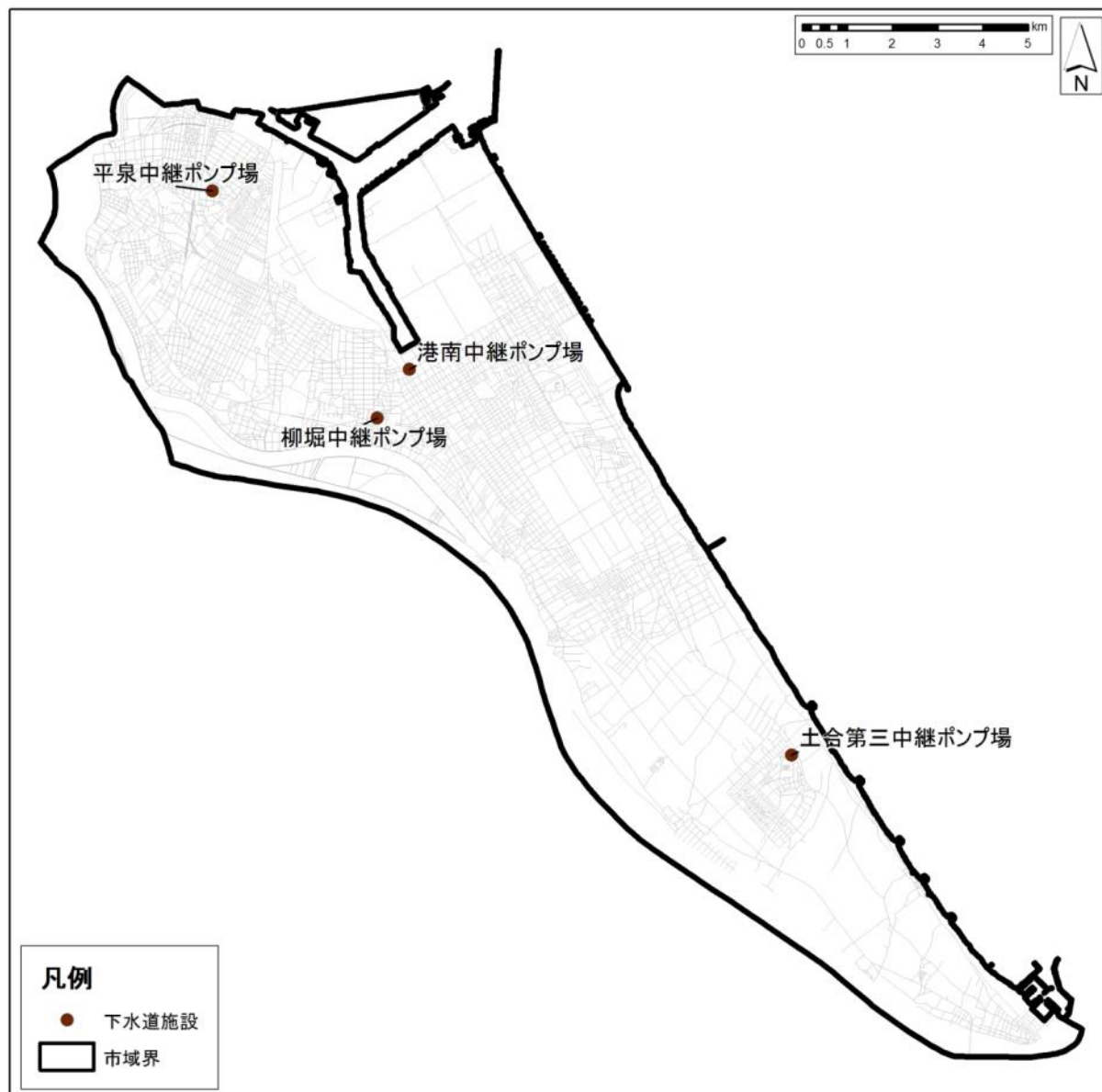
- 平成 20 年に策定した「水道ビジョン」の計画期間が平成 29 年度までのため、神栖市水道事業アセットマネジメントに基づき、平成 30 年度からの新たな「水道ビジョン」を平成 29 年度に策定します。
- 知手配水場は、平成 30 年度以降の取り壊しを計画しています。

(12) 下水道施設

①配置状況

下水道施設の配置状況を下図に示します。

図 4-12 下水道施設の配置状況

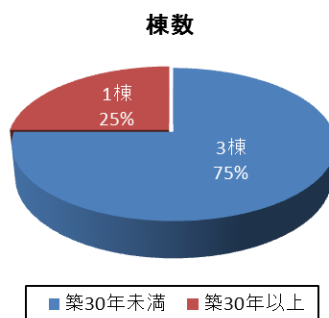
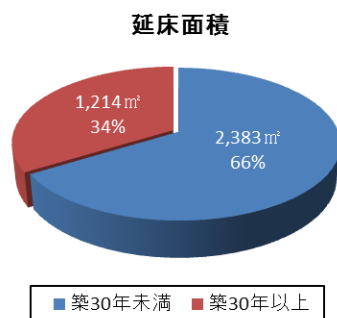


②基本情報

表 4-21 下水道施設の基本情報

施設類型	施設名称	所管課	管理形態	棟数	利用者 (千人)	建築年度 (最も古い建物)	総延床面積 (㎡)	大規模改修の履歴
ポンプ場	港南中継ポンプ場	下水道課	直営	1		1986	1,213.77	
	柳堀中継ポンプ場	下水道課	直営	1		1989	256.37	
	平泉中継ポンプ場	下水道課	直営	1		1992	497.70	
	土合第三中継ポンプ場	下水道課	直営	1		1995	1,628.46	
合計							3,596.30	

③建物の老朽化の状況



土合第三中継ポンプ場

④概要・課題等

- 平成 26 年度末に港南、柳堀、平泉、土合第三中継ポンプ場、4 施設の建屋内部の設備を対象とした 5 カ年の長寿命化計画を策定しました。計画に基づき、平成 27 年度に実施設計を行い、平成 28 年度から設備の改築及び更新を行います。また、耐震診断の結果から、平成 30 年度より土合第三中継ポンプ場建築部の耐震化工事を実施する予定です。

⑤基本的な方針

- 現在、平成 27 年から平成 31 年までを期間とする長寿命化計画があり、平成 32 年度以降の長寿命化計画については、「神栖市下水道ストックマネジメント計画（仮称）」の一部として策定し、施設の全体的な管理の最適化を図ります。

2 インフラ系公共施設

インフラ系公共施設における施設類型ごとの管理に関する現状と課題、基本方針として、①現状と課題、②基本的な方針について整理します。

なお、上水道、下水道の各管路については、包括的な維持管理が必要であるため、それぞれ関連する建築物と合わせて整理しています。

(1) 道路

①現状と課題

補修等については、日常的に実施している点検パトロール及び関係者や住民からの情報を収集して、状況に応じて迅速に実施しています。

従来の事後的な修繕・更新から、定期的な点検及び計画的な修繕・更新等を行う予防保全型の維持管理へ転換を図り、道路施設の長寿命化や修繕・更新にかかる費用の縮減と平準化を図る必要があります。

道路の占用物件である水道配水管や下水道管渠などの地下埋設物に関しては、所管課との調整を図り、合理的な更新等を進めていく必要があります。

②基本的な方針

平成 28 年度から波崎地区で試験的に実施している 24 時間体制で道路補修に対応する仕組みを、来年度以降、市域全体に広げて実施する予定です。

(2) 橋りょう

①現状と課題

更新の目安である建設後 60 年を経過している施設は、現時点ではありませんが、平成 49 年以降に急増することが想定されます。

平成 25 年度に策定された「神栖市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、修繕・更新を実施していますが、場合によっては、修繕よりも架替えた方が経済的、あるいは前倒しで実施する方が経済的であると判断されるケースもあり、全体の修繕・更新費用を考慮しながら、状況に応じた補修等を実施しています。

②基本的な方針

平成 25 年度に策定された「神栖市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、適切な維持管理を実施します。なお、この計画は 5 年ごとに見直す予定です。

(3) 上水道

①現状と課題

更新の目安である建設後 40 年を経過している配水管は、現時点において全体の約 27.6%であり、老朽化が進んでいますが、毎年度更新を実施しています。

「水道ビジョン」に基づき、配水場施設と合わせた包括的な維持管理を検討し、更新等費用の縮減と平準化を図る必要があります。

②基本的な方針

平成 30 年度に策定予定の新たな「水道ビジョン」に基づき、配水管の更新計画を策定し、適切な維持管理を実施します。

(4) 下水道

①現状と課題

平成 27 年から平成 31 年までを期間とする長寿命化計画に基づき、ポンプ場と合わせた包括的な維持管理を実施しています。

②基本的な方針

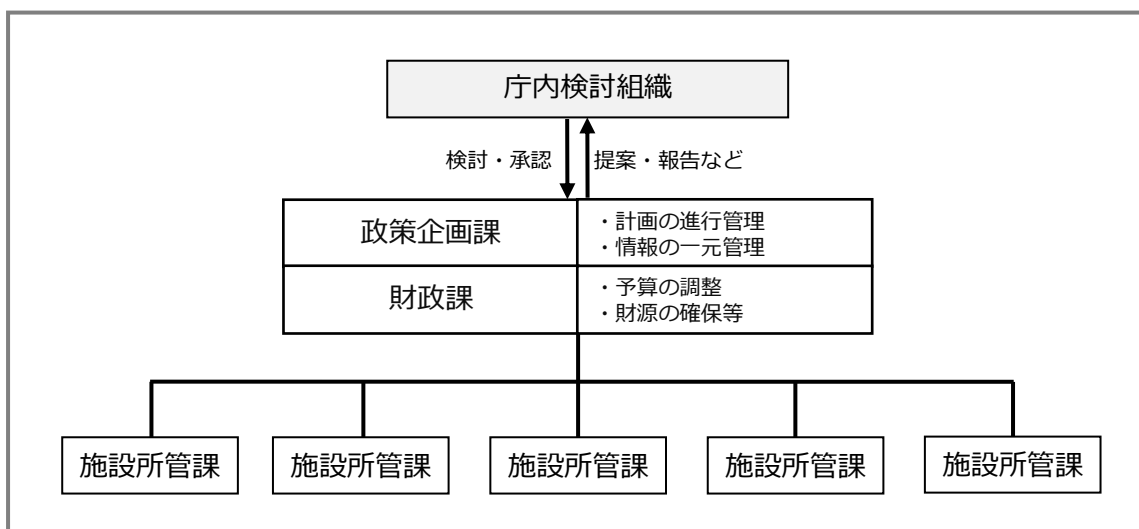
「神栖市下水道ストックマネジメント計画（仮称）」の一部として策定する予定の長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を実施します。

第5章 フォローアップ実施体制

1 全庁的な取り組み体制の構築

公共施設等マネジメントに主体的に取り組む部署が中心となり、施設所管課などの関連部署と連携し、全庁的な取組体制を構築します。また、全庁的な調整や合意形成を行う場としての庁内検討組織を設置します。

図 5-1 全庁的な取り組み体制のイメージ

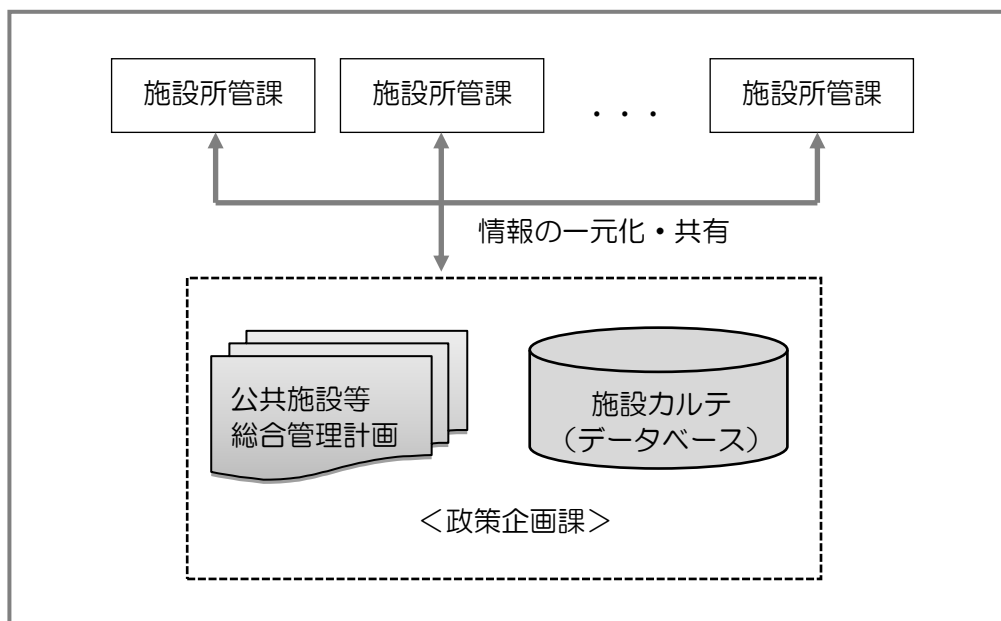


2 情報の一元管理と共有のあり方

公共施設等総合管理計画を着実に推進していくためには、人件費や修繕費などの維持管理費用、利用状況などについて、適宜把握する必要があります。そのため、図 5-2 に示すように本計画策定に伴い作成した「施設カルテ」を、一元的な情報データベースとして活用するものとし、修繕履歴や改修などに関する情報を網羅し、適宜更新していくものとしします。

こうして一元化されたデータを庁内で共有し、施設の長寿命化計画や再編・再配置計画などの策定のための基礎情報として活用し、全庁横断的かつ効率的な管理・運営の実践を目指します。

図 5-2 情報の一元管理・共有のイメージ



3 フォローアップの実施方針

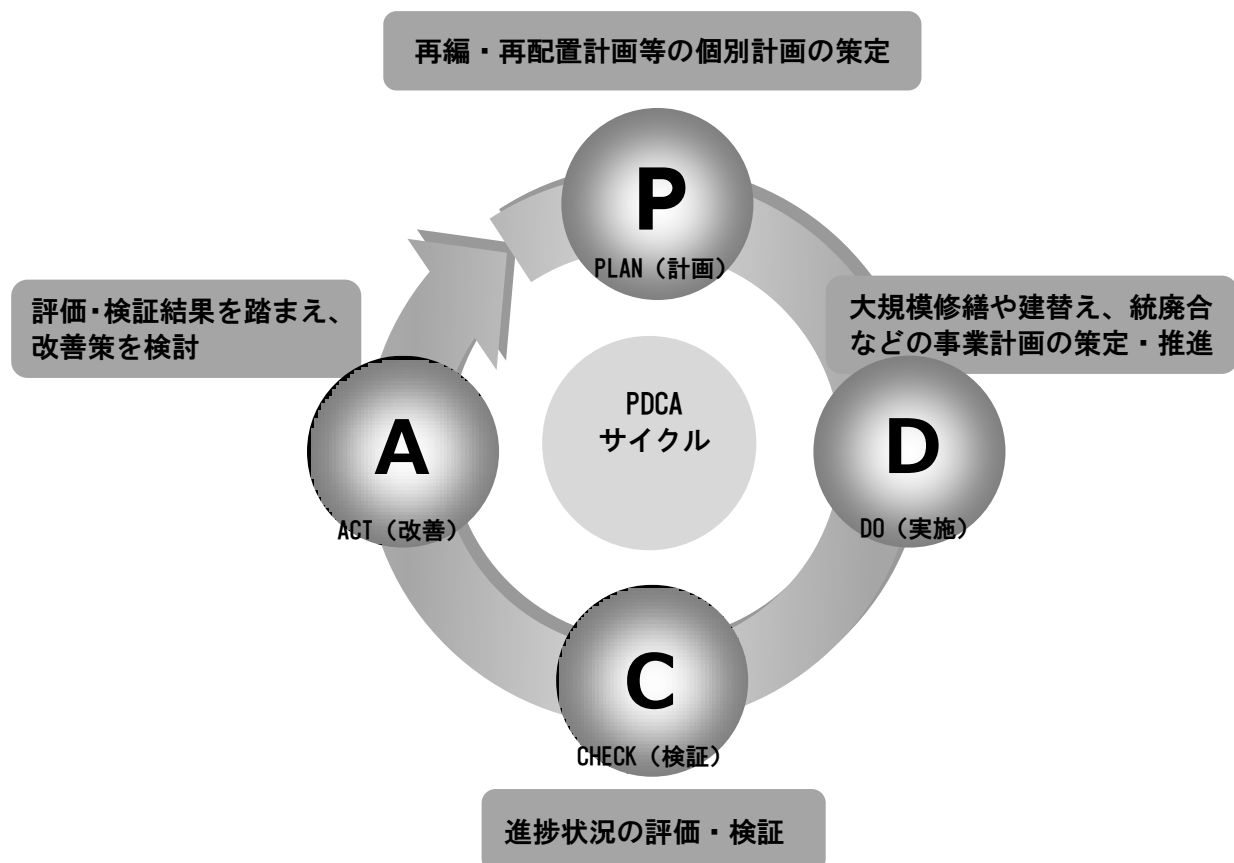
PDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルにより、取組の進捗管理や改善を行い、本計画を着実に推進していきます。本計画を着実に進めていくために、図 5-3 に示す PDCA サイクルを実施していくことが重要となります。

「PLAN・計画」では、本計画の方針に沿って再編・再配置計画等の個別計画の策定を行い、「DO・実施」では、大規模修繕や建替え、統廃合などの事業計画の策定及び推進を図ります。

「CHECK・検証」では、進行管理を担う本計画庁内検討組織により再編・再配置計画等の個別計画の進捗状況を集約し、情報の共有及び検証を行います。

「ACT・改善」では、検証により洗い出された課題について、庁内検討組織の中で協議します。その結果に基づき、再編・再配置計画等の個別計画の見直しや新規の個別計画（PLAN）の策定を行います。

図 5-3 フォローアップの実施イメージ



神栖市公共施設等総合管理計画

発 行 神栖市

編 集 神栖市企画部政策企画課

発行年月 平成 29 年 3 月

〒314-0192 茨城県神栖市溝口 4991 番地 5

電話 : 0299-90-1111 (代表)

ファクス : 0299-90-1112

E-mail : kikaku@city.kamisu.ibaraki.jp